

**第7回  
全国小売業万引被害実態調査**

**平成24年9月**

**特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構**  
**協力：警察庁生活安全局生活安全企画課**  
**日本小売業協会**

## ごあいさつ

平成 23 年度に実施しました「第 7 回 全国小売業万引被害実態調査」の結果をお届けします。

平成 17 年度に開始しましたこの調査も 7 回目になりました。犯罪の根っこにある万引犯罪を防止し、青少年の健全育成と地域の安全・安心を取り戻すために全国の小売業の皆様から貴重なデータをお寄せいただきました。併せて、「特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構」の会員各位、警察庁生活安全局生活安全企画課及び日本小売業協会を始めとする関係部門の厚いご協力と、多大なるご支援の賜物と感謝いたし、ここに深くお礼を申し上げます。

最近の万引犯罪が高止まりしている主な原因と致しましては、

- (1) 高齢者による万引が増え続けていること
- (2) 青少年の万引がいじめ問題も絡んで増えていること
- (3) マイバックによる万引が増えていること
- (4) 換金目的の大量万引、集団万引が激しいこと（一部は暴力団の資金源）
- (5) 万引品のネット販売の横行
- (6) 従業員窃盗及び従業員と来店客が結託した窃盗の増加

等があり、これら万引犯罪の増加は小売業の経営を圧迫する経済問題であるばかりでなく、青少年の健全育成を阻害する社会問題でもあります。特に万引犯罪は子ども、高齢者、従業員や関係者等広範囲にわたっていることを考えますと、日本の規範意識を取り戻す意味でも社会全体として対策に取り組むべき緊急課題であります。

私ども万防機構も過去に様々な対策を提案・実施してきましたが、平成 21 年から始まった警視庁が中心になって取り組んでいる東京の万引防止対策、更に平成 22 年 10 月から始まっている全国での万引防止対策の推進のなかで、万防機構も種々の機関や人々と連携し様々な提案してまいりたいと考えています。

今年 1 月 31 日臨時総会に於いて機関決定し、2 月 7 日記者発表した 3 つの提言（マイバック使用マナー、万引品処分市場問題、万引窃盗犯の「店内確保」の推進）は特に注目を浴びています。

このような環境の中での本調査報告書を今後の万引防止対策に役立てていただければ幸いです。

平成 24 年 9 月

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構  
理事長 河上 和雄



(13) 万引被害件数の多い商品【問9】	57
(14) 最近の万引犯罪の原因【問10】	58
(15) 当社で万引被害を減少させた要因【問11】	59
3. 万引犯罪発見後の処理	60
(1) 当社の基本的な処理方針【問12】	60
(2) 警察に通報した後で、書類作成等で要した時間 【問12-1～問12-4】	61
(3) 基本的な処理と異なる場合の基準【問12-5】	65
(4) 「全件通報・通報ルールの簡略化」の認知状況【問12-6】	66
4. 万引犯罪の防止策	67
(1) 万引犯罪への基本的な考え方【問13】	67
(2) 各店舗で実施している万引犯罪防止策【問14】	68
(3) 万引犯罪防止のために実施している従業員教育【問15】	69
(4) 万引犯を捕捉した際にかかった費用の損害賠償請求 【問16～問16-2】	70
(5) 少年の万引き犯罪防止はどこが主体となるべき【問17-A】	73
(6) 成人の万引き犯罪防止はどこが主体となるべきか 【問17-B】	74
(7) 地域社会との付き合い【問18】	75
(8) 法改正された刑法235条の認知と適用【問19～問19-1】	76
(9) マイバックの使用【問20-1～問20-2】	79
(10) 店内確保についての考え方【問21】	81
(11) 万引品のネット転売等について【問22】	82
全国万引被害実態調査 調査票	83

# 2011年度 全国万引被害実態調査 報告

2012年6月11日

NPO法人 全国万引犯罪防止機構  
調査研究委員会委員長 加藤和裕

1

## 1. 全国万引被害実態調査概要

調査・分析：NPO法人全国万引犯罪防止機構

協力：警察庁生活安全局生活安全企画課

日本小売業協会

2

## (1) 調査社数と回収状況

	09/3月	10/3月	11/3月	12/3月
調査対象社	924	871	951	930
倒産合併等	63	23	25	15
回収	324	319	251	296
回収率	37.6%	37.6%	27.1%	32.3%

昨年度に比べ、回収数で45社、回収率では5.2%増加しました。

3

## (2) 調査で把握した万引の概要

	09/3月	10/3月	11/3月	12/3月
確保した犯人数	42,696	45,384	39,817	36,414
万引犯罪被害件数	54,233	44,074	68,985	73,183
調査票回収社数	324	319	251	296
確保人数／社	132	142	159	123
被害件数／社	167	138	275	247

・1社平均247件の万引被害に遭い、123人の万引き犯を捕捉している

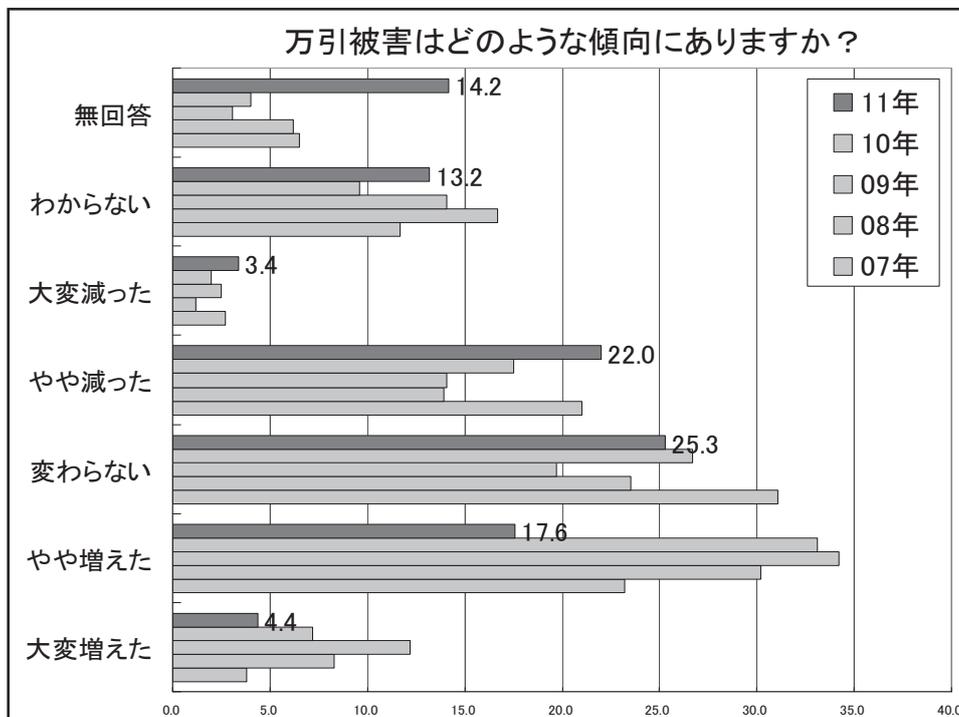
4

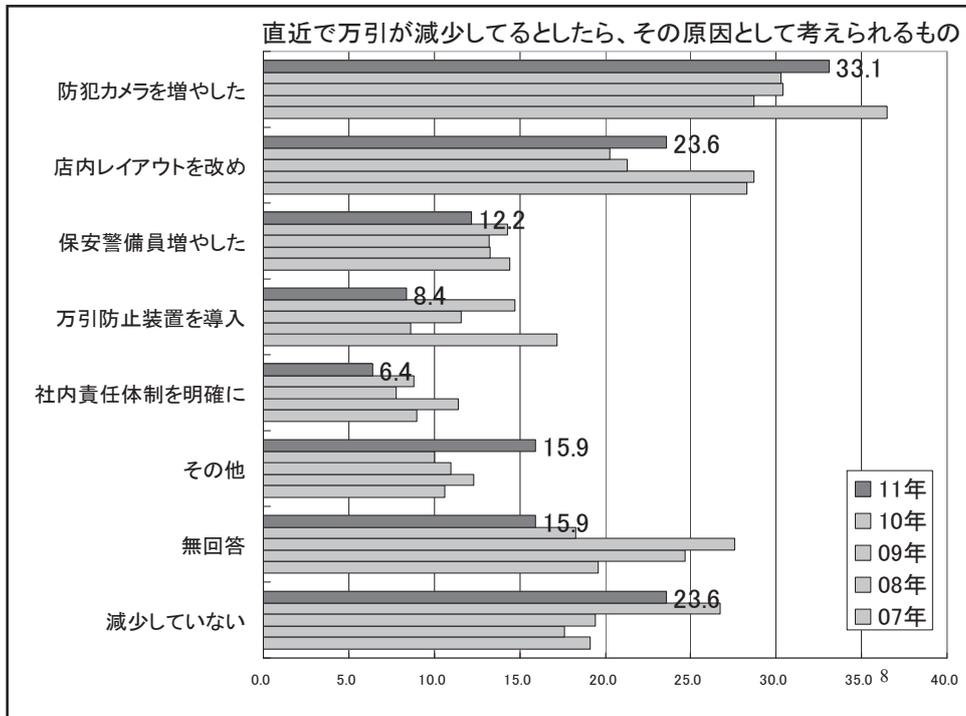
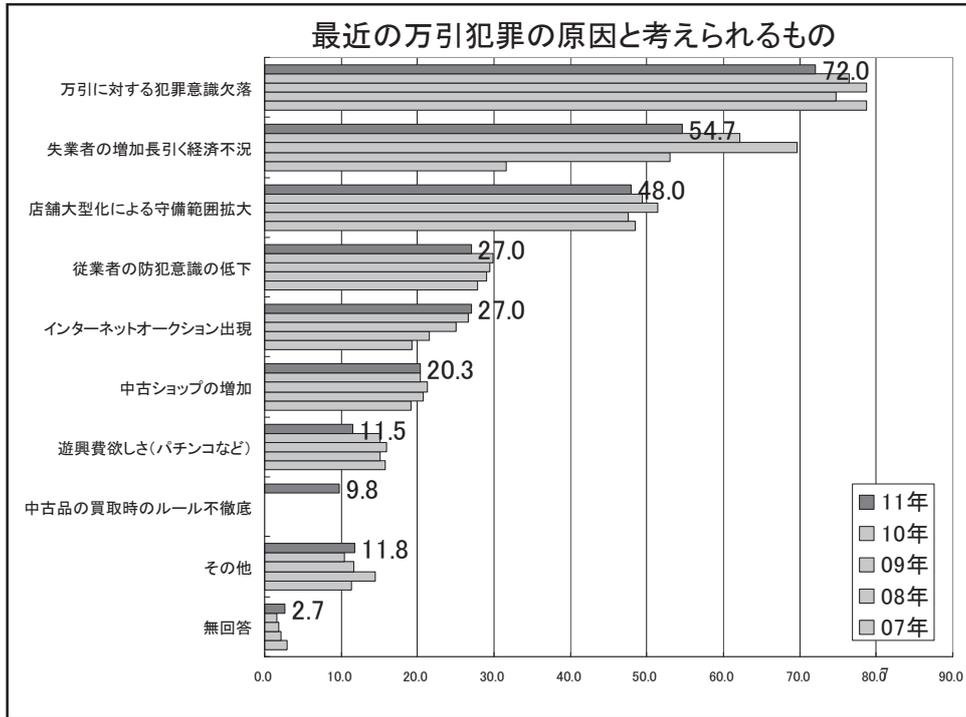
### (3) 万引犯を確保した人36,450人

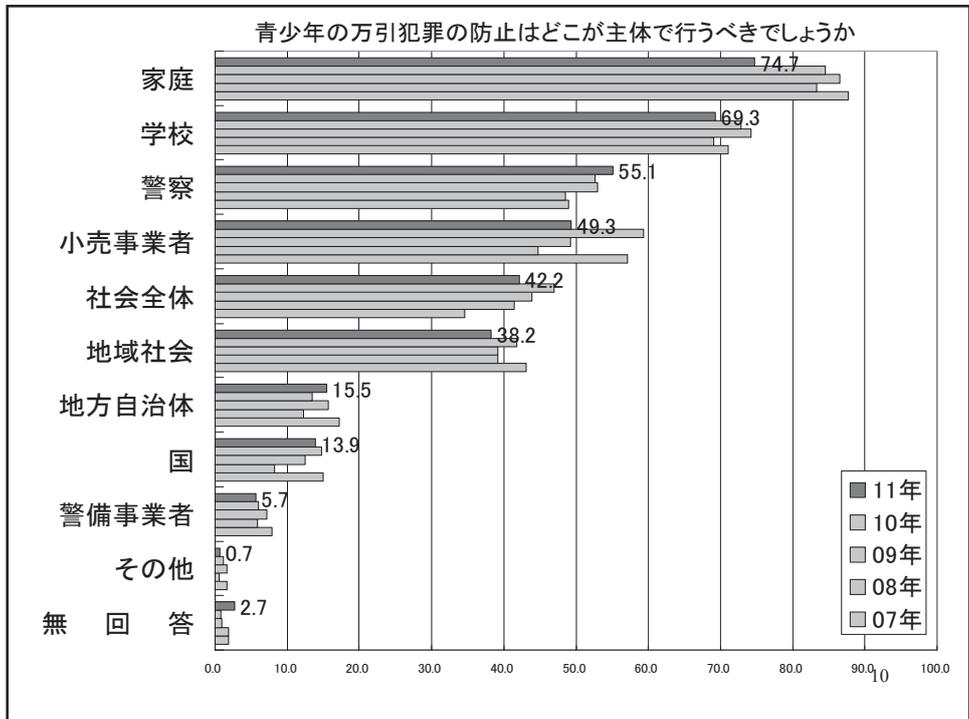
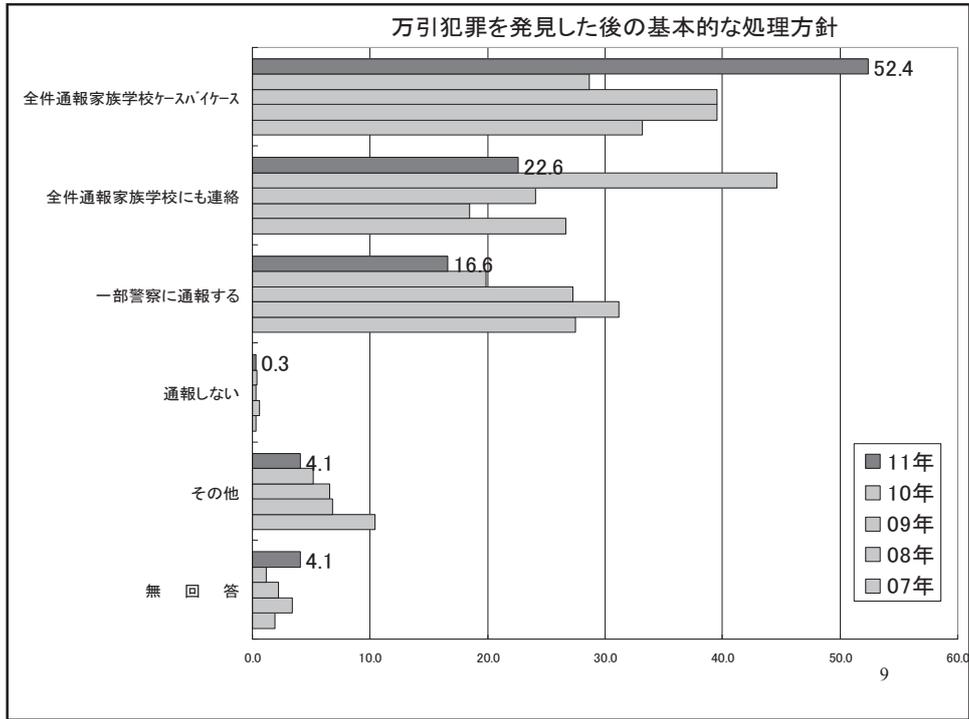
	09/3月	10/3月	11/3月	12/3月	構成比
従業員	3,999	3,018	3,528	4,290	11.8%
保安警備員	56,139	46,970	45,179	31,024	85.1%
お客様	136	142	75	895	2.5%
その他	148	152	92	157	0.4%
不明	40	55	11	84	0.2%
合計	60,462	50,337	48,885	36,450	100.0%

確保した人の合計が減っている中で、従業員は2年連続増加している。

5

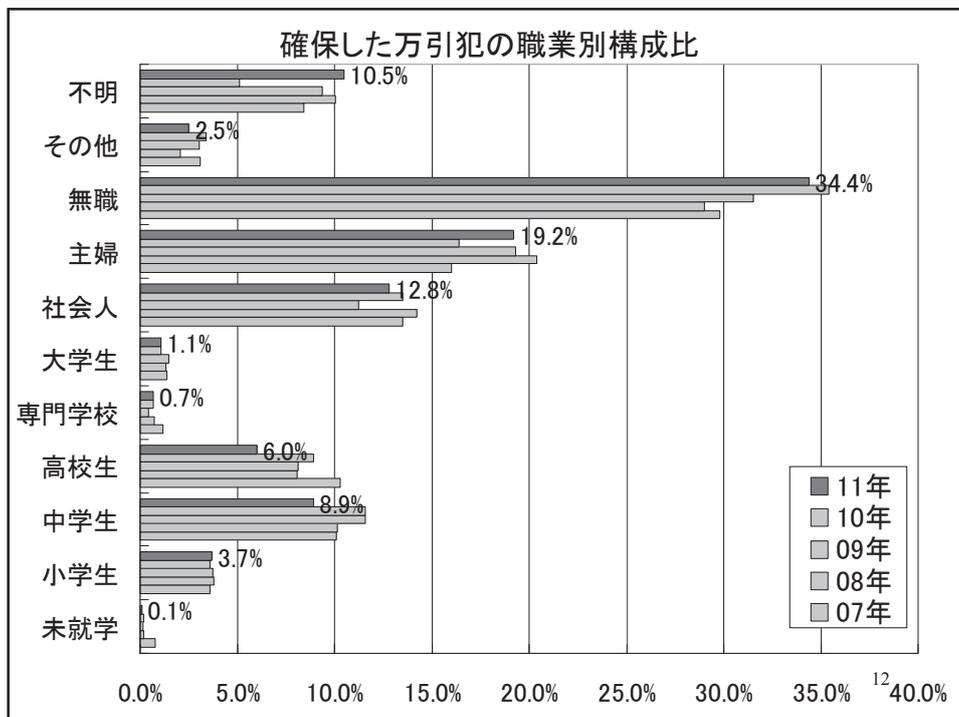






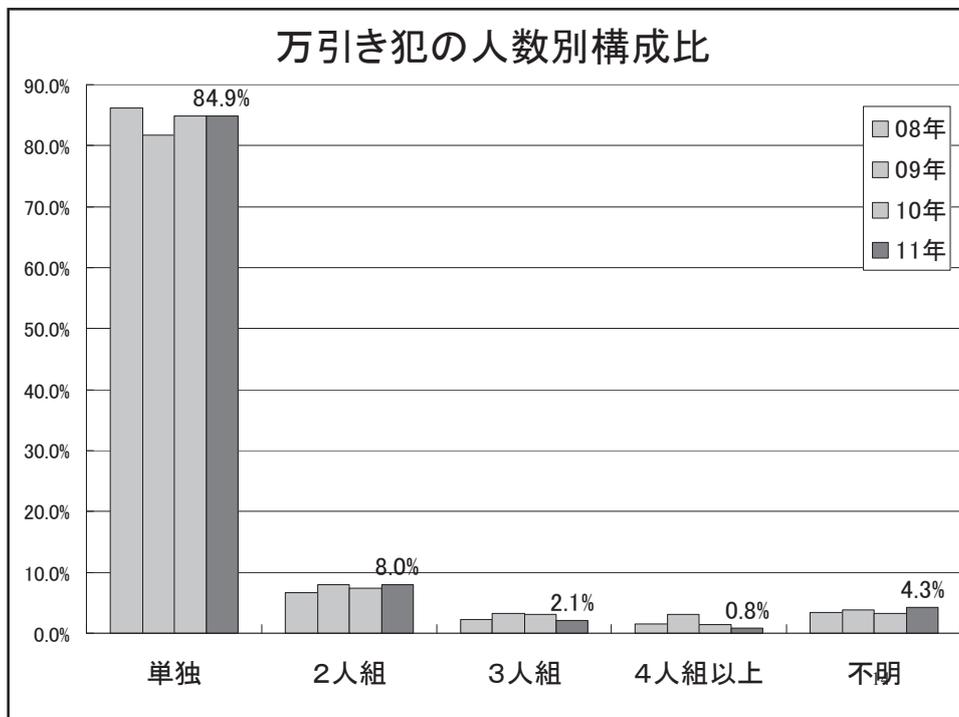
## 2. 確保した万引犯の 職業別構成比推移

11



### 3. 確保した万引犯の 人数別構成比

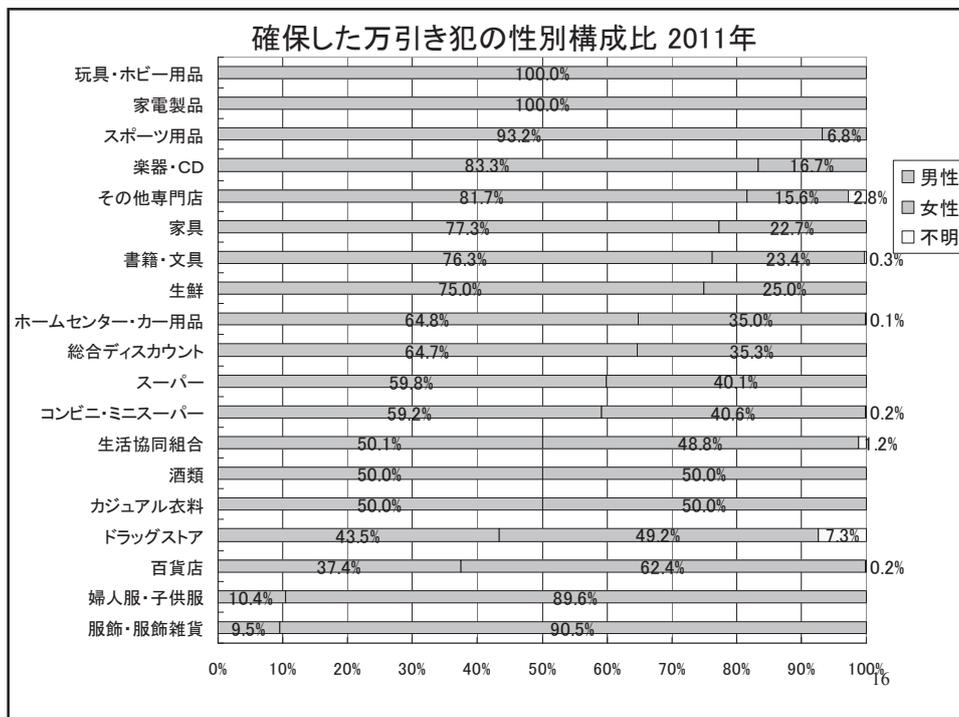
13



## 4. 確保した万引犯の 性別構成比

### 業種別

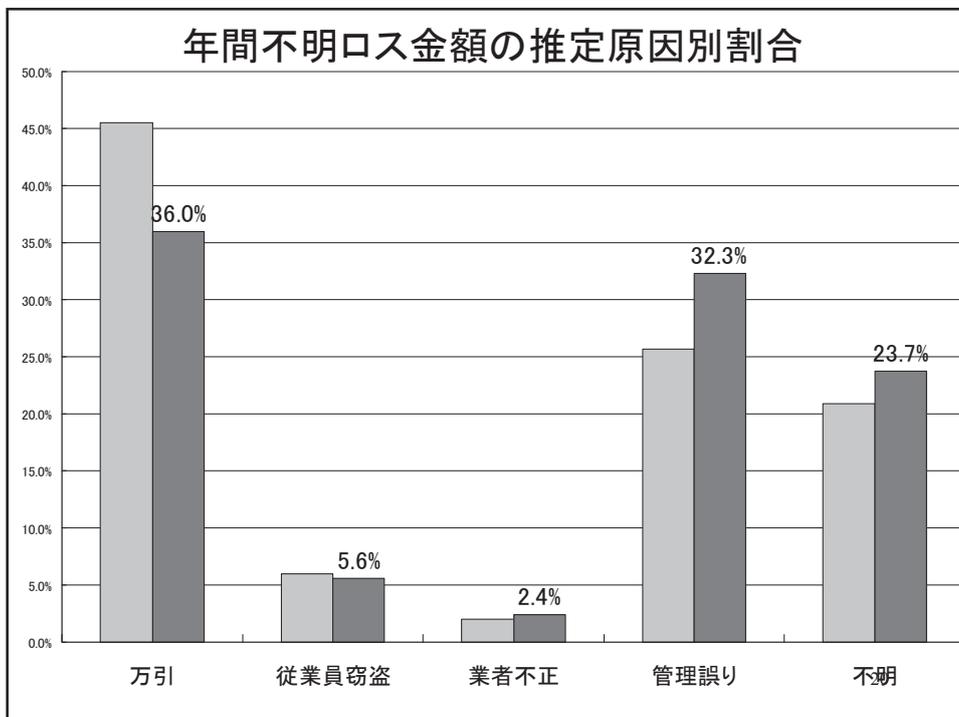
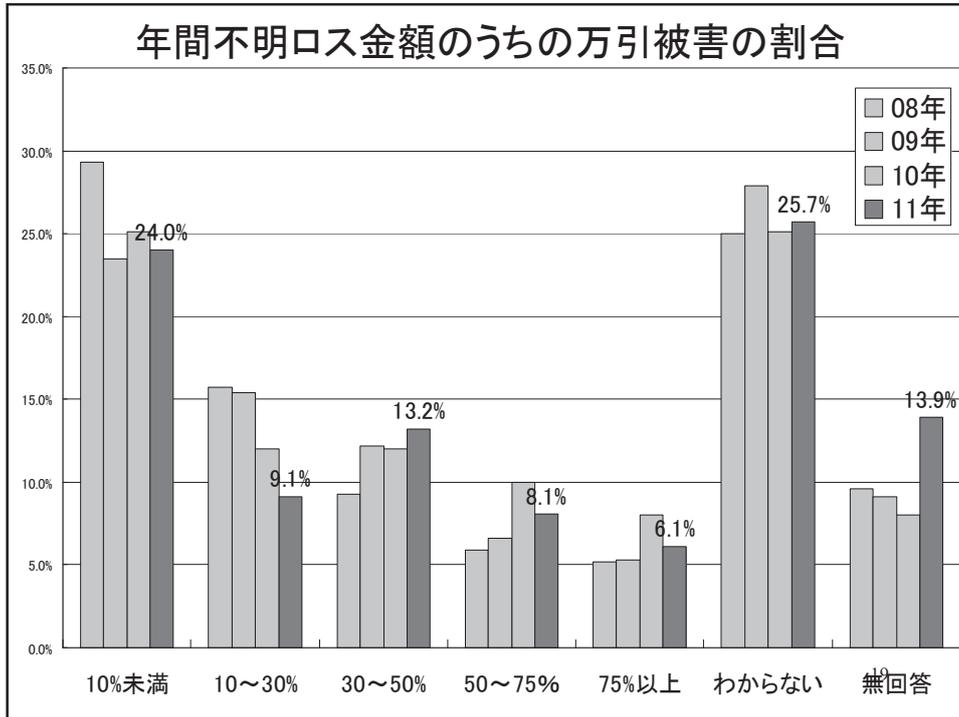
15



## 5. 不明ロス率の推移

17

ロス率09年度		ロス率10年度		ロス率11年度	
服飾・服飾雑貨	1.50%	カジュアル衣料	2.02%	ドラッグストア	1.12%
楽器・CD	0.88%	百貨店	1.02%	HC・カー用品	0.91%
時計・めがね	0.87%	書籍・文具	0.88%	時計・めがね	0.83%
CVS・ミニスーパー	0.71%	HC・カー用品	0.82%	服飾・服飾雑貨	0.71%
HC・カー用品	0.60%	CVS・ミニスーパー	0.80%	書籍・文具	0.56%
書籍・文具	0.59%	総合DS	0.70%	家具店	0.55%
スポーツ用品	0.58%	スーパー	0.65%	総合DS	0.49%
ドラッグストア	0.48%	生活協同組合	0.59%	カジュアル衣料	0.47%
スーパー	0.37%	婦人服・子供服	0.58%	スーパー	0.44%
総合DS	0.35%	服飾・服飾雑貨	0.54%	スポーツ用品	0.42%
その他専門店	0.35%	家電製品	0.53%	生活協同組合	0.34%
生活協同組合	0.31%	ドラッグストア	0.39%	婦人服・子供服	0.31%
靴	0.28%	その他専門店	0.36%	その他専門店	0.31%
婦人服・子供服	0.18%	スポーツ用品	0.34%	靴	0.29%
百貨店	0.15%	楽器・CD	0.26%	宝飾品	0.19%
紳士服	0.02%	靴	0.18%	CVS・ミニスーパー	0.17%
		時計・めがね	0.06%	百貨店	0.16%
※サンプル数3社以上を集計				家電製品	0.09%
				紳士服	0.04%

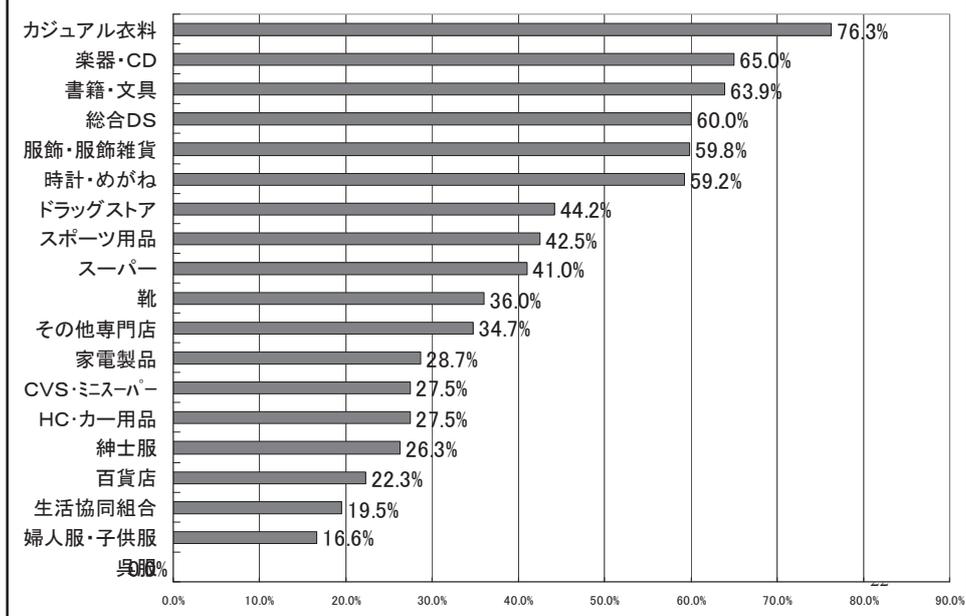


## 不明ロス金額の原因別推定

単位: 億円	11/3月		12/3月	
売上高計	162,559		223,459	
不明ロス率	0.66%		0.45%	
推定不明ロス高	1,065		995	
万引ロス高	485	45.5%	358	36.0%
従業員窃盗ロス高	64	6.0%	56	5.6%
業者不正ロス高	21	2.0%	24	2.4%
管理誤りロス高	273	25.7%	321	32.3%
狭義不明ロス高	222	20.9%	236	23.7%

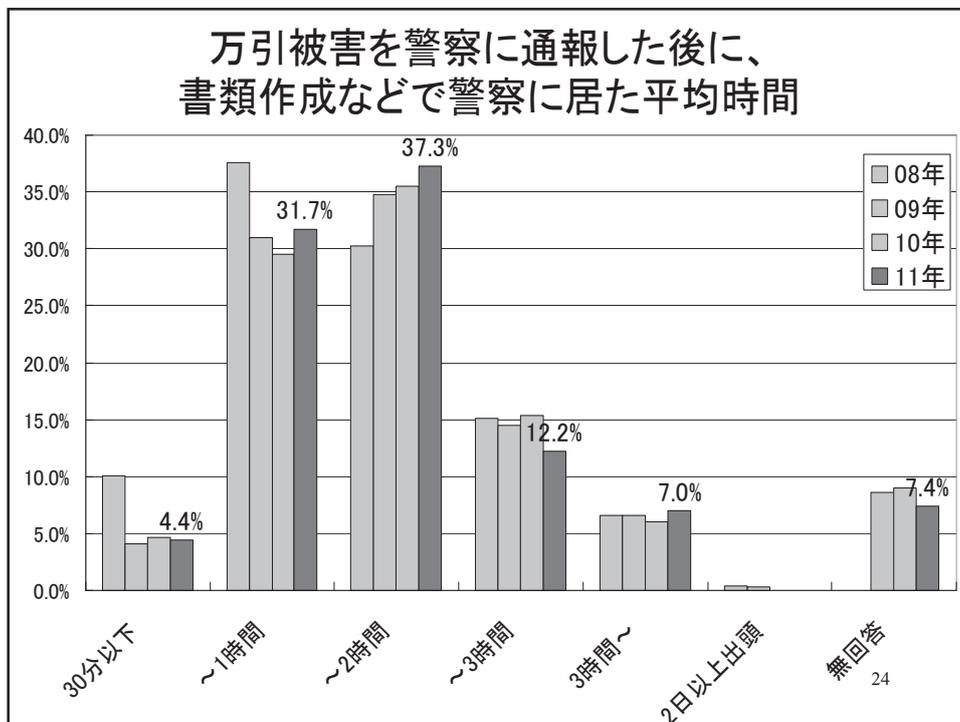
21

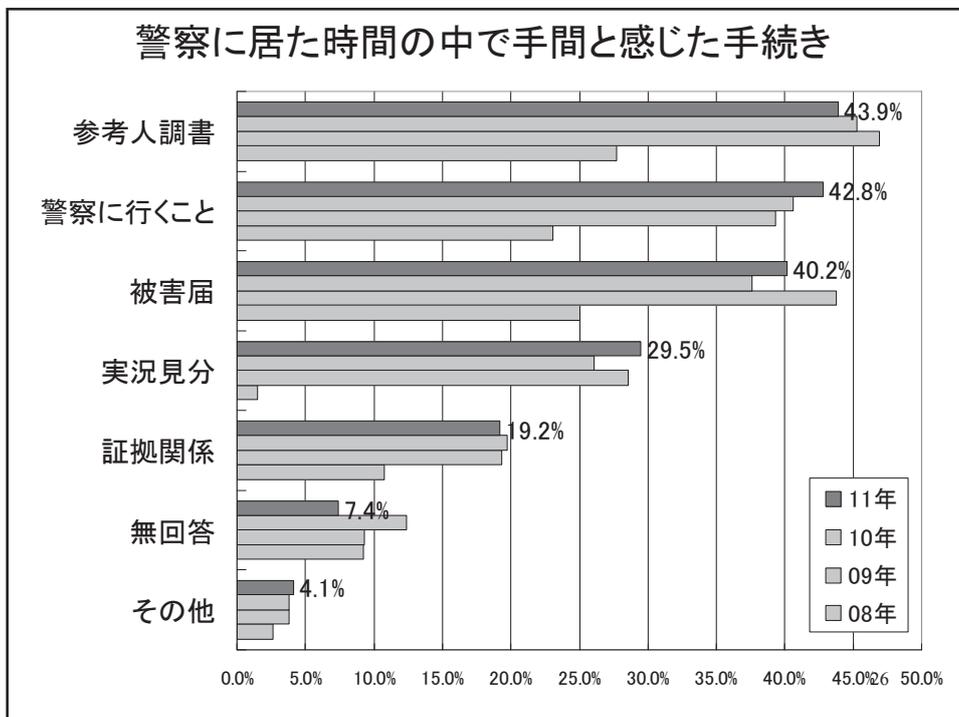
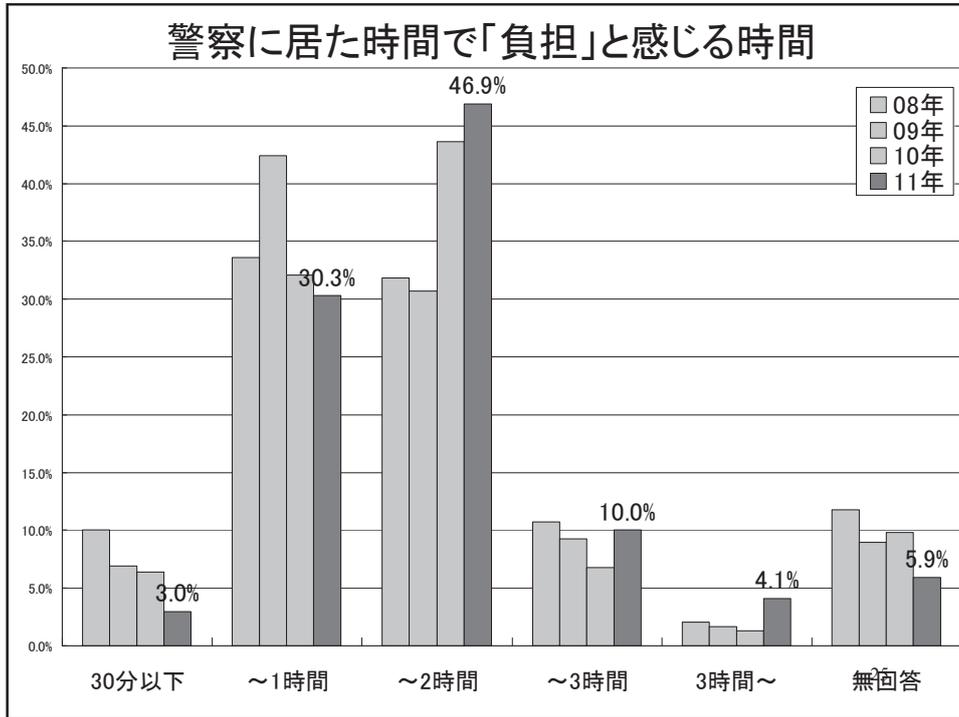
## 年間不明ロス金額のうちの万引被害の割合

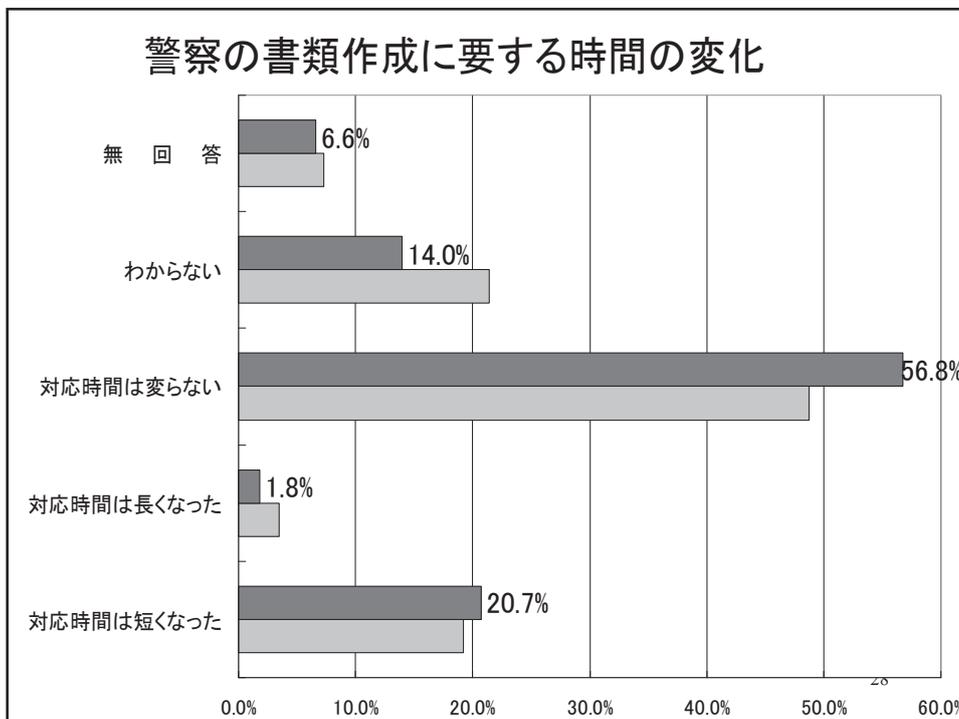
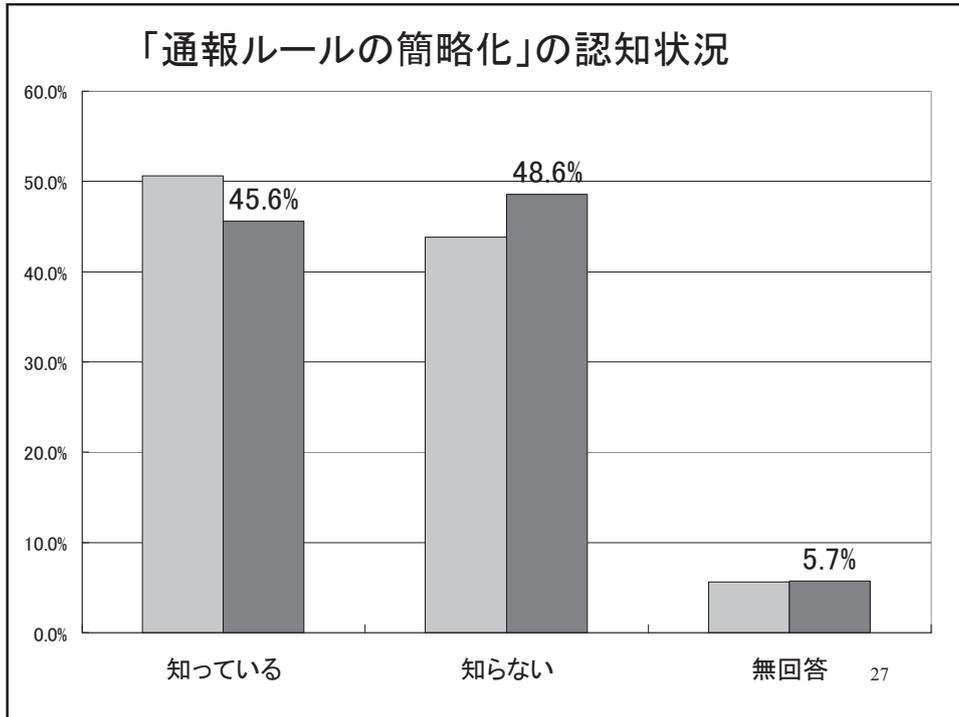


## 6. 通報処理

23







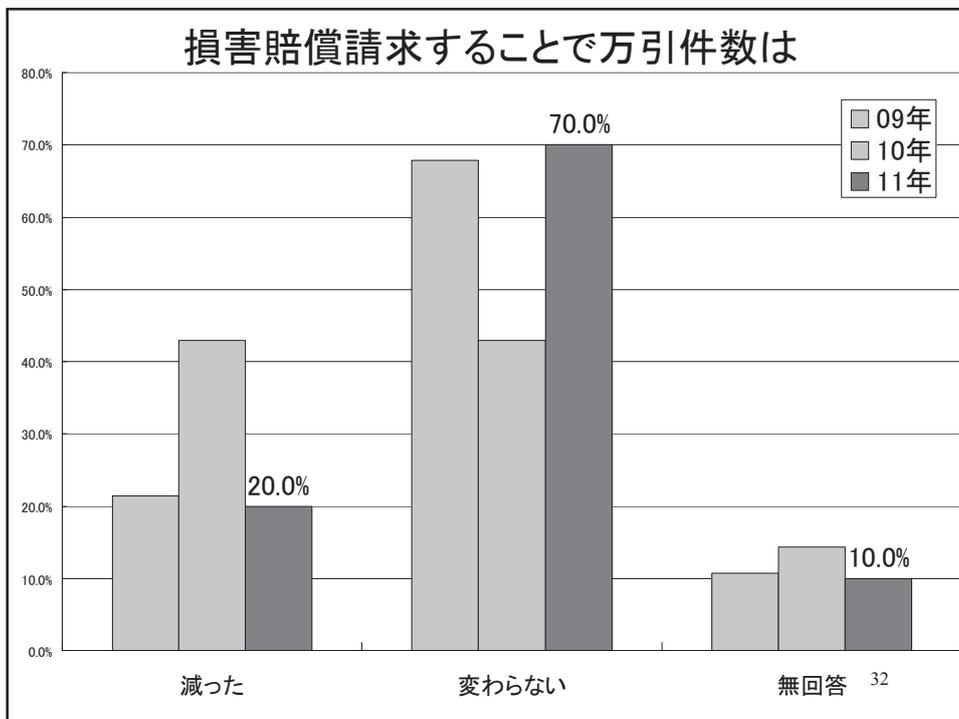
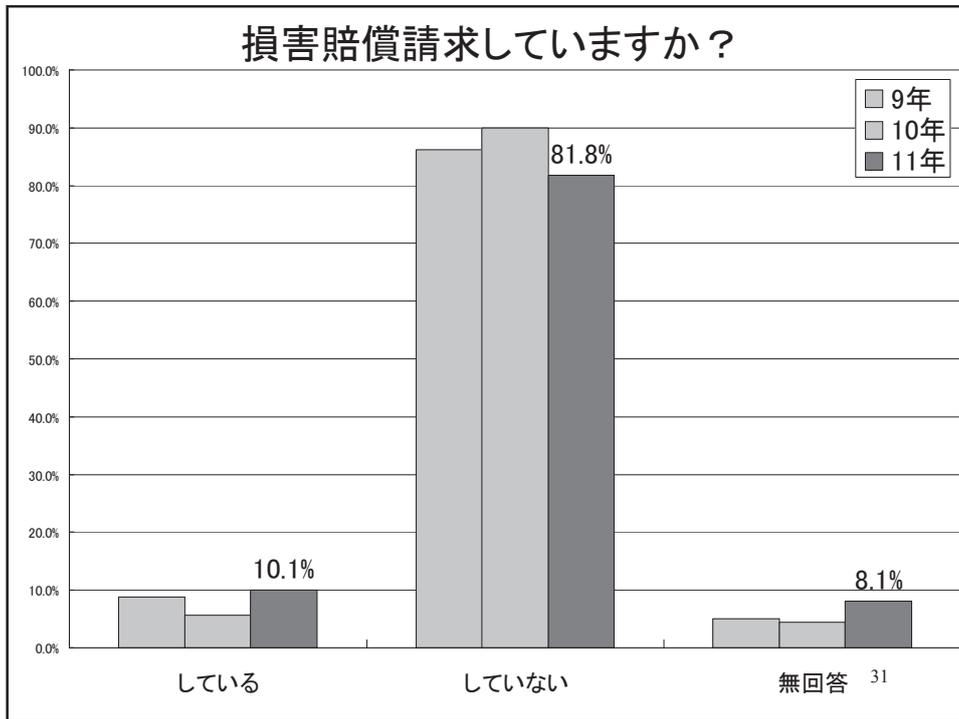
## 時間短縮は2割弱

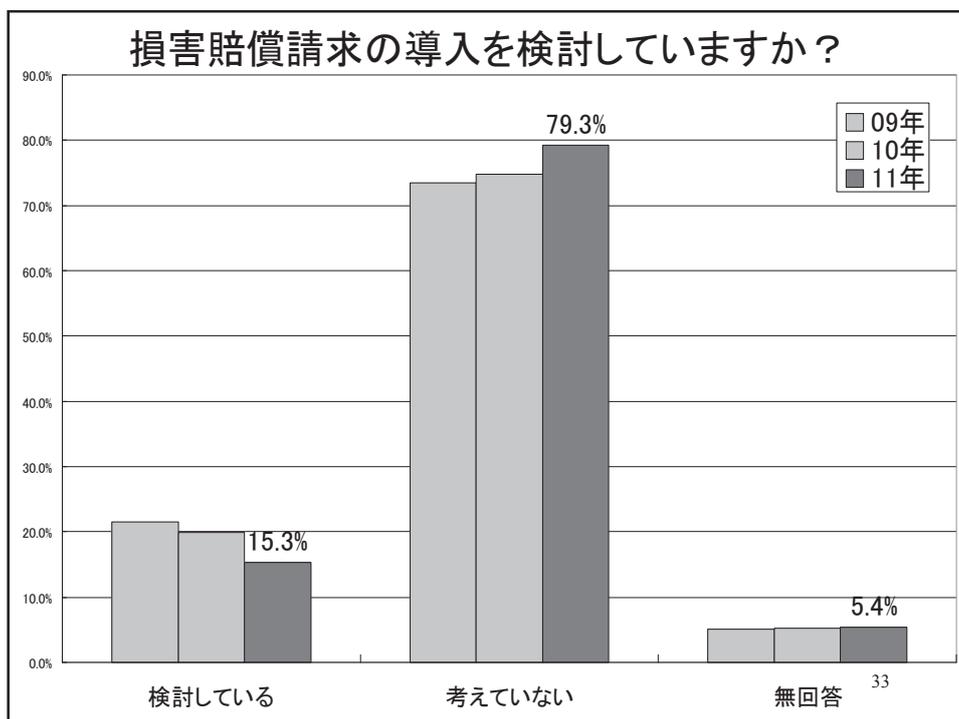
- 警察の対応時間「変わらない」が約5割
- 1時間以上警察で拘束される割合は、09年56.2%、10年56.9%、11年56.5%と横ばい
- 「警察に行かずに済み、30分以内」へはまだ遠い道程

29

## 7. 損害賠償請求

30





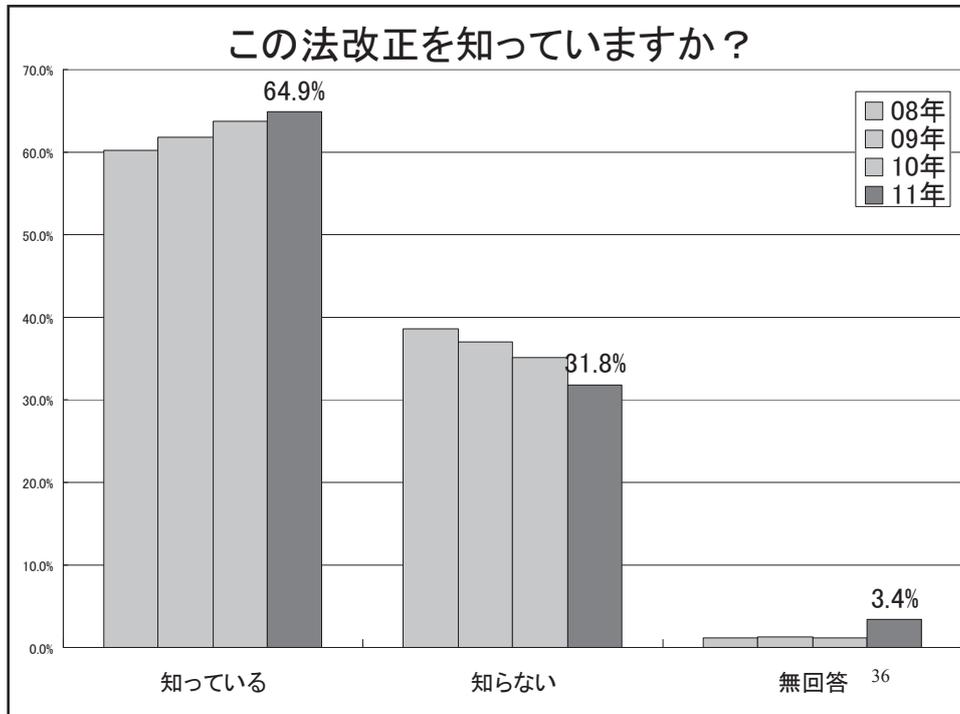
### 損害賠償請求実施企業

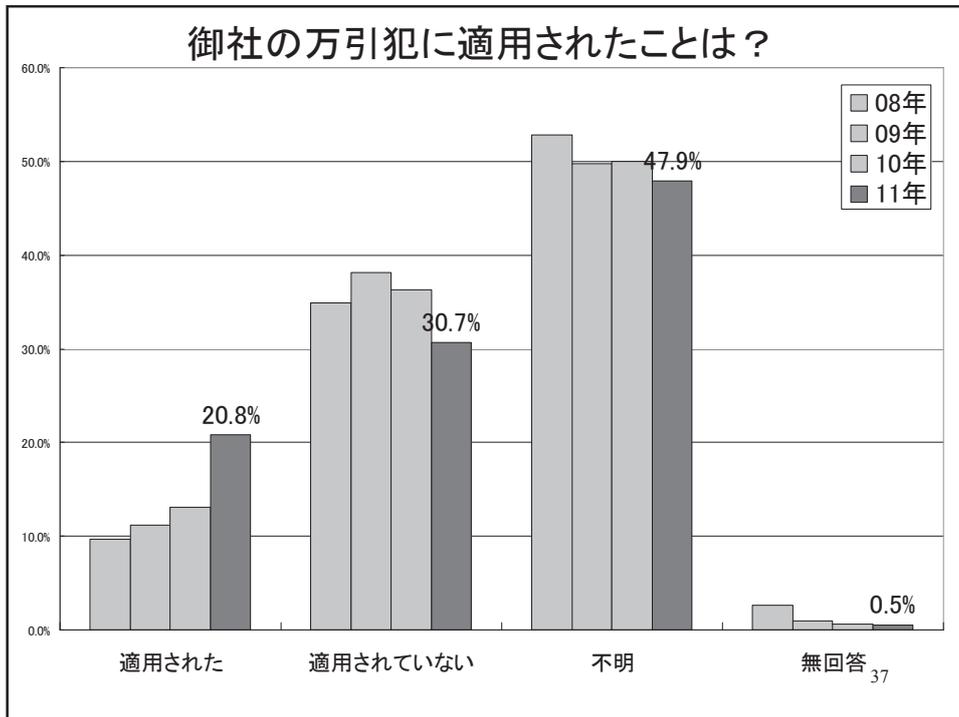
	09年 実施	09年 母数	10年 実施	10年 母数	11年 実施	11年 母数
百貨店			1	29	5	32
スーパー	8	88	3	66	8	65
書籍・文具	3	10	2	11	2	11
ドラッグストア	1	24	2	18	2	19
CVSミニスーパー					2	29
スポーツ用品	2	5	1	8	3	11
HC・カー用品	2	19	1	17	1	14
楽器・CD					1	2
宝飾品					1	8
カジュアル衣料					1	5
紳士服					1	6
服飾・服飾雑貨					1	7
生活協同組合					1	19
総合DS	3	8	2	6	1	4
合計	19	154	14	170	30	272

34

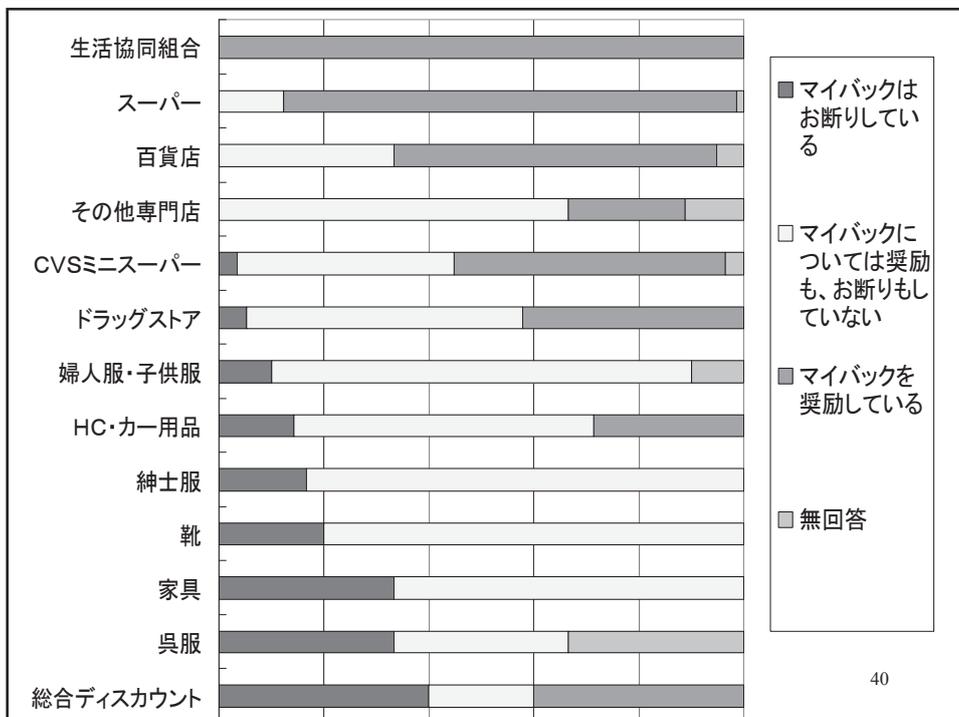
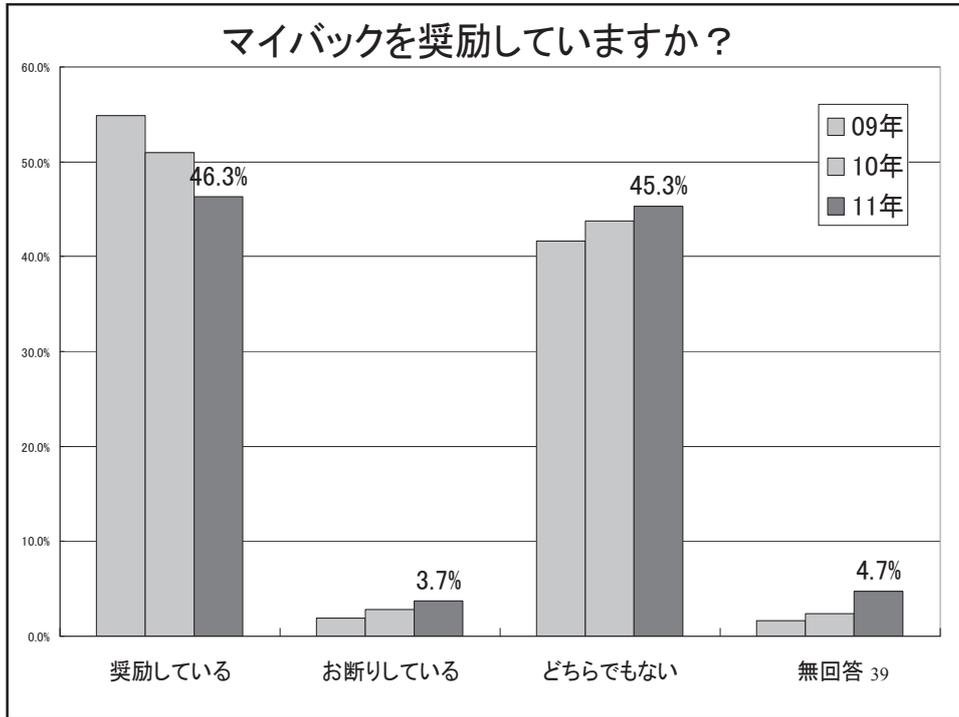
## 8. 万引き犯に対する 刑法235条の適用

35





## 9. マイバックの奨励

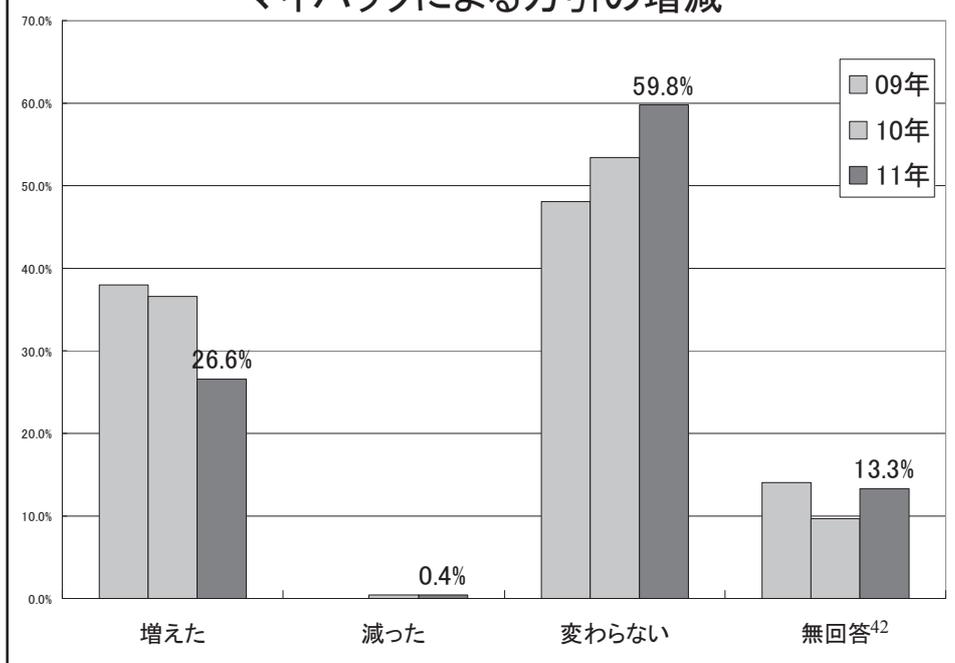


## 「お断り」「奨励」混在業態



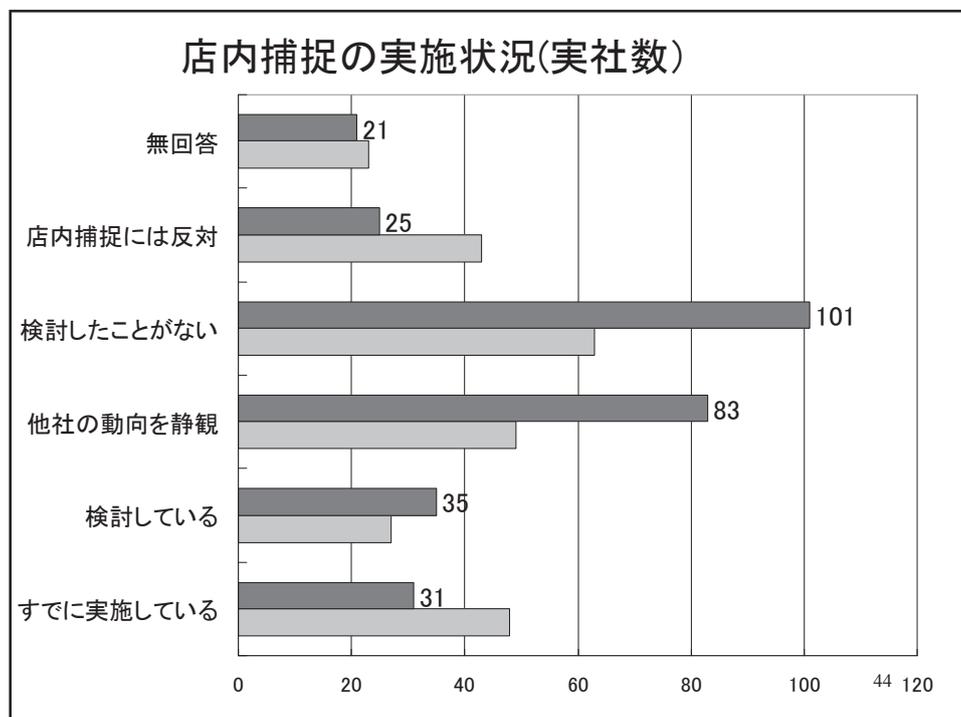
41

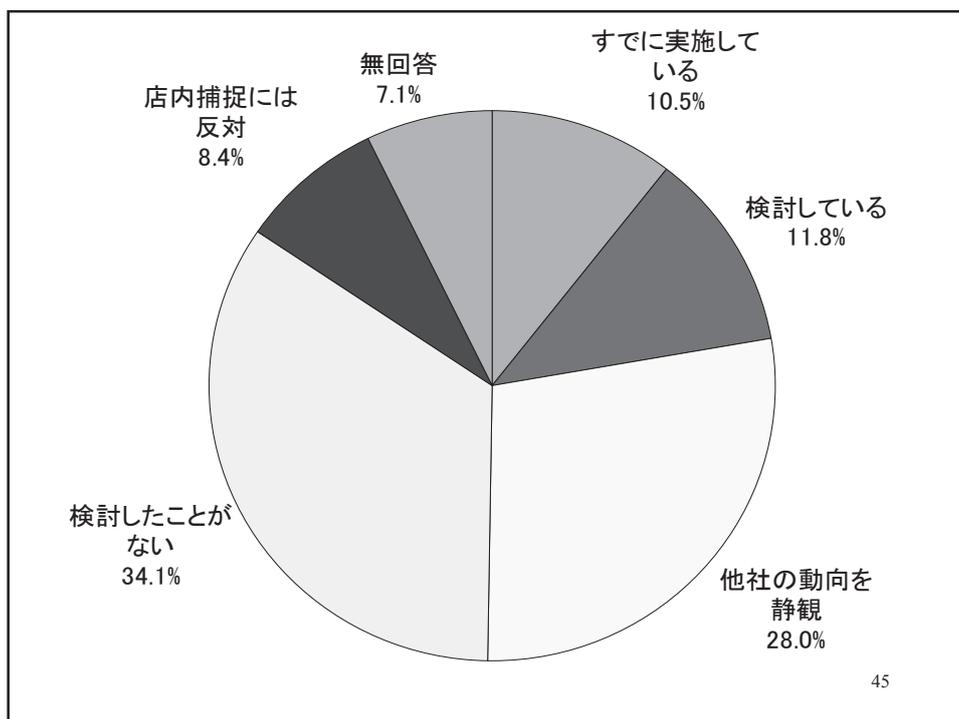
## マイバックによる万引の増減



## 10. 店内捕捉の実施状況

43





## 店内捕捉実施、31社の内訳

業態	実施/母数
百貨店	10/39
スーパー	8/73
紳士服	1/6
カジュアル衣料	2/5
呉服	1/3
服飾・服飾雑貨	1/7
書籍・文具	2/11
ツラッグストア	2/19
スポーツ用品	1/11
生活協同組合	1/19
コンビニ・ミニスーパー	2/29

•店内捕捉は、11業態で31社で実施されている

•「実施検討」は27社から35社に増加

•「他社の動向を静観」は49社から83社へ増加

## 12. まとめ

51

### 日本で唯一の万引被害実態調査

- 296社の集計で995億円の不明ロスが発生
- その内358億円36.0%が万引によるものと推定
- 全業種平均ロス率は0.45%(10年度0.66%)
- 延べ31,024人の警備員と、4,290人の従業員等が36,450人の万引犯を捕捉
- 万引犯は「無職」が34.4%と突出
- 全件通報は75.0%(10年度73.3%)と2年連続増加中

52

## 損害賠償請求 業種に広がり

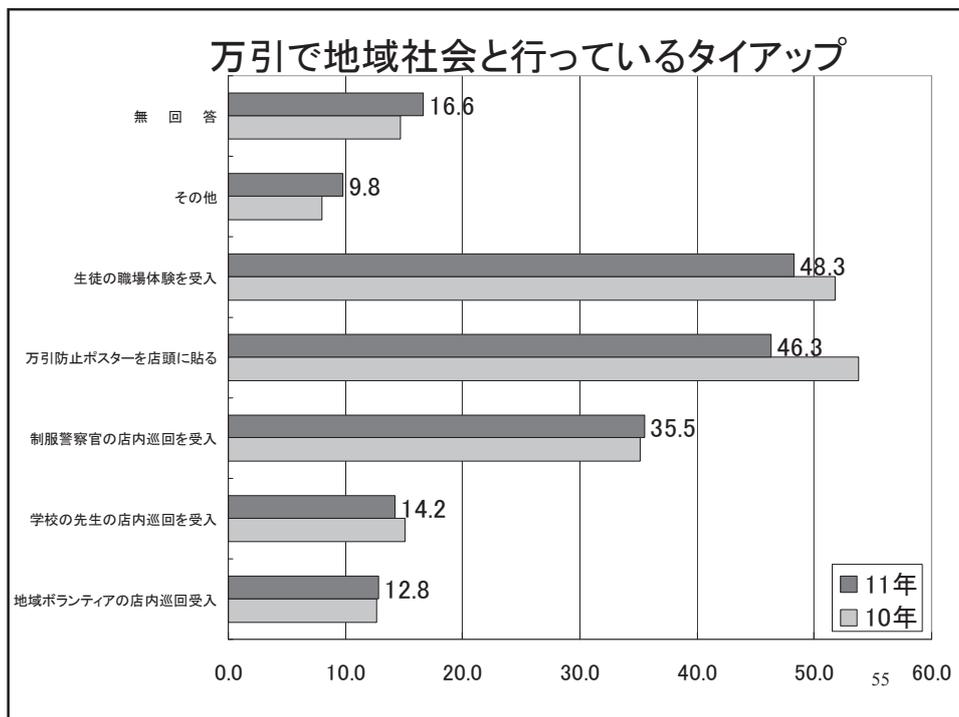
- 人件費等の損害賠償請求を実施する企業が、新たにCVSミニスーパー・楽器CD・宝飾品・カジュアル衣料・生協等で現る
- 未実施企業の15.3%が導入を検討
- マイバックは46.3%(昨年度51.0%)の企業が奨励
- 26.6%(昨年度36.6%)の企業が「マイバックで万引が増えた」と回答

53

## 通報ルール認知度は低下

- 万引は不明ロスの36.0%を占める
- 通報ルールの簡略化は45.6%(昨年度50.6%)の認知度
- 48.6%(昨年度43.8%)は「知らない」と回答
- 警察の書類作成に要する時間の変化は56.8%が「変わらない」と回答
- 店内捕捉31社(10.5%)が実施中

54



## 地域社会とのタイアップ

- 生徒の職場体験を受け入れる48.3%
- 制服警察官の店内巡回を〃 35.5%
- 学校の先生の店内巡回を〃 14.2%
- 地域ボランティアの〃 12.8%
- 従業員、警備員だけの閉じた万引対策から、地域の方々と連携した活動への萌芽が芽生えだしている

## 自由意見欄で多く出た意見

- 警察官の制服店内巡回を希望。
- 学校や家庭の(道徳的)指導強化。
- インターネットへの転売防止規制の要求。

57

## 13. 個人的提言

全国万引被害実態調査をして、  
個人的に感じたこと  
(当機構の見解ではありません)

58

## 職場体験 教材開発

(2011.6.20再録)

- 半数近くの小売業が、中学生等の職場体験を受け入れている
- 職場体験オリエンテーションに使用できる「万引防止教育DVD」を作れないか？
- 学校教育を待つのではなく、職場体験参加中学生を、小売業側で教育してしまう

59

## 店内捕捉マーク告知

(2011.6.20再録)

- 店内捕捉は、既に31社が実施し、35社が実施を検討
- 合わせると64社(22.3%)にのぼる
- 「店内捕捉実施店」と一目で分かるシンボルマークを作成し、店内捕捉店の共通イメージを醸成できないか？
- TV等マスコミへプレス、全国認知へ

60

## 清算済みカゴ色の統一

- 「青」は進め、「赤」は止まれ
- 全世界の信号の色・意味は同じ
- マイバック対策として「清算済みカゴ」を色で識別するならば
- 日本標準として「清算済みカゴ」の色を統一してはどうか
- できれば日本発世界標準に！

61

296社の小売業の皆様  
調査ご協力有り難うございました

62

2012年6月11日

2011年度 小売業万引実態調査 自由意見欄抜粋

NPO法人 全国万引犯罪防止機構  
調査研究委員会委員長 加藤和裕

## 1. 万引犯罪で「こんなことがあった」と特筆するような事例

- ①まず店内のギターケースを万引きし、そのケースにさらに万引きしたギターを入れて持ち去る。
- ②万引きした商品（高級な化粧品中心）を他店で返品を求める。
- ③集団での万引行為で、捕捉時に怪我をした。
- ④万引き犯を深追いし、店員が刺された。
- ⑤靴の販売で、店頭で片足だけ並べておきましたら、片足のみ万引きされた。
- ⑥あきらかに万引き犯だが証拠がないために捕まらない。警察に依頼しても協力が無い。
- ⑦「万引き犯を捕まえても警察に通報するな」と〇〇警察署に言われたことがある。
- ⑧親子で家族ぐるみ万引。
- ⑨当社の数店舗で缶ビール箱ごと被害に遭う万引事案が発生し、警察に被疑者が写っているビデオテープや犯行使用車両の登録番号等を通報したが、結果について何ら連絡がない。成人による万引が非常に多く、悪いことをしている意識は全く無く、捕捉することで逆ギレされることが多い。
- ⑩平成23年中、未検挙万引犯罪を含め76件発生。複数の外国人によると認められる犯罪は件数で34%、被害額で63%を占める。被害品は化粧品、健康食品、医薬品等であり、防犯タグを付けているものの、防犯ゲートに感知しない。犯人らは防犯ゲート対策を講じている。
- ⑪平成23年9月27日～10月16日の間、当社食品スーパー各店にて8件の連続詐欺被害が発生。ようやく10月18日詐欺未遂として社員が現行犯捕捉、警察に引き渡した。犯人は34歳女性。犯罪手口は、レジを済ませたお客様が不要なレシートをゴミ箱に捨てた中から、高額商品の内容のあるレシートを探し、記載された商品を店内の売場から取り、あたかも自分が買った商品として装い「買ったけど要らない」と従業員に告げ、返金させる手口だった。犯人は身柄拘束のまま検察庁に送致、拘留されたが、逮捕事案が詐欺未遂であったため、11月初旬に起訴猶予処分で釈放された。
- ⑫特定ブランドのアウトドアジャケットのみ、特定エリアをキャラバンの如く大量に万引。
- ⑬コミックを900冊万引きし、近隣の買取店で売っていた。
- ⑭防犯ゲートの電源を抜き、鳴らないようにし、持ち去られた。
- ⑮万引き犯の半数以上は神経内科、精神科通院者である。診察券を見せれば許してもらえらると思っっている者が多い。
- ⑯子どもの万引き犯を捕捉して感じることは、親が子どもに愛情を持っていない家庭が多い。
- ⑰飲食店経営者(70歳女性)が、当百貨店の食品売り場で、買い物籠に商品6,000円分を入れ、レジで精算せずに直接サッカー台に持ち込み、自分で持参した当社の買物袋に商品を詰め込み逃走した事案がありました。同人を万引の現行犯人として捕捉後、所持品を確認したところ、2週間前に当百貨店バック売場で万引被害にあったショルダーバック(価格63,000円)を所持していました。万引犯人は、隙があれば何処の売場でも手当たりしだい万引を繰り返す癖があることが分かった事例でした。
- ⑱2名で来店、1名が高価な商品を購入し清算する。もう一人が同じ商品を同数量カゴに入

れ、先に清算を済ませたレシートをレジに示して、商品を清算済のごとく装って返品の名の下に現金を騙し取る。(万引行為を手段とする詐欺)

⑨プロ集団による連続万引犯罪は、各店に出没しセルフ販売方式の弱点を突いて犯行を重ね続け、店としては、常に待ちの状態だけであり、被害件数がかさむだけの後手後手の状態になるが、その状態がいつの間にか止む場台がある。

理由は、仲間内の1人が何らかの犯罪(万引及び万引以外の他の犯罪)に絡んで警察に逮捕された場合であり、他の共犯者は、自己保身が強く出て万引中止になろうかと思われるが、それ程、逮捕の威力は、他の犯行者に及ぼす抑止効果があることが証明される。

当社においては、過去に焼酎饒月、昨年は、同業他社を股に掛けたアサヒスーパードライビール(360ミリットル24缶入り)が、若者グループに入れ替わり立ち代り狙われ続けた時期があったが、上記の理由で収まった事実がある。

個人情報保護法が壁となり、被疑者の人権が優先し、被害者の立場と言えども警察からの具体的情報が皆無のため、具体的把握に乏しいが、同業他社や各店の乏しい情報を総合すると上記の事実が浮上する。

## 2. 万引犯罪を減らすにはどのようなことが有効とされますか？

①万引の目的は換金であり、買取業者が問題。盗品を買い取った業者に対し、厳しい処分が必要。

②学生等の大型バッグの持ち込み禁止。

③「万引集団」については対策を打てないので苦慮している。

④古物営業の厳格化。都内で中古CDの大手買取業者が摘発されてから、書籍の万引が減少した。

⑤ご来店のお客様にすべて声を掛ける。店内ですれ違う際にすべて声を掛ける。

⑥店内での声掛け、捕捉の考えを周知徹底。

⑦お客様の目を見て「いらっしゃいませ」と挨拶する。

⑧毎月1日を「万引防止強化の日」に設定し防犯チェックを行うと共に「万引防止運動中」の腕章を店長、パート従業員が装着し、終日店内を巡回している。

⑨人件費の請求。

⑩被検挙者より承諾を取り、二度と入店しない旨の誓約書をとるとともに、写真撮影の許可をとることにより再犯者の検挙減少。

⑪万引窃盗犯の「店内確保」が認められるよう要望します。

⑫外国人窃盗犯を逮捕すると、一定期間減少する。

⑬中古買取先を調査できる法律を作る。

⑭店内確保についての提言は、マスメディアを使って大々的に行って欲しい。

⑮買い物カゴを店内用と清算後用とに色分けする。

⑯清算済みカゴの導入により、本年度11ヶ月の確保件数が前年対比62%で推移している。

今の万引き犯は「店内では声は掛けられない」とタカを括っています。「万引き犯は店内で捕まえる！」という福岡県警の事例がありましたが、全国一律でこのような形になれば、大きく違ってくると思います。

⑰警察の協力が一番大切。通報を行っても真剣に取り合っただけないことも多々。

⑱防犯カメラの普及拡大について

当百貨店では、万引被害が発生し容疑者不明の場合、後刻、防犯カメラの映像を確認して犯人像を特定し、後日、来店した際の行動確認資料として、店員に回覧し活用しており成果を上げております。防犯カメラは万引以外の犯罪(スリ、置引き等)でも、犯人検挙に効果を挙げており、普及拡大を図る必要があると思います。

⑲警察の手続きの簡略化。30分以内で済むようお願いしたい。当社には担当部署もないし統計も取っていないのでアンケートに答えられないので、今後はアンケートを送らないで欲しい。意味がないと思うから。もっとしっかりした企業に答えてもらって下さい。答が書けなくて大変申し訳ありませんでした。

⑳不審行動者は度々確認されるも、終始監視は困難なのが実情。店舗内外を網羅した高画質のメガピクセル防犯カメラにより、適宜の時間に録画を再生して不審者の入退店状況全てを確認する。明確な犯行を写した録画記録、人を特定できる鮮明な画像、使用車両の鮮明な画像を確認して警察通報し、被害届を提出するとともに犯行を証明する資料を提供する。技術的には可能とのこと。あとは警察が本気で捜査をするかどうかの問題。そうなれば、万引きGメンが不要となり、その経費は全て高画質防犯カメラの導入費用に充てられ更に充実する。事後捜査で検挙されるので、万引き犯には脅威となり万引は激減する。

## 21. 集団窃盗団対策

当社では、被害発覚した時点で、防犯カメラの犯人映像を全店にメール配信し、各店舗における警戒と対象商品の空き箱対策等を実施しております。その結果、被害拡大の防止につながっていると考えています。また、警戒していた店舗に犯人が来店したことから、110番通報で犯人検挙に至るといったケースもありました。しかし、犯人検挙はまれであります。被害をこれ以上増やさないのに精いっぱいという状況です。防犯カメラの顔認証システムを導入したいと考えましたが、現状は認証の精度に難があり、導入は不可と判断しています。しかし、本来は、犯人映像を地域の小売業全店舗が共有化し、警戒体制をとるべきと考えます。但し、自社情報の他社への提供など、クリアすべき障害は多々あると思います。また、警察は、店舗の防犯カメラ映像を迅速に利用し、生かす捜査を積極的に実施すべきと考えます。現状では、そこまで手が回らないという状態かと思いますが、検挙するために新しい捜査手法を取り入れて欲しい。店舗としての自衛には限界がある。

22. 現状の万引犯罪対策は、制服警備員による牽制、私服保安員による確保、従業員による挨拶声掛けによる接客上の牽制、安全(防犯)カメラ、防犯ミラー、防犯ブザー、転売防止シール等各種防犯グッズ、警察官立寄り所、防犯カメラ作動中表示等の各種人的・物的対策を推進しているが、万引犯罪は増加傾向にあり減少していないのが現実である。この他に、万引き行為が確実ではあるが、現認不十分等により店外で声掛け不可能な場合に、警察による事後捜査を期待しての逃走車両のナンバーチェック、安全カメラ画像の提出、警察官の職務質問を期待しての警察(110番)通報、各店舗に出没する連続万引犯の画像手配による警戒態勢等の各種方策が現状であるが、総体的には、人権侵害に繋がる誤認回避の為、根本的対策は、抑止対策である。これらの有効性向上は、其々に対する投資金額の多寡で左右される面もあるが、予算上の壁に阻まれ理想通りに行っていないのが現実である。

万引犯と思われる挙動不審者、万引犯、万引常習者、過去の万引犯等に対して、店としては、一切の攻撃が出来ず受身態勢であることから、全てが後手後手に陥る悪循環を呈している。万引犯の視点で捉えるならば、現行犯で捕まらない限り安全安心の世界であり万引犯罪の土壌となっている。日本人や外国人によるプロ万引集団に対しては、受傷事故防止上から単独現認・声掛け確保よりも、必ず、従業員・制服警備員等と複数人で監視しており、早い段階の警察通報を実施させている。

店舗の安全・安心の崩壊は、店舗の所在地域から始まる市町村、都道府県、国の安全・安心の崩壊に1本の線で繋がっているものと考えられることから、国内犯罪の治安を見据えた大局的見地から取組める組織・個人がどれだけ存在するかに掛かっている。

従って、万引犯罪だけに絞らずに、地域の1店舗から国のレベルまでの安全・安心を考えた上で、各種犯罪の防犯の構築に取り組むことが、しいては目指す方向の万引犯の減

少に繋がるものと思われる。

### 3. 万引犯罪被害を減らすための、警察、行政、学校、家庭への要望

- ①学校の授業に取り入れて欲しい。
- ②「全国万引防止の日」を決めて、警察・学校・企業の人が店頭立つ。
- ③「万引はダメ」というだけではなく、被害者の痛み、声なども共感してもらえば有り難い。
- ④万引が犯罪であることについて、軽視の傾向が見受けられます。
- ⑤万引き犯を厳罰に処する。万引をして懲役刑、罰金刑を受けたというニュースを聞いたことがない。
- ⑥犯罪者に対して、刑罰が古すぎると思う。
- ⑦インターネットオークションを利用した万引商品の換金ルート根絶のための法改正。
- ⑧すべて警察に出すので、厳しく指導して欲しい。
- ⑨店内イートインコーナーへ地元の不良中学生が入り浸り、万引や傷害事件、他の顧客への迷惑行為を頻繁に行っている。地元警察に注意指導を要請しても非協力的である。学校へ申し出ても、該当の学生が登校していないので注意が出来ないと何の対応もしない。未成年者に対する厳重処分がなされず、自衛だけが求められている。
- ⑩積極的に被害届を受理して欲しい。
- ⑪制服警官、学校の先生方による定期的な店舗巡回。
- ⑫定期的に警察官が店舗に立ち寄り、店内巡回していただきたい。実際に行ってくれる警察署も多い。
- ⑬警察への相談が遠慮無くできる状況であれば、店側の万引犯罪対応も進むと思います。
- ⑭警送してもきちんと事件化されないケースがある。身分照会すら行わず、説諭で済ませようとする警察官がいる。
- ⑮府県警察の取り組みに格差がある。同一府県内でも警察署によって意識格差が見受けられる。
- ⑯警察に申告しても被害届を受理しない。
- ⑰犯人の特定や盗難時期の特定が困難な場合があり、受理されない場合もある。基本的に店舗の被害届は受理する対応を徹底していただきたい。
- ⑱処理を迅速にするために、処理のルールを標準化して統一されることを期待します。
- ⑲子どもの将来に傷を付けるのかと言ってくる親もいました。防犯カメラの映像と一緒に届け出をしても、放置したままの警察もあります。
- ⑳外国語（中国・韓国）の「万引防止啓発ポスター」を掲示。
- 21.顔が分かっている、何度も万引きしているが、現場を押さえられないため、相当な被害額になっている。防犯カメラ映像を証拠として扱って欲しい。
- 22.処理の簡素化を切に願います。
23. 検察庁への要望(再犯防止を重点に考えていただきたい)

万引は再犯率が高い犯罪です。その理由として、犯入を捕捉して警察から検察庁に送致しても、複数の犯歴が無い場合、起訴猶予として処分されるため、犯人は「注意で済んだ」と勝手に解釈し万引犯罪を繰り返すものと思われる。

万引犯人に痛みを感じさせることで、万引を抑止するためには、刑法235条の改正点でもある罰金刑を、略式命令により数多く適用し、「万引は犯罪で有り、万引をすると罰金を科せられる」ことを理解させる必要があると思います。

※警察では、犯歴の無い万引犯人(初犯)で、被害額が小額の場合等は、微罪処分として(警察限り)処理します。そのような理由で検察庁には、2回目以後の万引犯罪を送致することになるのが通常です。検察庁では、1回目の送致の万引犯罪は起訴猶予処分が現状と思いま

すが、この時点から罰金刑を適用しなければ、刑法改正の趣旨が生きないと思います。罰金という痛みを伴うことが、万引の抑止(再犯防止)につながるものと思います。

24.警察は、スリ犯捜査専従員と同様に、万引専従捜査員を設けてもよい時代ではないか。万引は捕捉して届けられるものとされ、民間の保安員のみが捕捉(検挙)活動をしているのはおかしい気がします。一度警察官独自による(処理件数でなく)検挙件数を公表してみれば…万引きどころではない幾多の凶悪事件の多発状況を見ればそれとも言えないか。

25.万引犯人に関しては、自分のバッグ等に隠した時点で、窃取の既遂との判断により、店内確保がベストと考える。しかし、店舗従業員にこれをさせることには、無理がある。犯人が買うつもりだったなどと弁解、更には、抗議された場合、応じ切れるものではない。理由は、社員年齢が若いこと、警察等の後押しがない。万引協議会等でも、この点を議題にあげたことはなく、警察のリードで世論を盛り上げることが必至である。当社では、ラッピングをはがしたり、商品を箱から取り出した時点で、器物損壊罪が成立するから、迷惑行為であると言って、声かけをするという方針を出していますが、実績もなく、効果があがっていない。警察は、万引の全件通報と言っているが、店舗側も警察側も不可能である。店舗では、空き箱を捨ててあるなど、明らかに万引被害に遭ったことが分かるケースが度々ある。それをいちいち警察に届出をすると、店舗側も小一時間の時間をとられ、警察も、困った顔とするのが現状です。警察は犯罪認知件数を減少させるのに必死であり、空き箱の遺棄など明白な万引の証拠があっても、被害届として受理したくないという事情がある。警察は・窃盗でも「万引」は別枠でカウントするなど、被害届という形以外の方法で、その実態を把握し、有効な対策を地域ぐるみで立てるべきではないでしょうか。

26官・民連携を強化し、倫理・道徳面を底流にした国民的問題に拡大発展させて欲しい。

#### (1)泥棒天国の現実

万引しても一度も捕まらずに過ごしている輩や、捕まっても被害者以上の人権を保障されている万引犯の現状をこのまま放置することにより、捕まる捕まらないは要領次第の風潮が主流を占めるようになり、所謂、国民の道徳心が低下の一途を辿る懸念がある。警察統計に現れない万引犯が、プロ・アマ問わず跋扈している現状は、近い将来、国民の大多数が万引経験者ばかりと成りかねず、精神的退廃が広がり将来的な亡国に繋がる危惧がある。

#### (2)官・民の風潮

ア 1企業対万引犯の問題として捉えている傾向から、1企業の自存・自衛が当然の風潮

イ 国民の誰しもが万引を交通違反並みの運・不運で捉える傾向

ウ 現場は金銭解決が主流

盗品買取りで落着し立件しないことが、万引犯・被害者双方の幸福、更に取り扱い警察官の仕事量軽減と言う逆様な空気が現場を支配

エ 事なかれ主義の風潮

店内確保消極論など、官・民共に万引犯及びその家族のクレームに怯える現実

オ 万引被害を損得勘定だけで受止める風潮

盗難保険で実質被害が無いと内外共に思い込んでいる現実

カ 万引犯罪は、金額の多寡ではなく、犯行自体が問題の本質であることが理解出来ない社会の現実

以上、膨大な量の自由意見欄から、貴重なご意見をダイジェストとして抜粋させていただきました。

## 第7回 全国小売業万引被害実態調査からのメッセージ

メッセージ1	直近年度での年間の万引被害件数は、回答企業300社において、平均で300件である。平均件数の多い業態は、スーパー 884件、ホームセンター・カー用品 729件、ドラッグストア 313件、総合ディスカウント 211件、書籍・文具 190件、その他専門店 85件となっている。
メッセージ2	<p>確保した万引犯の男女別内訳は業界全体では、男性60.3%、女性38.6%、性別不明1.1%となっている。確保人数の平均は業界全体では、男性が103人、女性が66人となっている。</p> <p>確保人数の平均を業態別に見ると、男性では、総合ディスカウント 443人、ホームセンター・カー用品 365人、スーパー 186人、家具 150人、書籍・文具 135人の順に多く、女性では、ホームセンター・カー用品 217人、総合ディスカウント 182人、スーパー 124人、家具 44人、書籍・文具 41人の順に多くなっている。</p> <p>同様に、確保した万引犯の職業別内訳は「無職」34.1%、「主婦」19.4%、「社会人」12.7%、「不明」10.4%、「中学生」8.8%、「高校生」6.4%、「小学生」3.7%の順に多くなっている。</p>
メッセージ3	決算年度における年間の不明ロス金額の年間総売上げに対する構成比については、有効回答189社の平均が0.44%となっている。業態別では「ドラッグストア」1.12%、「ホームセンター・カー用品」0.91%、「玩具・ホビー用品」0.85%などの比率が高い。
メッセージ4	万引被害の増減傾向は、1年前比較で「変わらない」25.3%、「やや減った」21.7%、「やや増えた」17.3%、「わからない」13.7%、「大変増えた」4.3%、「大変減った」3.7%である。「大変増えた」と「やや増えた」を合わせた「増加」が21.6%、「大変減った」と「やや減った」を合わせた「減少」が25.4%となっている。
メッセージ5	万引被害の最も多い商品は「食品」で、続いて多い順に「化粧品」、「酒類」、「菓子」、「衣料品」、「雑貨」、「書籍」、「医薬品」、「日用品」、「文房具」、「バッグ類」、「飲料」などが挙げられる。近年の傾向として高額商品や嗜好品ではなく、生活必需品が多くなっていることが特筆される。
メッセージ6	最近の万引犯罪の原因と考えるものについては、「万引に対する犯罪意識の欠落」71.7%、「失業者の増加など長引く経済不況」54.3%、「店舗の大型化による従業員1人当たりの守備範囲の拡大」48.0%、「従業員の防犯意識の低下（パート比率の増加等による）」27.0%となっている。
メッセージ7	万引被害を減少させた要因としては、「防犯カメラを増やした」33.0%、「減少していない」24.0%、「店内レイアウトを改めた」23.7%などの比率が高い。
メッセージ8	<p>万引犯罪を発見した場合の処理としては、「全件警察に通報、家族や学校へはケースバイケース」52.0%、「全件警察に通報、未就学児・学生は家族および学校にも連絡」22.7%、「一部警察に通報する」17.0%、「その他」4.0%、「通報しない」0.3%となっている。「全件通報」は全体で74.7%を占めている。</p> <p>警察での書類作成等の手続時間は「1～2時間」37.8%、「30分～1時間」31.6%、「2～3時間」12.0%である。また、警察に居た時間で「負担」と感じる時間は、「1～2時間」46.5%、「30分～1時間」30.2%となっている。警察での手続きで「負担」と感じる点は「警察に行くこと」43.3%、「参考人調書」43.3%、「被害届」40.4%となっている。</p>
メッセージ9	万引犯罪への基本的な考え方では、「青少年の健全な育成の面から万引をさせてはならない」63.7%、「経営上大きな影響を与えるので、何らかの対策をすべき課題」61.3%などの比率が高い。
メッセージ10	回答企業が店舗レベルで実施させている万引犯罪防止策としては、「従業員にお客様への声かけをさせている」85.3%、「防犯カメラをつけさせている」78.0%などの比率が高い。

## 第7回 全国小売業万引被害実態調査からのメッセージ

メッセージ11	回答企業が実施している万引犯罪防止のための従業員教育としては、「朝礼等で万引防止をテーマに取り上げさせている」44.3%、「万引防止マニュアルを作成・配置させている」44.0%などの比率が高い。
メッセージ12	万引犯を捕捉した際の費用(人件費)請求は、「損害賠償請求はしていない」が82.0%となり、「損害賠償請求をしている」割合は10.0%である。
メッセージ13	少年の万引犯罪の防止に関する主体者としては、「家庭」74.7%、「学校」69.0%、「警察」55.7%、「小売事業者」49.7%、「社会全体」42.0%などが、望ましいと考えられている。
メッセージ14	回答企業と地域社会との付き合い方については、「生徒の職場体験を受け入れている」48.0%、「万引防止のポスターを店頭に掲げている」46.3%、「制服警察官の店内巡回を受け入れている」35.0%などの比率が高い。
メッセージ15	法改正された刑法235条の認知については、「この法律改正を知っている」64.3%、「この法律改正を知らない」32.3%となり、実際の適用ケースは「適用されたことがある」20.7%にとどまっている。
メッセージ16	マイバックの使用については、「マイバックを奨励している」46.3%、「マイバックについては奨励も、お断りもしていない」45.3%となり、マイバックによる万引被害の増減では、「変わらない」60.0%、「万引が増えた」26.5%、「万引は減った」0.4%となっている。
メッセージ17	店内確保についての考え方では、「検討したことが無い」34.0%、「他社の動向を静観している」28.0%、「検討している」11.7%、「すでに実施している」10.3%、「店内確保については反対である」8.7%となっている。
メッセージ18	万引品のネット転売等については、「事例はない」74.7%、「過去に事例がある」15.0%となっている。

## 第1章 全国万引実態調査について

### (1) 調査の背景

小売業・サービス業店頭で急増している万引犯罪は、主としてセルフ販売を行なっている企業にとって深刻な経営問題となるのみならず、青少年の健全育成の面からも、また地域の治安維持の面からも大きな社会問題となっている。しかしながら、わが国においては、万引被害の実態は全国的には把握されておらず、それが対策の遅れをもたらす一因となっている面は否めない。近年、高齢者の万引が急増し深刻な社会問題となっている。

このような状況を踏まえ、平成17年6月設立された万引犯罪防止のための全国団体「特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構」は、平成17年度、全国の主要な小売業・サービス企業における万引被害の現状を、初めて共通の調査票で調査し業種別の実態を把握したのに続き、毎年実施し平成23年度は第7回調査を実施した。

### (2) 調査の目的

主としてセルフ販売を行なっている全国の小売業・サービス業における万引被害の現状を共通の調査票で調査し、業種別の実態を把握することによって、小売業・サービス業をはじめ、警備業・防犯機器メーカー・損害保険業等関連業界に万引防止対策の基礎データを提供するとともに、行政・警察当局の防犯施策、青少年指導団体、町の防犯ボランティア活動等に資することを目的とした。

### (3) 調査内容

主な調査項目は次の通りである。

- ① 回答企業の業態・店舗数・年商・決算月等
- ② 万引犯罪被害の状況及び傾向
- ③ 万引犯罪発見後の処理
- ④ 万引犯罪の防止策
- ⑤ 過去にあった特徴的な万引犯罪事例
- ⑥ 万引犯罪を減らすために有効な方法
- ⑦ 警察・行政・学校・家族への要望事項

### (4) 調査実施の枠組み

- ①調査の実施主体：特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構  
(本部・東京都新宿区、理事長・河上和雄<元・東京地検特捜部長>)  
調査研究委員会担当
- ②調査実施の協力：・警察庁生活安全局生活安全企画課  
・日本小売業協会

**(5) 調査対象**

日本経済新聞社編「日経小売・卸売企業年鑑 2006」の調査台帳を基本とし、随時最新の情報に更新した掲載企業のうち、主として「セルフ販売」を採用する企業の本部を調査対象とした。(企業調査)

業態No.	業態	<対象企業数>
0 1	百貨店	<80 社>
0 2	スーパー	<204 社>
0 3	婦人服・子供服	<59 社>
0 4	紳士服	<23 社>
0 5	カジュアル衣料	<14 社>
0 6	呉服	<10 社>
0 7	服飾・服飾雑貨	<19 社>
0 8	家具	<14 社>
0 9	家電製品	<30 社>
1 0	玩具・ホビー用品	<8 社>
1 1	書籍・文具	<32 社>
1 2	ドラッグストア	<58 社>
1 3	靴	<14 社>
1 4	時計・めがね	<23 社>
1 5	宝飾品	<18 社>
1 6	スポーツ用品	<25 社>
1 7	カメラ	<3 社>
1 8	楽器・CD	<14 社>
1 9	ホームセンター・カー用品	<51 社>
2 0	総合ディスカウント	<23 社>
2 1	酒類	<10 社>
2 2	生鮮	<11 社>
2 3	100円ショップ	<5 社>
2 4	その他専門店	<33 社>
2 5	生活協同組合	<50 社>
2 6	コンビニ・ミニスーパー	<99 社>
	計	930 社

## (6) 調査の経過

### ①調査予告（平成 24 年 2 月 28 日）

本調査に先立ち、調査主旨・調査実施主体の概要・調査項目等の資料を全調査対象に送付し、調査の予告を行なった。

### ②本調査（平成 24 年 3 月 5 日）

アンケートは調査票の郵送配布・郵送回収により実施した。

締切日までに回答の無かった企業にはハガキ・文書により 2 回の督促を行なった。

### ③回収状況

予告発送総数	930
倒産、合併、不明、辞退、受取拒否等	15
有効会社数	915
回収数	300
有効回収数	300
有効回収率	32.3%

## 第2章 調査結果

### 1. 回答企業

#### (1) 業態別分布

今回のアンケート回答企業300社<22年 253社>の業態別分布は企業数の多い順に次の通りである。

1	スーパー	73社	14	紳士服	6社
2	百貨店	40社	15	カジュアル衣料	5社
3	コンビニ・ミニスーパー	29社	16	家電製品	5社
4	ドラッグストア	20社	17	靴	5社
5	生活協同組合	19社	18	総合ディスカウント	5社
6	ホームセンター・カー用品	14社	19	呉服	3社
7	スポーツ用品	12社	20	家具	3社
8	婦人服・子供服	11社	21	楽器・CD	2社
9	書籍・文具	11社	22	酒類	2社
10	その他専門店	9社	23	生鮮	2社
11	宝飾品	8社	24	玩具・ホビー用品	1社
12	服飾・服飾雑貨	7社	25	100円ショップ	1社
13	時計・めがね	7社	26	カメラ	0社

#### (2) 店舗数・年商・決算月の分布

回答企業の展開している店舗数は、直近決算年度で「101店舗以上」が69社(23.0%)、「11～30店舗」が57社(19.0%)、「51～100店舗」が54社(18.0%)、「5店舗以下」が49社(16.3%)、「31～50店舗」が34社(11.3%)、「6～10店舗」が30社(10.0%)の順となっており、幅広く分布している。平均は142.3店舗。(コンビニ・ミニスーパーの平均641.8店舗が平均店舗数を押し上げているため、店舗数の平均は大きい意味を持たない。)

年商の単純平均は798億円<762億>、決算月の分布は2月 120社、3月 87社と、この2ヶ月で全体の3分の2(約7割)を占めている。

※ < >内の数字は前年の調査結果

## 2. 万引犯罪の状況及び傾向

### (1) 万引対策を全社的に担当している部門【問1】

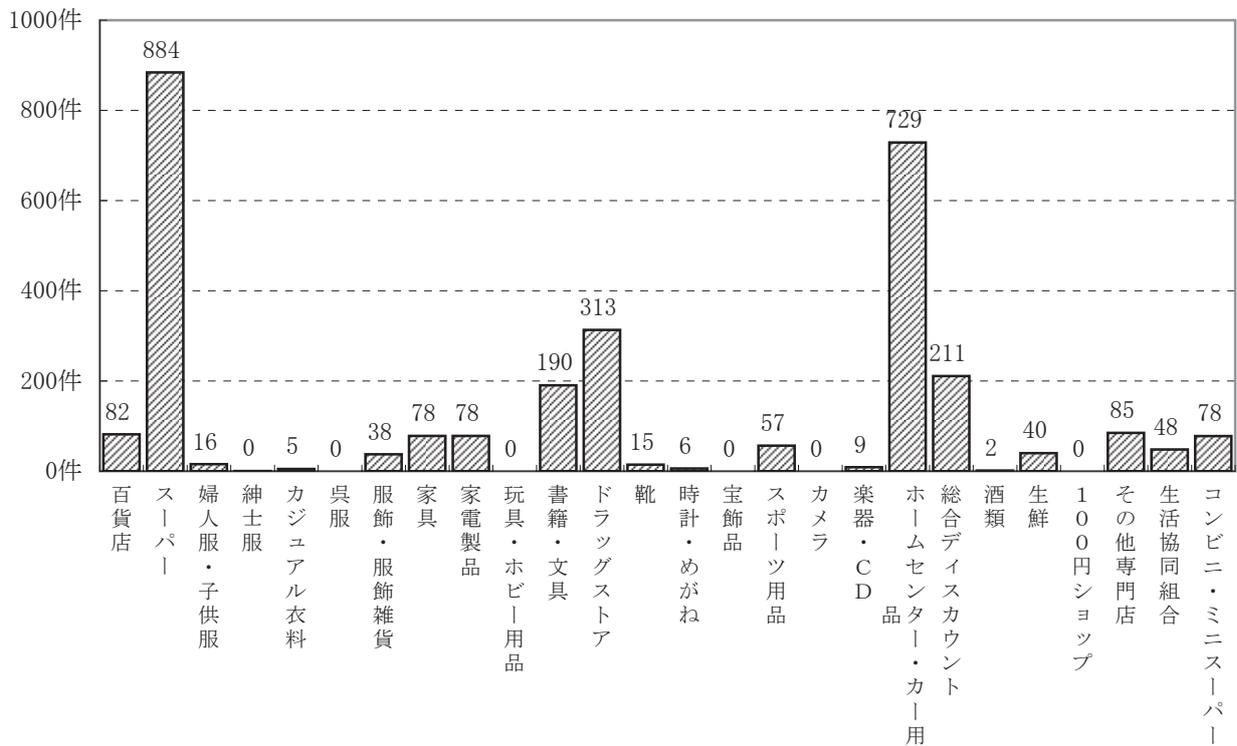
万引対策の担当部門は、「本部または管理部門」が176社(58.7%)、「店舗業務」が89社(29.7%)、「警備部門」が19社(6.3%)、「その他」が11社(3.7%)の順となっており、「本部または管理部門」が全体の約6割を占めている。

(2) 直近決算年度の万引き犯罪被害件数 【問2-1-①】

直近決算年度における回答企業(各全社分)の万引犯罪被害件数については、回答企業300社のうち、被害総件数が73,214件、業界平均が300件。平均件数の多い業態は、スーパー 884件、ホームセンター・カー用品 729件、ドラッグストア 313件、総合ディスカウント 211件、書籍・文具 190件、その他専門店 85件、<H22. スーパー 925件、ホームセンター・カー用品 539件、総合ディスカウント 512件、書籍・文具 217件、その他専門店 117件>などの業態が多い。

[図1・表1参照]

〔図1〕 問2-1-①. 万引犯罪被害の件数(1社平均)



〔表1〕問2-1-①. 万引犯罪被害の件数

業態	第7回 (平成23年度)				第6回 (平成22年度)	第5回 (平成21年度)
	回答 企業 数	有効 企業 数	総 被害 件数	1 社 平 均	1 社 平 均	1 社 平 均
全体	300	244	73,214	300	329	168
百貨店	40	39	3,188	82	41	37
スーパー	73	55	48,631	884	925	313
婦人服・子供服	11	9	140	16	7	16
紳士服	6	4	1	0	0	1
カジュアル衣料	5	3	15	5	3	-
呉服	3	1	0	0	17	4
服飾・服飾雑貨	7	5	188	38	4	3
家具	3	3	235	78	-	0
家電製品	5	4	313	78	43	170
玩具・ホビー用品	1	-	0	0	50	43
書籍・文具	11	8	1,522	190	217	278
ドラッグストア	20	18	5,639	313	66	78
靴	5	4	58	15	7	155
時計・めがね	7	5	30	6	19	30
宝飾品	8	8	0	0	0	4
スポーツ用品	12	10	568	57	30	153
カメラ	-	-	-	-	-	5
楽器・CD	2	2	18	9	36	19
ホームセンター・カー用品	14	12	8,747	729	539	323
総合ディスカウント	5	3	633	211	512	332
酒類	2	2	3	2	1	1
生鮮	2	1	40	40	-	52
100円ショップ	1	-	0	0	-	406
その他専門店	9	6	509	85	117	602
生活協同組合	19	18	869	48	73	56
コンビニ・ミニスーパー	29	24	1,867	78	40	59

・回答企業数とは、この調査に回答をいただいた企業数です。

・有効企業数とは、無回答を除く、有効回答をした企業数です。

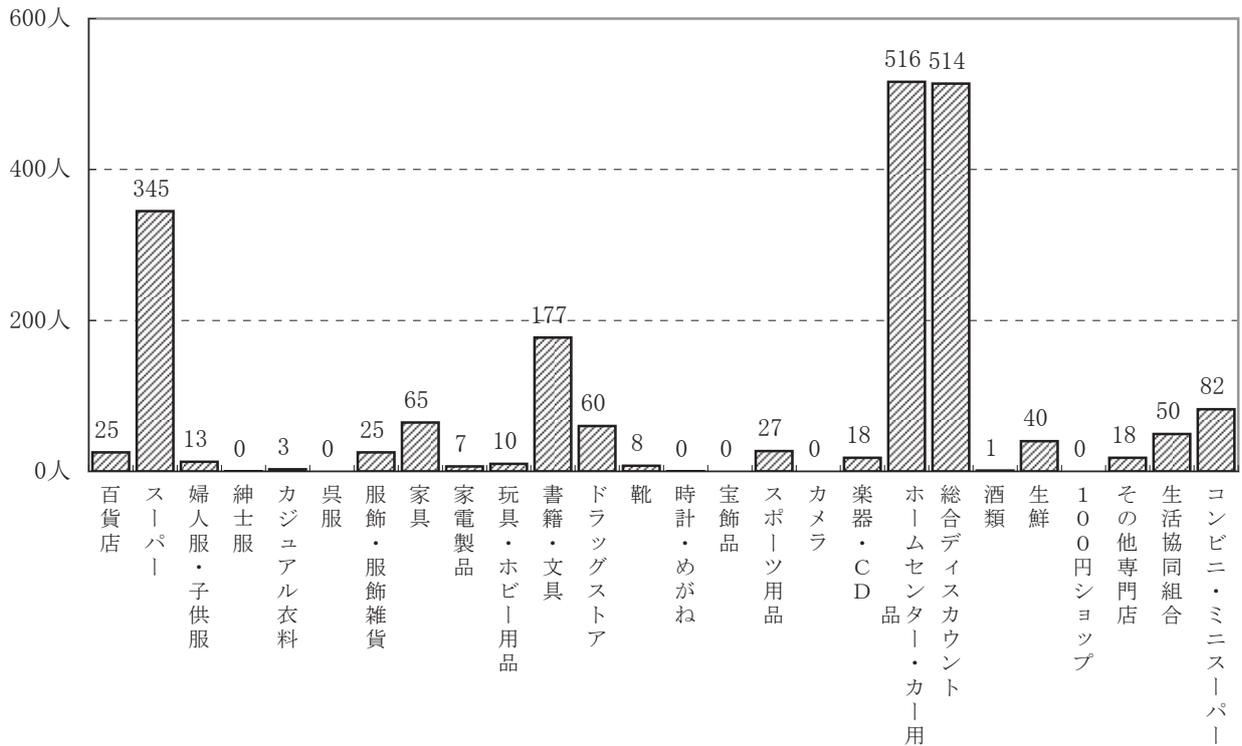
・個々の設問に対して「0」回答は有効回答として、平均算出の母数には入りますが、無回答は平均算出の母数には含まれません。

(3) 確保した万引犯の人数 【問2-1-②】

同様に確保した(捕まえた)万引犯の人数については、この問いに対する有効回答300社の総人数が36,435人、業界平均が142人。平均人数の多い業態は、ホームセンター・カー用品 516件、総合ディスカウント 514件、スーパー 345件、書籍・文具 177件、コンビニ・ミニスーパー 82件、家具 65件、<H22. ホームセンター・カー用品 551人、スーパー 417人、総合ディスカウント 383人、書籍・文具 211人、その他専門店 131人>などの業態が多い。

[図2・表2参照]

〔図2〕 問2-1-②. 確保した万引犯の人数(1社平均)



〔表2〕 問2-1-②. 確保した万引犯の人数

業態	第7回 (平成23年度)				第6回 (平成22年度)	第5回 (平成21年度)
	回答企業数	有効企業数	確保人数	1社平均	1社平均	1社平均
全体	300	257	36,435	142	185	164
百貨店	40	40	1,005	25	26	25
スーパー	73	60	20,685	345	417	340
婦人服・子供服	11	10	126	13	1	13
紳士服	6	5	1	0	0	1
カジュアル衣料	5	3	8	3	4	-
呉服	3	2	0	0	0	0
服飾・服飾雑貨	7	5	126	25	3	3
家具	3	3	194	65	-	0
家電製品	5	4	26	7	55	125
玩具・ホビー用品	1	1	10	10	52	56
書籍・文具	11	9	1,595	177	211	338
ドラッグストア	20	18	1,081	60	43	57
靴	5	4	30	8	0	0
時計・めがね	7	6	1	0	0	1
宝飾品	8	8	0	0	0	0
スポーツ用品	12	11	296	27	28	61
カメラ	-	-	-	-	-	0
楽器・CD	2	1	18	18	21	19
ホームセンター・カー用品	14	12	6,195	516	551	310
総合ディスカウント	5	4	2,055	514	383	341
酒類	2	2	2	1	1	1
生鮮	2	1	40	40	-	52
100円ショップ	1	-	0	0	-	422
その他専門店	9	6	108	18	131	217
生活協同組合	19	19	942	50	47	53
コンビニ・ミニスーパー	29	23	1,891	82	32	65

・回答企業数とは、この調査に回答をいただいた企業数です。

・有効企業数とは、無回答を除く、有効回答をした企業数です。

・個々の設問に対して「0」回答は有効回答として、平均算出の母数には入りますが、無回答は平均算出の母数には含まれません。

## (4) 男女別での万引犯の人数 【問2-2】

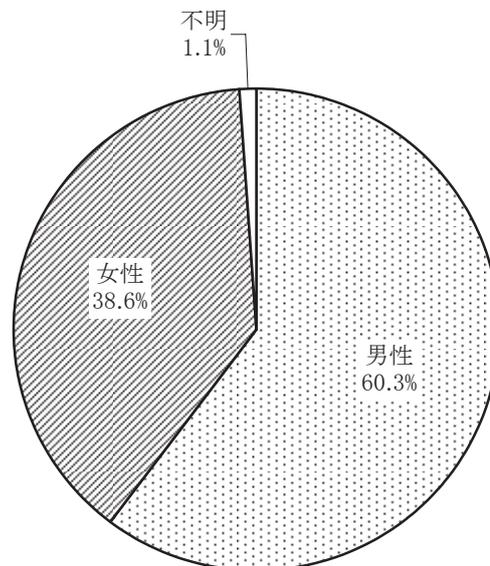
確保した万引犯の男女別内訳は業界全体では、男性60.3%、女性38.6%、性別不明1.1%となっている。確保人数の平均は業界全体では、男性が103人、女性が66人となっている。

確保人数の平均を業態別に見ると、男性では、総合ディスカウント 443人、ホームセンター・カー用品 365人、スーパー 186人、家具 150人、書籍・文具 135人の順に多く、女性では、ホームセンター・カー用品 217人、総合ディスカウント 182人、スーパー 124人、家具 44人、書籍・文具 41人の順に多くなっている。

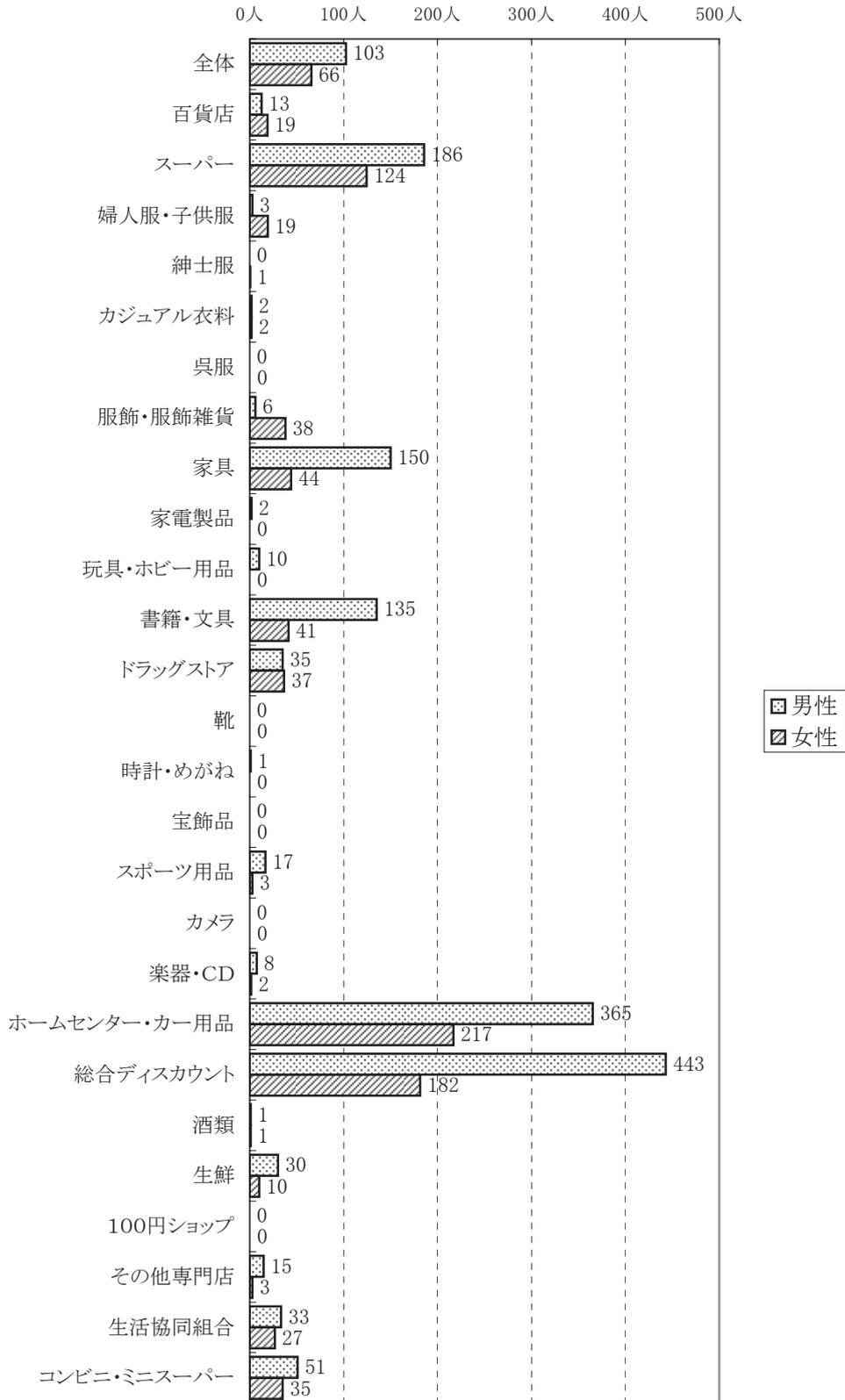
<H22. 男性では、ホームセンター・カー用品 465人、総合ディスカウント 361人、スーパー 219人、書籍・文具 162人、その他専門店 107人、女性では、総合ディスカウント 196人、スーパー 157人、ホームセンター・カー用品 128人、書籍・文具 66人、ドラッグストア 28人>

〔図3-1・図3-2・表3参照〕

〔図3-1〕 問2-2. 確保した万引犯の性別(全体内訳)



〔図3-2〕 問2-2. 確保した万引犯の性別(1社平均人数)



〔表3〕 問2-2. 確保した万引犯の性別(平均人数・男女内訳)

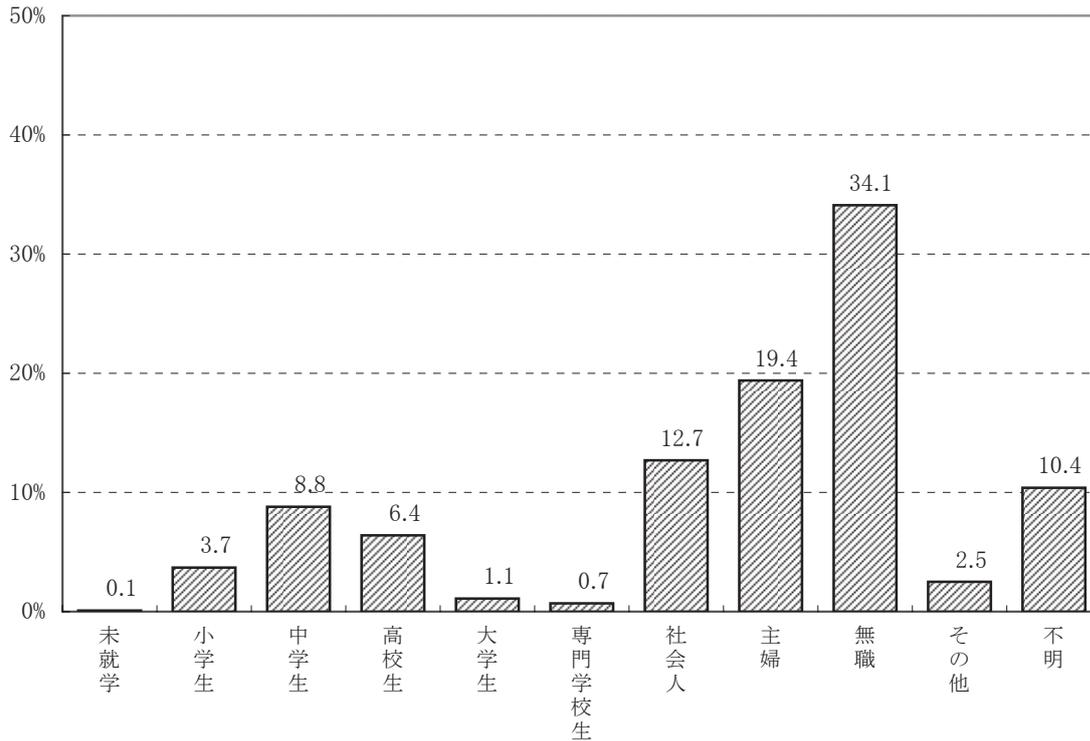
業態	確保された平均人数			男女構成比		
	男性	女性	不明	男性	女性	不明
全体	103	66	2	60.3	38.6	1.1
百貨店	13	19	0	39.6	59.7	0.6
スーパー	186	124	0	59.8	40.1	0.1
婦人服・子供服	3	19	0	12.7	87.3	0.0
紳士服	0	1	0	0.0	100.0	0.0
カジュアル衣料	2	2	0	50.0	50.0	0.0
呉服	0	0	0	0.0	0.0	0.0
服飾・服飾雑貨	6	38	0	13.6	86.4	0.0
家具	150	44	0	77.3	22.7	0.0
家電製品	2	0	0	100.0	0.0	0.0
玩具・ホビー用品	10	0	0	100.0	0.0	0.0
書籍・文具	135	41	1	76.0	23.3	0.7
ドラッグストア	35	37	14	40.8	42.6	16.6
靴	0	0	10	0.0	0.0	100.0
時計・めがね	1	0	0	100.0	0.0	0.0
宝飾品	0	0	0	0.0	0.0	0.0
スポーツ用品	17	3	0	85.6	14.4	0.0
カメラ	-	-	-	-	-	-
楽器・CD	8	2	0	83.3	16.7	0.0
ホームセンター・カー用品	365	217	2	62.6	37.1	0.3
総合ディスカウント	443	182	0	70.9	29.1	0.0
酒類	1	1	0	50.0	50.0	0.0
生鮮	30	10	0	75.0	25.0	0.0
100円ショップ	0	0	0	0.0	0.0	0.0
その他専門店	15	3	1	79.6	15.1	5.4
生活協同組合	33	27	4	52.3	41.9	5.8
コンビニ・ミニスーパー	51	35	0	59.0	40.5	0.5

## (5) 職業別内訳 【問3-1】

同様に、確保した万引犯の職業別内訳は「無職」が34.1%、「主婦」が19.4%、「社会人」が12.7%、「不明」が10.4%、「中学生」が8.8%、「高校生」が6.4%、「小学生」が3.7%となっている。

また「小学生」、「中学生」、「高校生」を合わせた「青少年」は18.9%であった。(被害件数3件以下は除く)〔図4・表4参照〕

〔図4〕 問3-1. 確保した万引犯の職業別構成比



〔表4〕 問3-1. 確保した万引犯の職業別構成比

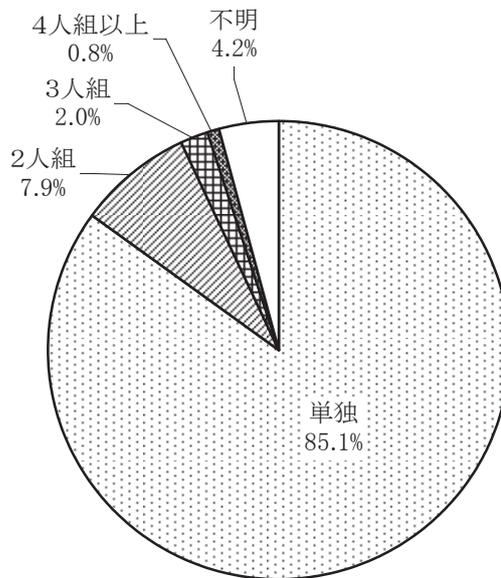
業態		未就学	小学生	中学生	高校生	大学生	専門学校生	社会人	主婦	無職	その他	不明
第7回 (平成23年度)	全体	0.1	3.7	8.8	6.4	1.1	0.7	12.7	19.4	34.1	2.5	10.4
	百貨店	0.0	1.2	4.6	4.2	0.7	0.3	8.9	25.7	44.6	0.6	9.0
	スーパー	0.3	4.0	8.5	6.3	0.8	0.4	9.5	21.1	37.7	2.0	9.4
	婦人服・子供服	0.0	2.5	0.0	2.5	0.0	2.5	27.5	37.5	2.5	0.0	25.0
	紳士服	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	カジュアル衣料	0.0	0.0	0.0	27.8	0.0	16.7	14.4	41.1	0.0	0.0	0.0
	呉服	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	服飾・服飾雑貨	0.0	10.0	36.7	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	3.3
	家具	0.0	1.0	6.0	7.0	1.0	1.0	19.0	4.0	54.0	0.0	7.0
	家電製品	0.0	0.0	0.0	20.0	17.5	0.0	0.0	0.0	17.5	0.0	45.0
	玩具・ホビー用品	0.0	30.0	50.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	10.0	0.0	0.0
	書籍・文具	0.1	9.8	23.6	16.4	1.6	0.4	17.0	1.9	14.0	12.7	2.5
	ドラッグストア	0.5	2.2	10.0	6.5	0.9	1.0	15.0	22.2	25.3	8.9	7.6
	靴	0.0	0.0	9.1	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	36.4	0.0	45.4
	時計・めがね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	宝飾品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	スポーツ用品	0.0	6.1	9.4	2.7	0.5	0.1	30.4	3.4	15.3	0.0	32.0
	カメラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	楽器・CD	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	35.0	0.0	60.0	0.0	5.0
	ホームセンター・カー用品	0.0	1.1	4.6	3.6	0.6	0.4	16.5	8.1	49.9	3.1	12.1
	総合ディスカウント	0.1	1.3	25.3	6.6	1.1	1.0	11.0	10.9	33.1	9.5	0.0
酒類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	
生鮮	0.0	0.0	10.0	20.0	0.0	0.0	0.0	20.0	50.0	0.0	0.0	
100円ショップ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他専門店	0.0	4.3	26.0	3.5	3.0	0.0	32.3	18.0	1.3	0.0	11.8	
生活協同組合	0.1	3.4	6.0	6.0	0.0	0.0	7.4	25.1	39.3	2.8	9.8	
コンビニ・ミニスーパー	0.0	6.8	7.4	6.7	0.8	1.3	12.7	18.1	39.9	1.4	5.1	
第6回 (平成22年度)	全体	0.2	3.7	11.5	8.9	1.1	0.7	13.4	16.7	35.4	3.4	5.0
第5回 (平成21年度)	全体	0.2	3.8	11.6	8.1	1.5	0.4	11.2	19.3	31.5	3.1	9.3

## (6) 単独犯・複数犯別内訳 【問3-2】

同様に、確保した万引犯の単独犯・複数犯別内訳は、「単独犯」が85.0%で前回同様に圧倒的  
多く、「複数犯」は10.7%、「不明」4.2%、と前回とほぼ同比率で変わっていない。複数犯の内訳  
は「2人組」7.9%、「3人組」2.0%、「4人組以上」0.8%である。

[図5・表5参照]

〔図5〕 問3-2. 確保した万引犯の人数構成比



〔表5〕 問3-2. 確保した万引犯の人数構成比

回数(年度)		単 独	2 人 組	3 人 組	4 人 組 以 上	不 明
第7回 (平成23年度)	全体	85.0	7.9	2.0	0.8	4.2
第6回 (平成22年度)	全体	84.9	7.3	3.1	1.4	3.3
第5回 (平成21年度)	全体	81.8	7.9	3.3	3.1	3.9

## (7) 確保を実行した者の内訳 【問4】

誰が万引犯を確保したのかの内訳については、「保安警備員」が85.1%、「自社の従業員」  
11.8%、と両方で全体の96.9%ある。(確保した実数合計の構成比を見たもの)

さらに確保した万引犯の多い業態別を、「保安警備員」と「自社の従業員」別に見てみると、スー  
パー、家具、書籍・文具、ホームセンター・カー用品、総合ディスカウント、生活協同組合につい  
ては「保安警備員」90%以上と大半を占めている。また、婦人服・子供服、紳士服、家電製品、靴、時  
計・めがねについては「自社の従業員」80%以上と「自社の従業員」の比率の高い業態もあり、業  
態別の万引犯確保の特徴が表れている。

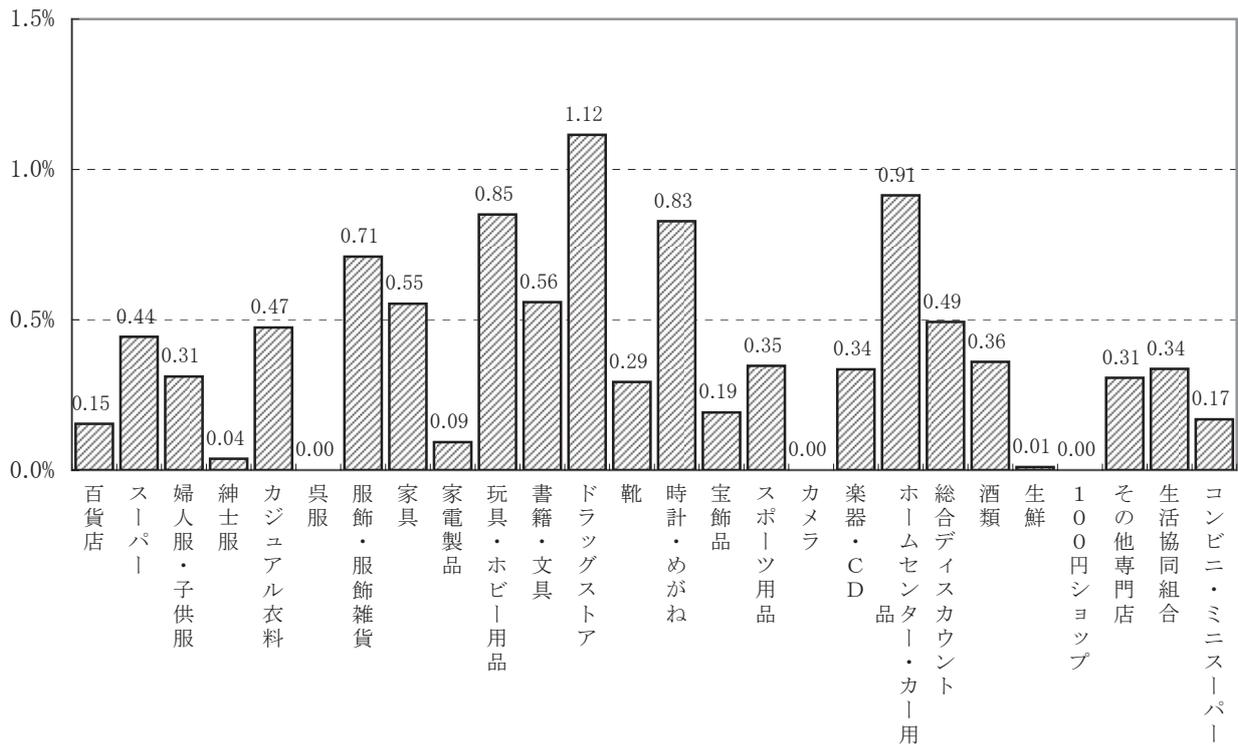
(回答企業5社以上の業態に限定)

## (8) 年間の総売上げに対する不明ロス金額の構成比 【問5】

回答企業各社の決算年度における年間の不明ロス金額(万引以外の全てのロスを含む)の年間総売上げに対する構成比については、直近年度で、この問いに対する有効回答189社の平均が0.44% <165社、0.65%>となっている。

これを業態別に見てみると、「ドラッグストア」1.12%、「ホームセンター・カー用品」0.91%などの比率が高い。(有効企業数5社以上の業態に限定)〔図6・表6参照〕

〔図6〕 問5. 年間の不明ロス金額の構成比



〔表6〕 問5. 年間の不明ロス金額の構成比

業態	第7回 (平成23年度)		第6回 (平成22年度)	第5回 (平成21年度)	
	回答 企業 数	有効 企業 数	1 社 平 均	1 社 平 均	
全体	300	189	0.44	0.65	0.42
百貨店	40	22	0.15	1.02	0.15
スーパー	73	39	0.44	0.64	0.37
婦人服・子供服	11	10	0.31	0.58	0.19
紳士服	6	4	0.04	0.14	0.02
カジュアル衣料	5	5	0.47	2.02	1.60
呉服	3	0	0.00	0.04	0.04
服飾・服飾雑貨	7	4	0.71	0.54	1.50
家具	3	3	0.55	-	0.06
家電製品	5	4	0.09	0.53	0.09
玩具・ホビー用品	1	1	0.85	-	0.49
書籍・文具	11	7	0.56	0.88	0.59
ドラッグストア	20	16	1.12	0.39	0.48
靴	5	3	0.29	0.18	0.28
時計・めがね	7	4	0.83	0.06	0.87
宝飾品	8	6	0.19	0.35	0.18
スポーツ用品	12	6	0.35	0.34	0.58
カメラ	-	-	-	-	-
楽器・CD	2	2	0.34	0.26	0.88
ホームセンター・カー用品	14	11	0.91	0.82	0.60
総合ディスカウント	5	4	0.49	0.70	0.35
酒類	2	1	0.36	0.19	0.11
生鮮	2	1	0.01	-	1.33
100円ショップ	1	0	0.00	-	0.15
その他専門店	9	6	0.31	0.36	0.35
生活協同組合	19	13	0.34	0.59	0.31
コンビニ・ミニスーパー	29	17	0.17	0.75	0.71

- ・回答企業数とは、この調査に回答をいただいた企業数です。
- ・有効企業数とは、無回答を除く、有効回答をした企業数です。

(9) 不明ロス金額の算出方法 【問6】

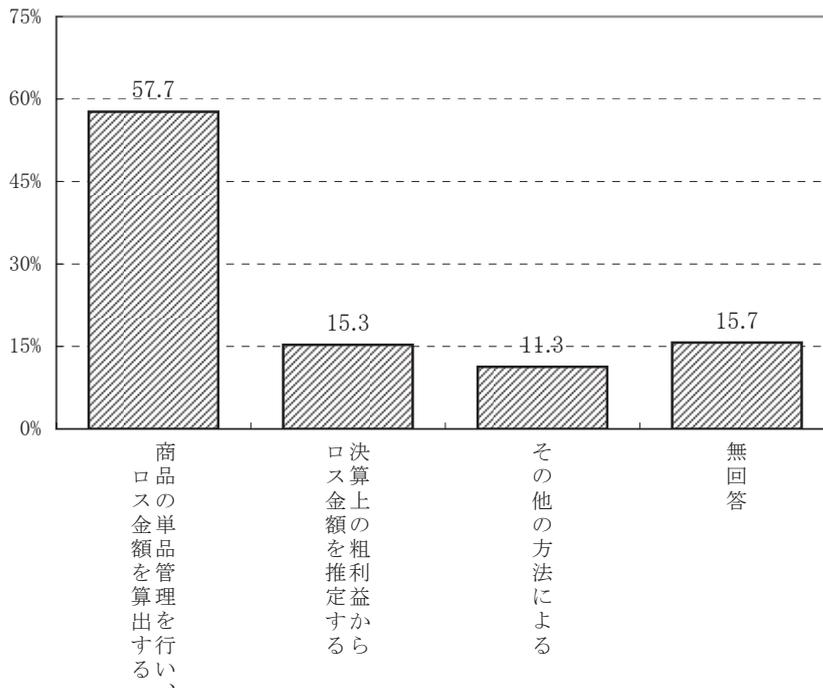
回答企業各社における不明ロス金額の算出方法については、「商品の単品管理を行い、ロス金額を算出する」57.7%、「決算上の粗利益からロス金額を推定する」15.3%、「その他の方法による」11.3%となっている。

業態別には「単品管理」の比率の高い順に「カジュアル衣料」100.0%、「家電製品」100.0%、「時計・めがね」100.0%、「ホームセンター・カー用品」85.7%、「婦人服・子供服」81.8%、「総合ディスカウント」80.0%となっている。＜H22. 靴 80.0%、家電製品 70.0%、総合ディスカウント 66.7%、コンビニ・ミニスーパー 65.2%、婦人服・子供服 62.5%、スポーツ用品 62.5%、時計・めがね 60.0%など＞。

「粗利益から推定」の比率の高い順に「ドラッグストア」35.0%、「スーパー」30.1%、「書籍・文具」27.3%、「総合ディスカウント」20.0%、「靴」20.0%となっている。＜H22. その他専門店 40.0%、婦人服・子供服 37.5%、書籍・文具 36.4%、ドラッグストア 33.3%、生活協同組合 27.8%など＞。

また「その他の方法」の比率の高い順では、「服飾・服飾雑貨」28.6%、「靴」20.0%、「百貨店」20.0%、「書籍・文具」18.2%、「スーパー」11.0%となっており、商品特性に応じた不明ロス管理の特徴が良く表れている。(回答企業5社以上の業態に限定)〔図7・表7参照〕

〔図7〕 問6. 不明ロス金額の算出方法



〔表7〕 問6. 不明ロス金額の算出方法

回数(年度)	商品単品管理を行う	決算上の粗利益から推定する	その他の方法による	無回答
第7回(平成23年度)	57.7	15.3	11.3	15.7
第6回(平成22年度)	53.6	14.7	16.9	14.7

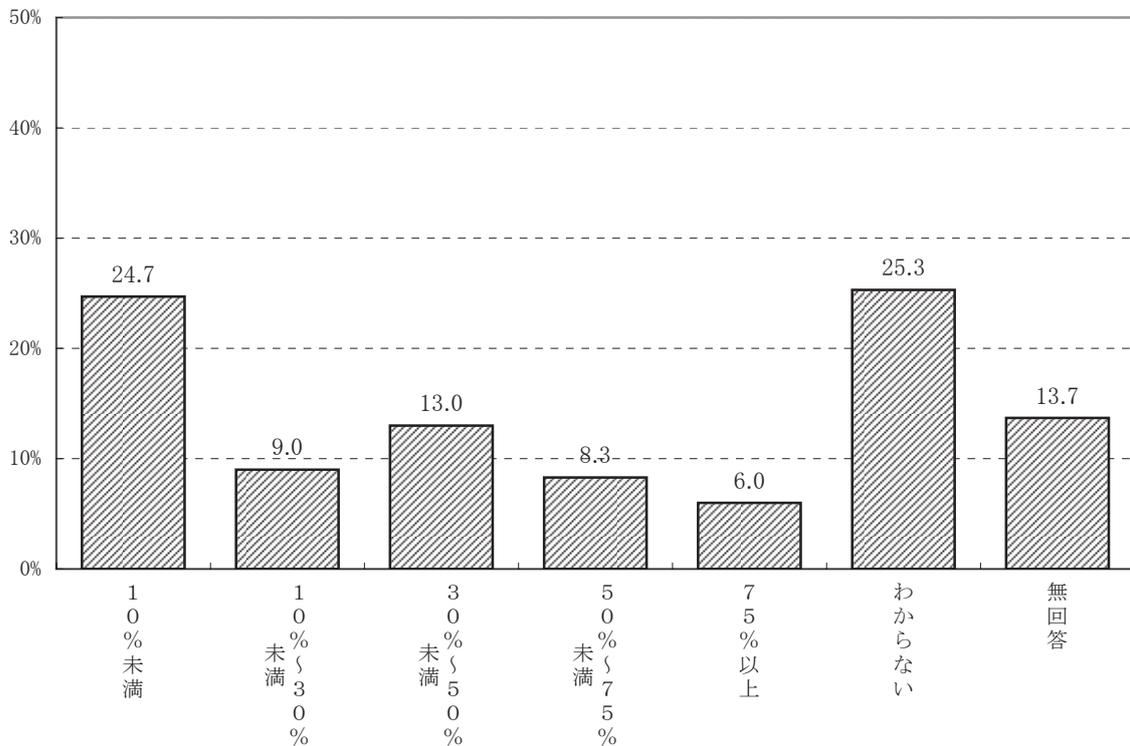
(10) 不明ロスの中で万引被害と推定される金額の比率 【問7-1】

次に、各社の直近の年間不明ロス金額のうち、万引被害によるものと推定される金額の比率を尋ねた結果は、「わからない」25.3%、「10%未満」24.7%、「30%～50%未満」13.0%、「10%～30%未満」9.0%、「50%～75%未満」8.3%、「75%以上」6.0%となっている。

業態別には万引被害が「50%以上」と比率が高い業態は、「服飾・服飾雑貨」42.9%、「ドラッグストア」40.0%、「総合ディスカウント」40.0%、「家電製品」40.0%、「カジュアル衣料」40.0%、「書籍・文具」36.4%などである。

(回答企業5社以上の業態に限定) [図8・表8参照]

〔図8〕 問7-1. 不明ロス金額のうち万引被害の割合



〔表8〕 問7-1. 不明ロス金額のうち万引被害の割合

回数(年度)	10%未満	10%未満<30%未満	30%未満<50%未満	50%未満<75%未満	75%以上	わからない	無回答
第7回(平成23年度)	24.7	9.0	13.0	8.3	6.0	25.3	13.7
第6回(平成22年度)	23.5	15.4	12.2	6.6	5.3	27.9	9.1

## (11) 不明ロス金額の原因別の推定割合 【問7-2】

回答企業各社における不明ロス金額の原因別の推定割合については、比率の高い順に「万引き」35.9%、「管理誤り」32.2%、「不明」23.7%、「従業員窃盗」5.8%、「業者不正」2.4%となっている。

業態別には万引被害以外の原因でみると「管理誤り」の比率の高い順では、「紳士服」64.8%、「生活協同組合」55.8%、「婦人服・子供服」42.8%、「家電製品」40.0%、「百貨店」39.1%、「靴」37.3%、「ホームセンター・カー用品」35.6%などとなっており、業態別の不明ロス金額の原因による特徴が表れている。

(回答企業5社以上の業態に限定、推定割合は回答企業各社の実数平均、業態別は〔実数平均表を参照〕)

〔実数平均表〕問7-2. 不明ロス金額の原因別の推定割合

業態	回答企業数	有効企業数	① 万引き	② 従業員窃盗	③ 業者不正	④ 管理誤り	⑤ 不明
全体	300	191	35.9	5.8	2.4	32.2	23.7
百貨店	40	25	21.5	2.3	1.6	39.1	35.5
スーパー	73	41	41.0	5.9	3.3	24.3	25.5
婦人服・子供服	11	6	22.2	2.5	1.7	42.8	30.8
紳士服	6	4	26.3	2.5	0.0	64.8	6.5
カジュアル衣料	5	4	76.3	5.0	0.0	2.5	16.3
呉服	3	0	-	-	-	-	-
服飾・服飾雑貨	7	4	59.8	0.0	0.0	25.3	15.0
家具	3	3	8.3	0.0	3.3	70.0	18.3
家電製品	5	3	28.7	2.0	1.7	40.0	27.7
玩具・ホビー用品	1	1	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0
書籍・文具	11	7	63.9	3.6	1.6	26.6	4.4
ドラッグストア	20	15	43.4	10.2	2.5	21.8	22.1
靴	5	3	36.0	3.3	0.0	37.3	23.3
時計・めがね	7	6	59.2	1.7	0.0	26.7	12.5
宝飾品	8	5	32.0	0.0	20.0	20.0	28.0
スポーツ用品	12	7	42.1	6.4	0.7	20.7	30.0
カメラ	-	-	-	-	-	-	-
楽器・CD	2	2	65.0	10.0	7.5	10.0	7.5
ホームセンター・カー用品	14	8	27.5	4.4	2.5	35.6	30.0
総合ディスカウント	5	3	60.0	10.0	3.3	23.3	3.3
酒類	2	2	12.5	1.0	0.0	75.0	11.5
生鮮	2	1	70.0	0.0	0.0	30.0	0.0
100円ショップ	1	0	-	-	-	-	-
その他専門店	9	7	34.7	0.7	0.7	31.4	32.4
生活協同組合	19	15	19.5	1.9	1.3	55.8	21.5
コンビニ・ミニスーパー	29	19	27.5	20.8	1.6	28.1	22.1

※構成比は、回答企業各社の推定割合の実数平均

(12) 万引被害金額の増減傾向 【問8】

万引被害金額の増減傾向を1年前対比で比較した結果は「変わらない」25.3%、「やや減った」21.7%、「やや増えた」17.3%、「わからない」13.7%、「大変増えた」4.3%、「大変減った」3.7%であった。

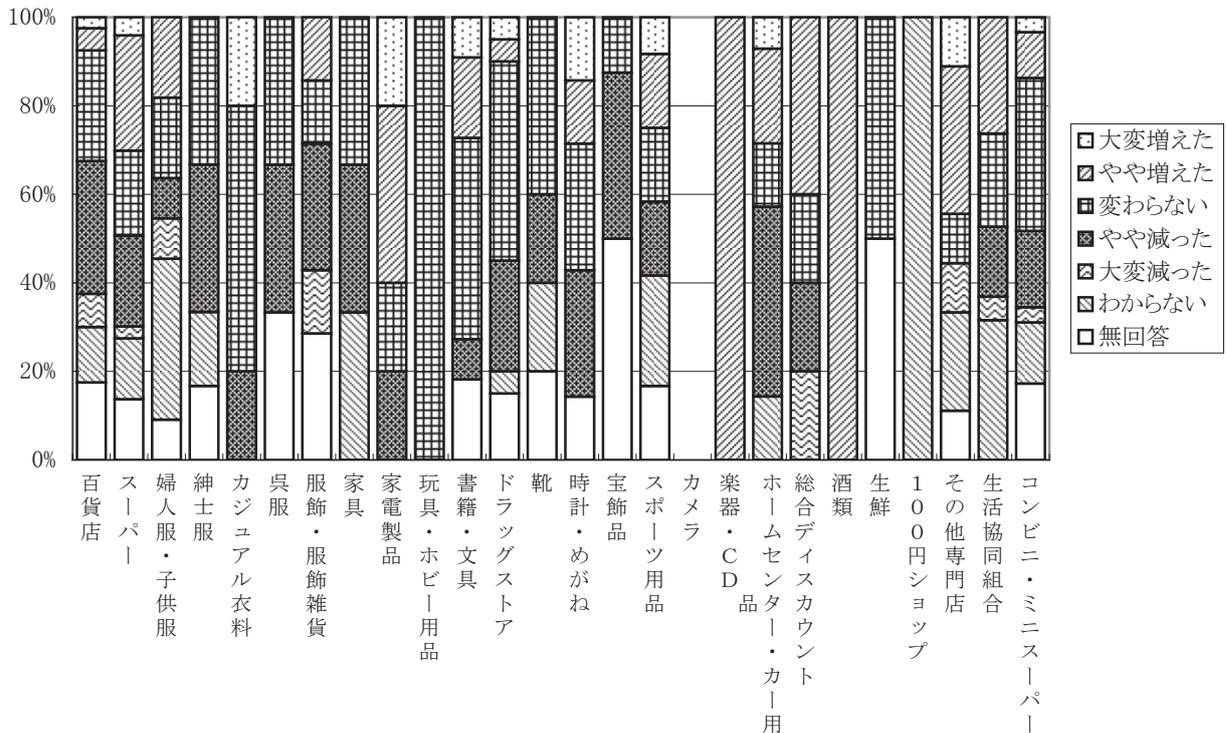
「大変増えた」と「やや増えた」を合わせた「増加」が21.6%＜39.9%＞、「大変減った」と「やや減った」を合わせた「減少」が25.4%＜19.4%＞となっており、昨年度に比べて約18%程度の減少傾向が見られる。（「増加」－「減少」の比率）

業態別に見てみると、「増加」の比率の高いものは、「家電製品」60.0%、「その他専門店」44.4%、「総合ディスカウント」40.0%となっている。

「減少」の比率の高いものは、「ホームセンター・カー用品」42.9%、「服飾・服飾雑貨」42.9%、「総合ディスカウント」40.0%となっている。

（回答企業5社以上の業態に限定）〔図9・表9参照〕

〔図9〕 問8. 1年前と比較した万引被害金額の傾向



〔表9〕 問8. 1年前と比較した万引被害金額の傾向

業態		大変増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	大変減った	わからない	無回答
第7回 (平成23年度)	全体	4.3	17.3	25.3	21.7	3.7	13.7	14.0
	百貨店	2.5	5.0	25.0	30.0	7.5	12.5	17.5
	スーパー	4.1	26.0	19.2	20.5	2.7	13.7	13.7
	婦人服・子供服	-	18.2	18.2	9.1	9.1	36.4	9.1
	紳士服	-	-	33.3	33.3	-	16.7	16.7
	カジュアル衣料	20.0	-	60.0	20.0	-	-	-
	呉服	-	-	33.3	33.3	-	-	33.3
	服飾・服飾雑貨	-	14.3	14.3	28.6	14.3	-	28.6
	家具	-	-	33.3	33.3	-	33.3	-
	家電製品	20.0	40.0	20.0	20.0	-	-	-
	玩具・ホビー用品	-	-	100.0	-	-	-	-
	書籍・文具	9.1	18.2	45.5	9.1	-	-	18.2
	ドラッグストア	5.0	5.0	45.0	25.0	-	5.0	15.0
	靴	-	-	40.0	20.0	-	20.0	20.0
	時計・めがね	14.3	14.3	28.6	28.6	-	-	14.3
	宝飾品	-	-	12.5	37.5	-	-	50.0
	スポーツ用品	8.3	16.7	16.7	16.7	-	25.0	16.7
	カメラ	-	-	-	-	-	-	-
	楽器・CD	-	100.0	-	-	-	-	-
	ホームセンター・カー用品	7.1	21.4	14.3	42.9	-	14.3	-
	総合ディスカウント	-	40.0	20.0	20.0	20.0	-	-
酒類	-	100.0	-	-	-	-	-	
生鮮	-	-	50.0	-	-	-	50.0	
100円ショップ	-	-	-	-	-	100.0	-	
その他専門店	11.1	33.3	11.1	-	11.1	22.2	11.1	
生活協同組合	-	26.3	21.1	15.8	5.3	31.6	-	
コンビニ・ミニスーパー	3.4	10.3	34.5	17.2	3.4	13.8	17.2	
第6回 (平成22年度)	全体	7.1	32.8	27.3	17.4	2.0	9.5	4.0
第5回 (平成21年度)	全体	12.2	34.2	19.7	14.1	2.5	14.1	3.1

## (13) 万引被害件数の多い商品 【問9】

回答企業各社に万引被害件数の多い商品を、被害件数の多い順に5つの商品を記入方式で尋ねた結果、回答いただいた総商品数は、946品となった。

最も多い商品は「食品」で、続いて多い順に「化粧品」、「酒類」、「菓子」、「衣料品」、「雑貨」、「書籍」、「医薬品」、「日用品」、「文房具」、「バッグ類」、「飲料」などが挙げられた。この結果から近年の傾向として高額商品や嗜好品ではなく、「食品」「化粧品」「酒類」など生活嗜好品が多くなっていることが特筆される。

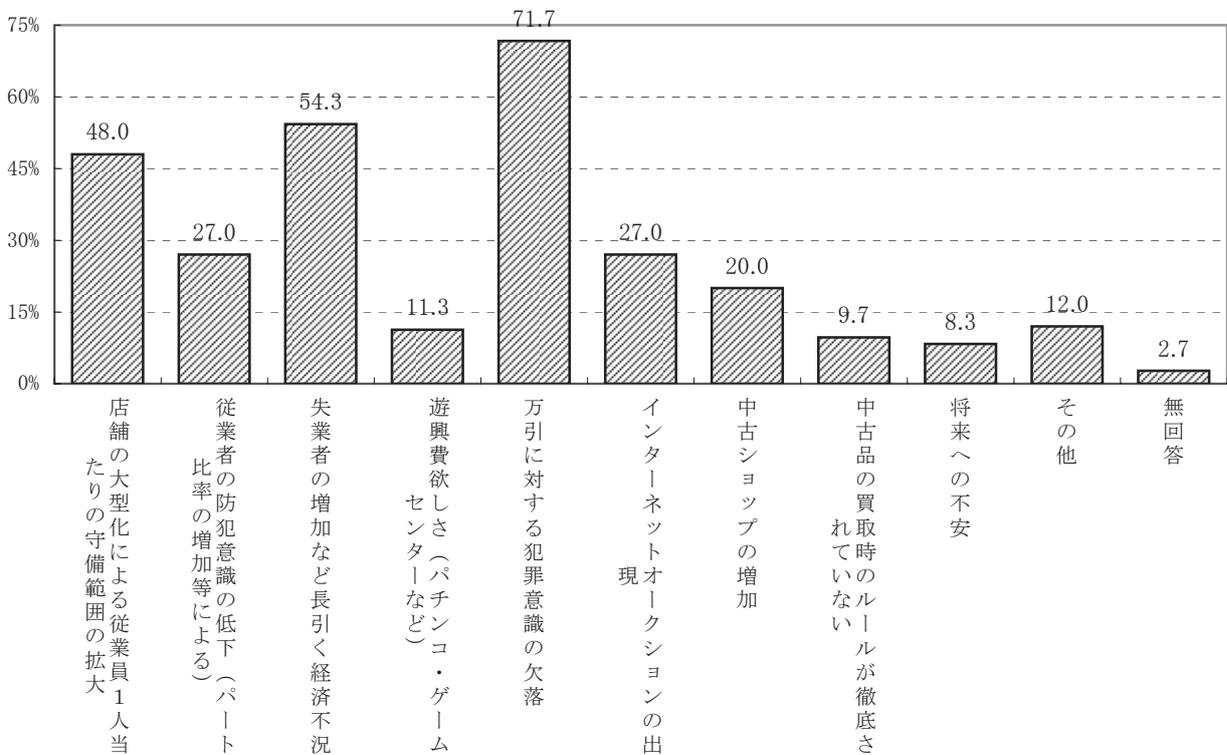
(14) 最近の万引犯罪の原因 【問10】

各社が最近の万引犯罪の原因と考えるものについて複数回答で尋ねた結果は、「万引に対する犯罪意識の欠落」71.7%、「失業者の増加など長引く経済不況」54.3%、「店舗の大型化による従業員1人当たりの守備範囲の拡大」48.0%、「従業員の防犯意識の低下(パート比率の増加等による)」27.0%、「インターネットオークションの出現」27.0%、「中古ショップの増加」20.0%、「その他」12.0%、「遊興費欲しさ(パチンコ・ゲームセンターなど)」11.3%、「中古品の買取時のルールが徹底されていない」9.7%、「将来への不安」8.3%となっている。前年との順位に大きな差は見られない。

業態別では「万引に対する犯罪意識の欠落」が原因と考えている業態は「家電製品」100.0%、「総合ディスカウント」100.0%、「スーパー」86.3%、「百貨店」80.0%、「ドラッグストア」80.0%、「カジュアル衣料」80.0%となり、80%以上の高い比率を挙げている。

(回答企業5社以上の業態に限定) [図10・表10参照]

〔図10〕 問10. 最近の万引犯罪の原因と考えられるもの



〔表10〕 問10. 最近の万引犯罪の原因と考えられるもの

回数(年度)	店舗の大型化による従業員1人当たりの守備範囲の拡大	従業員の防犯意識の低下(パート比率の増加等による)	失業者の増加など長引く経済不況	遊興費欲しさ(パチンコ・ゲームセンターなど)	万引に対する犯罪意識の欠落	インターネットオークションの出現	中古ショップの増加	中古品の買取時のルールが徹底されていない	将来への不安	その他	無回答
第7回(平成23年度)	48.0	27.0	54.3	11.3	71.7	27.0	20.0	9.7	8.3	12.0	2.7
第6回(平成22年度)	51.4	29.5	69.6	16.0	78.7	25.1	21.3	-	4.7	11.6	1.9

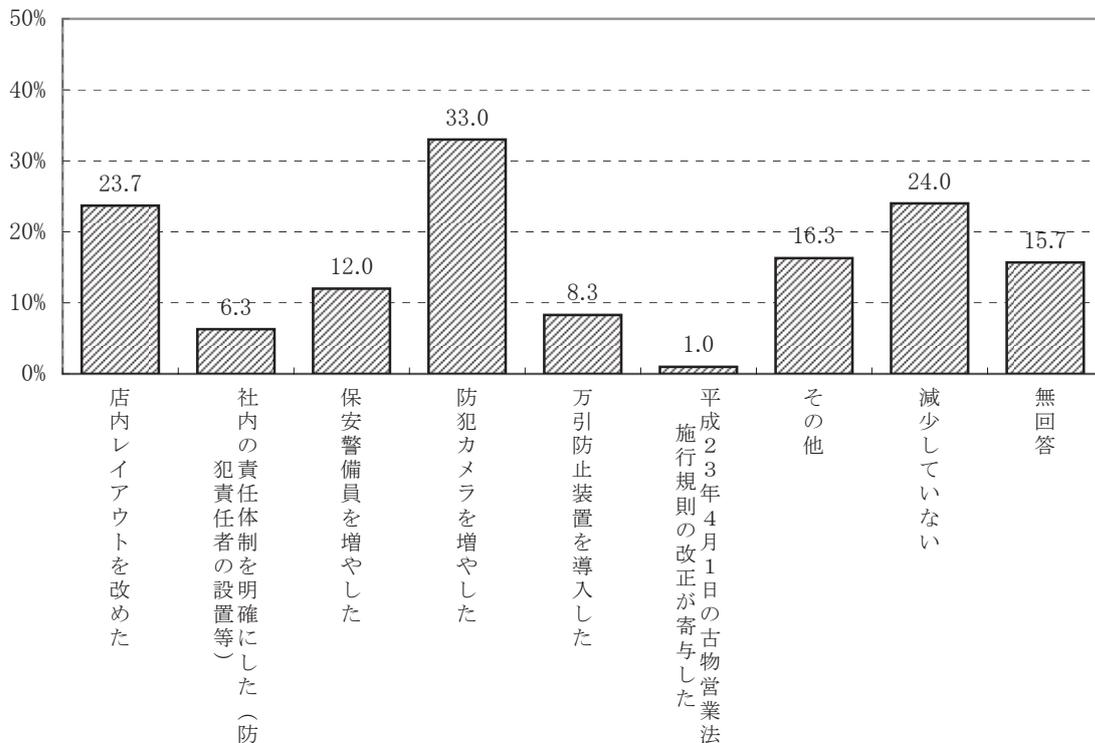
## (15) 当社で万引被害を減少させた要因 【問11】

回答各社において、直近で万引被害が減少しているとしたらその理由は何かを尋ねた結果(複数回答)は、「防犯カメラを増やした」33.0%、「減少していない」24.0%、「店内レイアウトを改めた」23.7%、「その他」16.3%、「保安警備員を増やした」12.0%、「万引防止装置を導入した」8.3%、「社内の責任体制を明確にした(防犯責任者の設置等)」6.3%、「平成23年4月1日の古物営業法施行規則の改正が寄与した」1.0%となった。

業態別では「防犯カメラを増やした」が高い比率の業態は、「靴」60.0%、「生活協同組合」47.4%、「書籍・文具」45.5%、「ホームセンター・カー用品」42.9%、「スーパー」42.5%、「スポーツ用品」41.7%などである。

(回答数5社以上の業種に限定)〔図11・表11参照〕

〔図11〕 問11. 万引被害が減少している理由



〔表11〕 問11. 万引被害が減少している理由

選択項目	第7回 (平成23年度)	第6回 (平成22年度)	第5回 (平成21年度)
店内レイアウトを改めた	23.7	20.2	21.3
社内の責任体制を明確にした(防犯責任者の設置等)	6.3	8.7	7.8
保安警備員を増やした	12.0	14.6	13.2
防犯カメラを増やした	33.0	30.4	30.4
万引防止装置を導入した	8.3	14.6	11.6
平成23年4月1日の古物営業法施行規則の改正が寄与した	1.0	-	-
その他	16.3	9.9	11.0
減少していない	24.0	26.9	19.4
無回答	15.7	18.2	27.6

### 3. 万引犯罪発見後の処理

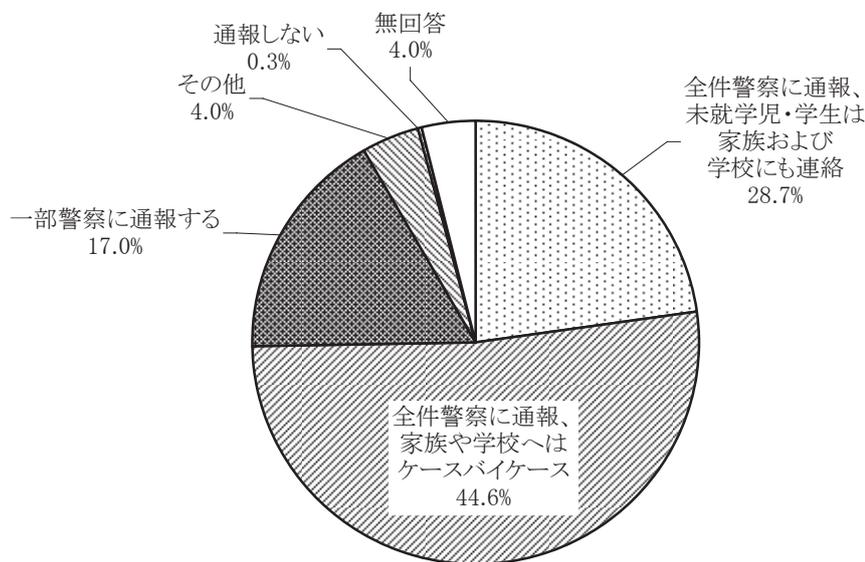
#### (1) 当社の基本的な処理方針 【問12】

回答各社において万引犯罪を発見した場合、その後の基本的な処理方針について尋ねた結果、「全件警察に通報、家族や学校へはケースバイケース」52.0%、「全件警察に通報、未就学児・学生は家族および学校にも連絡」22.7%、「一部警察に通報する」17.0%、「その他」4.0%、「通報しない」0.3%となっている。

「全件通報」は全体で74.7%となっており、業態別では、「総合ディスカウント」100.0%、「ホームセンター・カー用品」92.9%、「書籍・文具」90.9%、「ドラッグストア」90.0%、「スポーツ用品」83.3%、「カジュアル衣料」80.0%、「家電製品」80.0%、「靴」80.0%などが多くなっている。

(回答企業5社以上の業態に限定)〔図12・表12参照〕

〔図12〕 問12. 万引犯罪を発見した後の基本的な処理方針



〔表12〕 問12. 万引犯罪を発見した後の基本的な処理方針

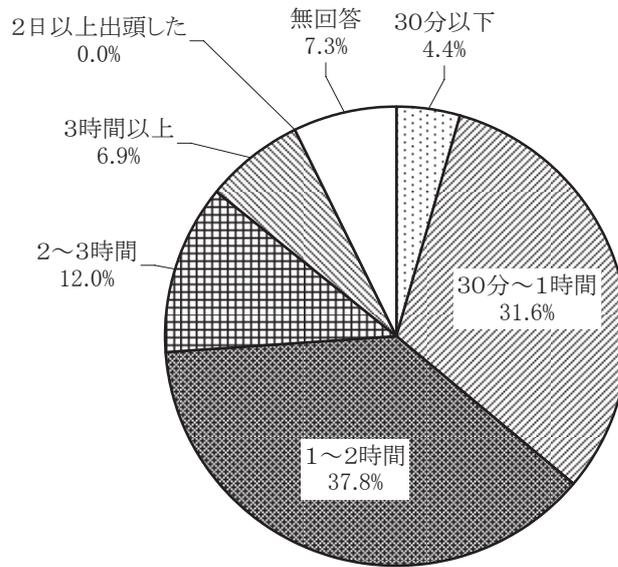
回数(年度)	おおよそ全件警察に通報、未就学児・学生は家族にも連絡	全件警察に通報、家族や学校へはケースバイケース	一部警察に通報する	通報しない	その他	無回答
第7回(平成23年度)	22.7	52.0	17.0	0.3	4.0	4.0
第6回(平成22年度)	28.5	44.7	20.2	0.4	5.1	1.2
第5回(平成21年度)	24.1	39.5	27.3	0.3	6.6	2.2

(2) 警察に通報した後で、書類作成等で要した時間 【問12-1～問12-4】

1. 前記の基本的な処理方針で、警察に「全件通報」または「一部通報」と回答した企業に、書類作成等で警察に居た平均時間を尋ねた結果は、「1～2時間」37.8%、「30分～1時間」31.6%、「2～3時間」12.0%、「3時間以上」6.9%、「30分以下」4.4%、「2日以上出頭した」0.0%の順となった。

〔図13・表13参照〕

〔図13〕 問12-1. 通報後の書類作成など、警察の平均対応時間



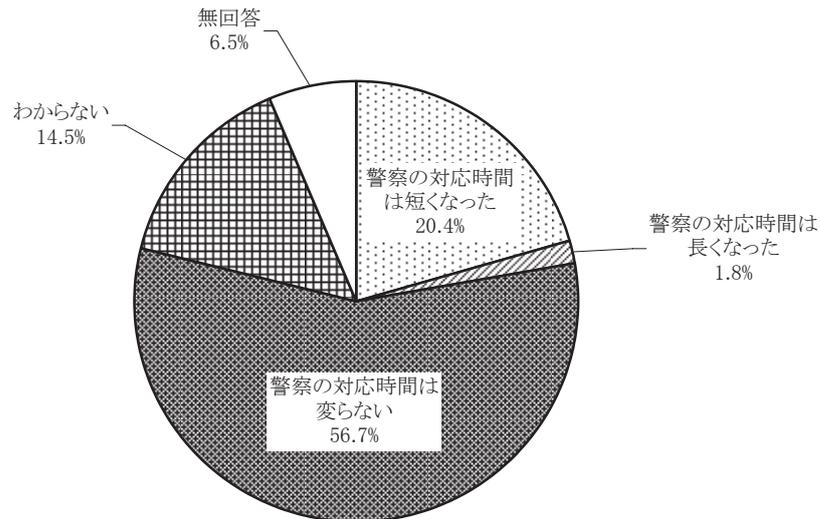
〔表13〕 問12-1. 通報後の書類作成など、警察の平均対応時間

回数(年度)	30分以下	30分～1時間	1～2時間	2～3時間	3時間以上	2日以上出頭した	無回答
第7回(平成23年度)	4.4	31.6	37.8	12.0	6.9	0.0	7.3
第6回(平成22年度)	4.7	29.7	35.6	15.3	5.9	-	8.9
第5回(平成21年度)	4.1	31.0	34.8	14.5	6.6	0.3	8.6

2. 警察の書類作成に要する時間を昨年と比較した結果は、「警察の対応時間は変わらない」56.7%、「警察の対応時間は短くなった」20.4%、「わからない」14.5%、「警察の対応時間は長くなった」1.8%の順となった。

〔図14・表14参照〕

〔図14〕 問12-2. 警察の書類作成に要する時間の変化



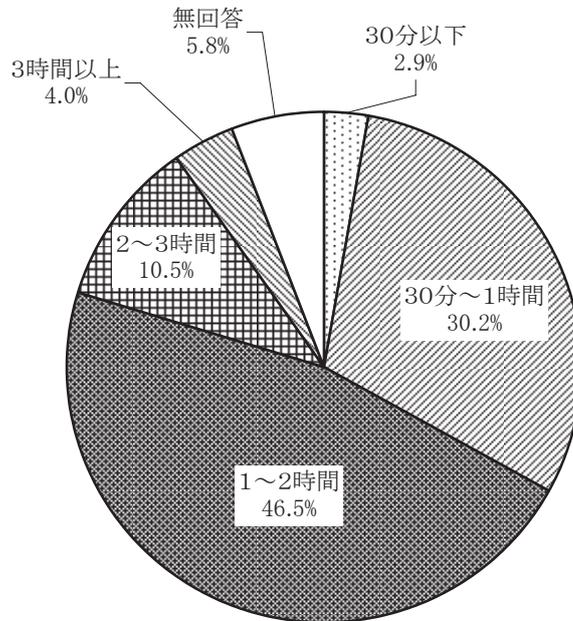
〔表14〕 問12-2. 警察の書類作成に要する時間の変化

回数(年度)	短警察の対応時間は短くなった	長警察の対応時間は長くなった	変警察の対応時間は変わらない	わわからない	無回答
第7回(平成23年度)	20.4	1.8	56.7	14.5	6.5
第6回(平成22年度)	19.1	3.4	48.7	21.2	7.6

3. 警察に居た時間で、どれ具合の時間が「負担」と感じたかを尋ねた結果は、「1～2時間」46.5%、「30分～1時間」30.2%、「2～3時間」10.5%、「3時間以上」4.0%、「30分以下」2.9%の順となった。

〔図15・表15参照〕

〔図15〕 問12-3. 警察の対応時間で「負担」と感じる時間

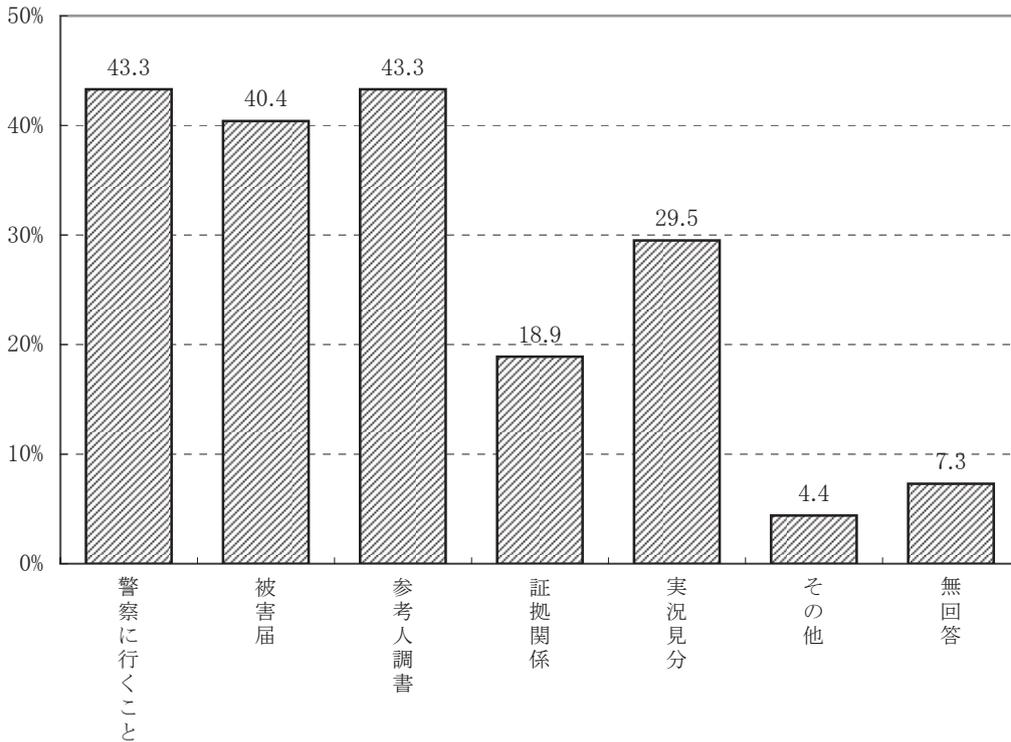


〔表15〕 問12-3. 警察の対応時間で「負担」と感じる時間

回数(年度)	30分以下	30分～1時間	1～2時間	2～3時間	3時間以上	無回答
第7回(平成23年度)	2.9	30.2	46.5	10.5	4.0	5.8
第6回(平成22年度)	6.4	32.2	43.2	6.8	1.3	10.2
第5回(平成21年度)	6.9	42.4	30.7	9.3	1.7	9.0

4. また警察に居た時間の中で「手間と感じた手続き」を尋ねた結果は(複数回答)、「警察に行くこと」43.3%、「参考人調書」43.3%、「被害届」40.4%、「実況見分」29.5%、「証拠関係」18.9%、「無回答」7.3%、「その他」4.4%の順となっている。この結果は警察での「参考人調書・被害届」に手間が掛かり、負担に感じているかを表しているもので、手続きの簡素化が求められている。(図16・表16参照)

〔図16〕 問12-4. 警察の対応時間の中で手間と感じた手続き



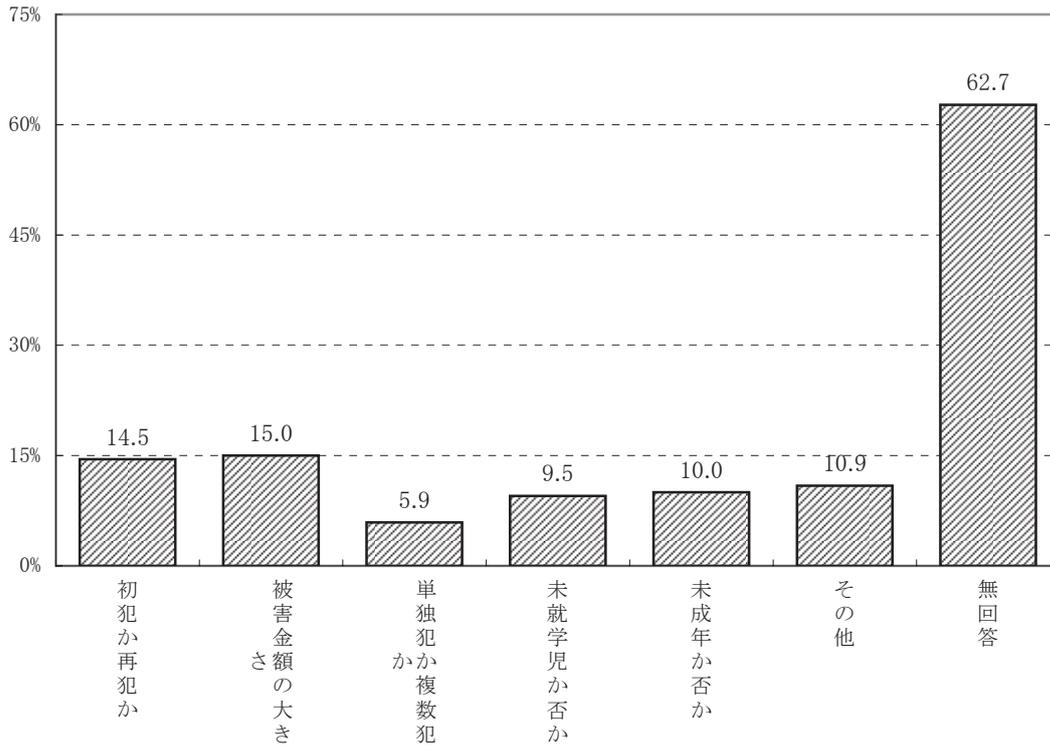
〔表16〕 問12-4. 警察の対応時間の中で手間と感じた手続き

回数(年度)	警察に行くこと	被害届	参考人調書	証拠関係	実況見分	その他	無回答
第7回(平成23年度)	43.3	40.4	43.3	18.9	29.5	4.4	7.3
第6回(平成22年度)	40.7	38.1	44.9	19.5	25.8	3.8	12.3
第5回(平成21年度)	39.3	43.8	46.9	19.3	28.6	3.8	9.3

(3) 基本的な処理と異なる場合の基準 【問12-5】

前記(1)で「全件通報」以外とした場合、すなわち基本的な処理と異なる処理をする場合の基準は何かを尋ねた結果は(複数回答)、「無回答」62.7%「被害金額の大きさ」15.0%、「初犯か再犯か」14.5%、「その他」10.9%、「未成年か否か」10.0%、「未就学児か否か」9.5%、「単独犯か複数犯か」5.9%の順となった。無回答が6割以上を占め、基本的な処理以外の処理基準を設けているケースは多くないことを窺わせる。〔図17・表17参照〕

〔図17〕 問12-5. 基本的な処理と異なる場合の基準



〔表17〕 問12-5. 基本的な処理と異なる場合の基準

回数(年度)	初犯か再犯か	被害金額の大きさ	単独犯か複数犯か	未就学児か否か	未成年か否か	その他	無回答
第7回(平成23年度)	14.5	15.0	5.9	9.5	10.0	10.9	62.7
第6回(平成22年度)	25.5	26.8	8.5	14.0	16.2	17.4	46.8

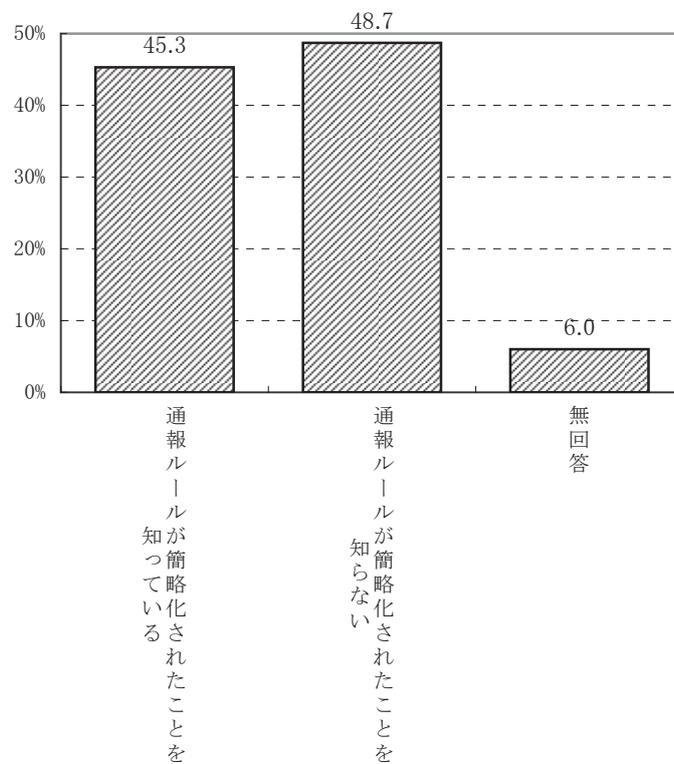
## (4) 「全件通報・通報ルールの簡略化」の認知状況 【問12-6】

平成22年10月1日からスタートした「全件通報・通報ルールの簡略化」の認知を尋ねた結果は、以下の通りである。「通報ルールが簡略化されたことを知っている」45.3%、「通報ルールが簡略化されたことを知らない」48.7%、「無回答」6.0%となり、全体で約半数が認知しているという結果となった。

業態別に「知っている」比率順に見ると「総合ディスカウント」80.0%、「書籍・文具」72.7%、「百貨店」67.5%、「ドラッグストア」65.0%、「ホームセンター・カー用品」57.1%、「紳士服」50.0%までが認知率50%以上となっている。

(回答企業5社以上の業態に限定)〔図18・表18参照〕

〔図18〕 問12-6. 「全件通報・通報ルールの簡略化」の認知状況



〔表18〕 問12-6. 「全件通報・通報ルールの簡略化」の認知状況

回数(年度)	いさ通 るれ報 たル ことル が 知簡 つ略 て化	いさ通 れ報 たル ことル が 知簡 ら略 な化	無 回 答
第7回(平成23年度)	45.3	48.7	6.0

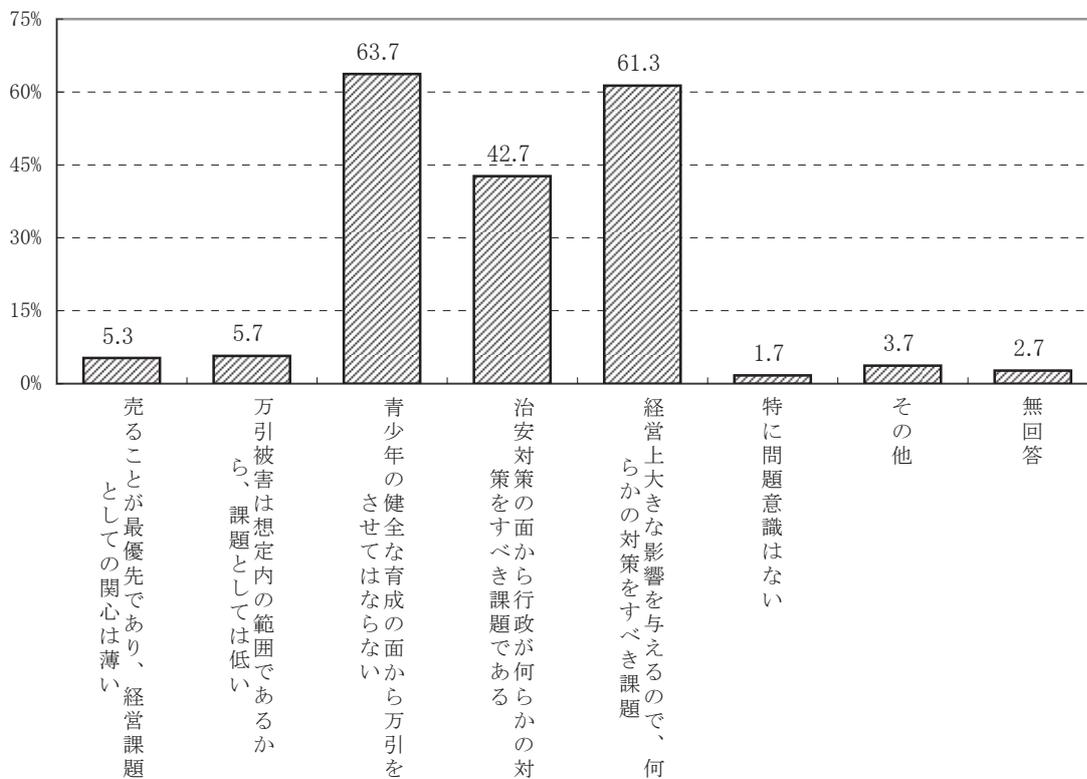
## 4. 万引犯罪の防止策

### (1) 万引犯罪への基本的な考え方 【問13】

回答各社において万引犯罪に対する基本的な考え方を尋ねた結果は(複数回答)、「青少年の健全な育成の面から万引をさせてはならない」63.7%、「経営上大きな影響を与えるので、何らかの対策をすべき課題」61.3%、「治安対策の面から行政が何らかの対策をすべき課題である」42.7%、「万引被害は想定内の範囲であるから、課題としては低い」5.7%、「売ることが最優先であり、経営課題としての関心は薄い」5.3%、「その他」3.7%、「特に問題意識はない」1.7%の順となっている。

[図19・表19参照]

〔図19〕 問13. 万引犯罪をどのように考えていますか



〔表19〕 問13. 万引犯罪をどのように考えていますか

選択項目	第7回 (平成23年度)	第6回 (平成22年度)	第5回 (平成21年度)
売ることが最優先であり、経営課題としての関心は薄い	5.3	5.9	5.0
万引被害は想定内の範囲であるから、課題としては低い	5.7	5.9	4.4
青少年の健全な育成の面から万引をさせてはならない	63.7	70.0	71.5
治安対策の面から行政が何らかの対策をすべき課題である	42.7	42.7	39.2
経営上大きな影響を与えるので、何らかの対策をすべき課題	61.3	64.4	65.8
特に問題意識はない	1.7	0.4	0.3
その他	3.7	5.5	4.1
無回答	2.7	0.8	1.6

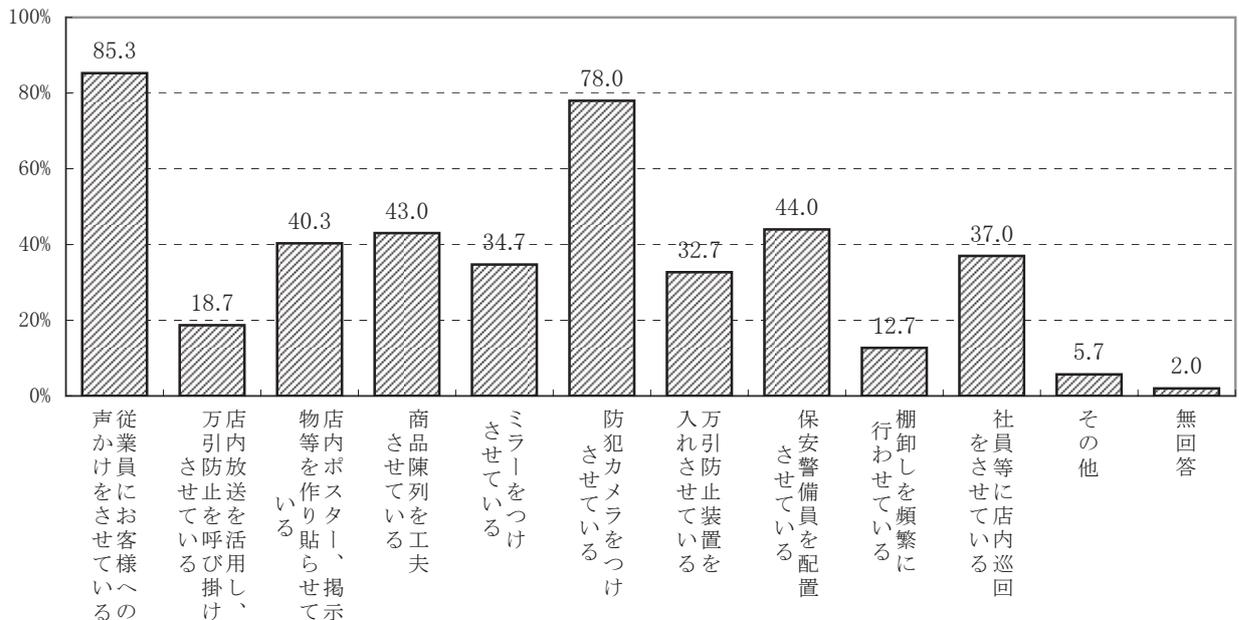
(2) 各店舗で実施している万引犯罪防止策 【問14】

回答各社が店舗レベルで実施させている万引犯罪防止策としては(複数回答)、「従業員にお客様への声かけをさせている」85.3%、「防犯カメラをつけさせている」78.0%、「保安警備員を配置させている」44.0%、「商品陳列を工夫させている」43.0%、「店内ポスター、掲示物等を作り貼らせている」40.3%、「社員等に店内巡回をさせている」37.0%、「ミラーをつけさせている」34.7%、「万引防止装置を入れさせている」32.7%、「店内放送を活用し、万引防止を呼び掛けさせている」18.7%、「棚卸しを頻繁に行わせている」12.7%、「その他」5.7%の順となっている。

業態別には、「お客様への声かけ」が、「ドラッグストア」100.0%、「総合ディスカウント」100.0%、「スポーツ用品」91.7%、「百貨店」90.0%、「その他専門店」88.9%、「スーパー」87.7%、「コンビニ・ミニスーパー」86.2%、「ホームセンター・カー用品」85.7%、「生活協同組合」84.2%、「紳士服」83.3%、「婦人服・子供服」81.8%、「書籍・文具」81.8%、「カジュアル衣料」80.0%、「家電製品」80.0%までが、実施率80.0%以上となっている。

(回答企業5社以上の業態に限定) [図20・表20参照]

〔図20〕 問14. 各店舗に実施させている万引犯罪の防止策



〔表20〕 問14. 各店舗に実施させている万引犯罪の防止策

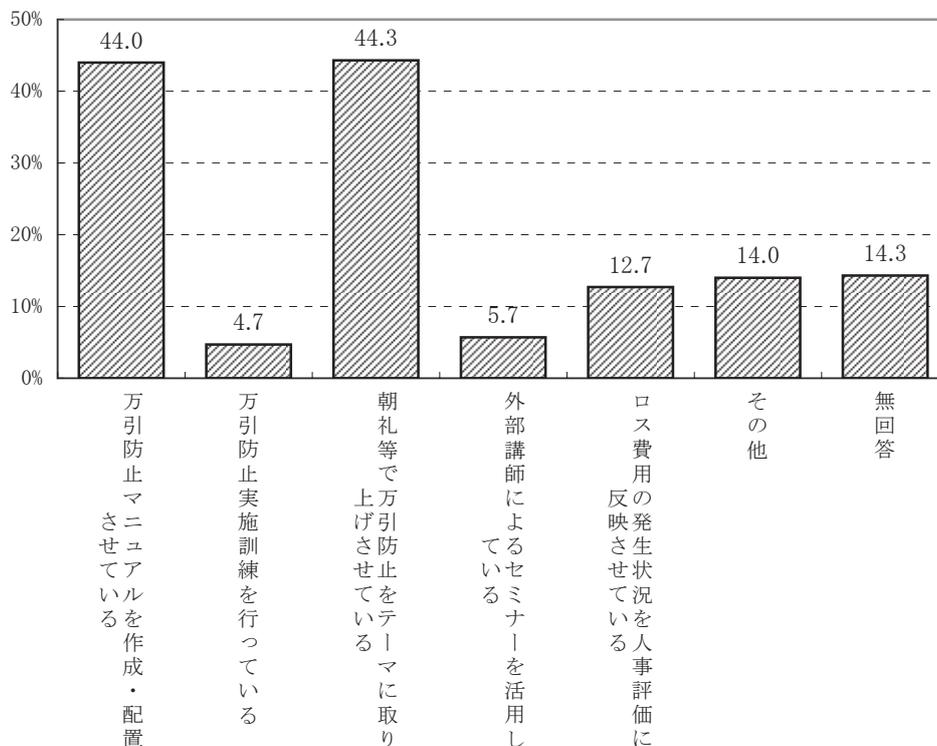
選択項目	第7回 (平成23年度)	第6回 (平成22年度)	第5回 (平成21年度)
従業員にお客様への声かけをさせている	85.3	90.9	90.9
店内放送を活用し、万引防止を呼び掛けさせている	18.7	23.7	21.0
店内ポスター、掲示物等を作り貼らせている	40.3	48.2	42.6
商品陳列を工夫させている	43.0	49.4	46.7
ミラーをつけさせている	34.7	42.3	40.8
防犯カメラをつけさせている	78.0	78.7	79.6
万引防止装置を入れさせている	32.7	38.7	33.9
保安警備員を配置させている	44.0	52.2	50.2
棚卸しを頻繁に行わせている	12.7	17.8	12.9
社員等に店内巡回をさせている	37.0		
その他	5.7	5.1	5.0
無回答	2.0	0.8	0.6

(3) 万引犯罪防止のために実施している従業員教育 【問15】

回答各社で実施している万引犯罪防止のための従業員教育としては(複数回答)、「朝礼等で万引防止をテーマに取り上げさせている」44.3%、「万引防止マニュアルを作成・配置させている」44.0%、「その他」14.0%、「ロス費用の発生状況を人事評価に反映させている」12.7%、「外部講師によるセミナーを活用している」5.7%、「万引防止実施訓練を行っている」4.7%、「無回答」14.3%の順となっている。

業態別には、「朝礼等で万引防止をテーマに取り上げさせている」は、「総合ディスカウント」60.0%、「時計・めがね」57.1%、「スーパー」54.8%、「ドラッグストア」50.0%、「ホームセンター・カー用品」50.0%、「紳士服」50.0%、「百貨店」47.5%、「婦人服・子供服」45.5%、「スポーツ用品」41.7%、「家電製品」40.0%、「靴」40.0%と順となっている。  
(回答企業5社以上の業態に限定)〔図21・表21参照〕

〔図21〕 問15. 万引犯罪防止のために実施している従業員教育



〔表21〕 問15. 万引犯罪防止のために実施している従業員教育

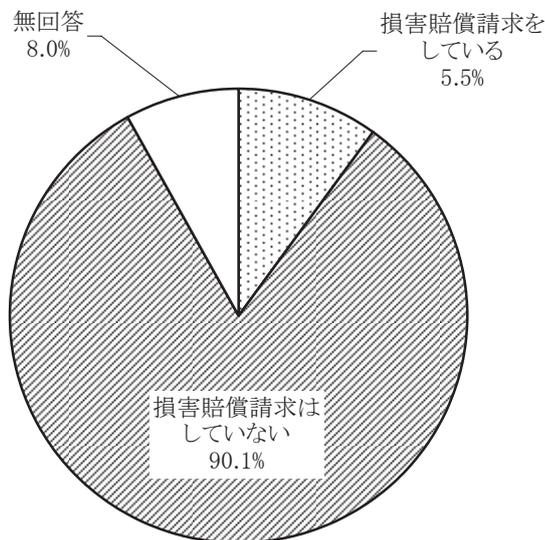
回数(年度)	万引防止マニュアルを作成・配置させている	万引防止実施訓練を行っている	朝礼等で万引防止をテーマに取り上げさせている	外部講師によるセミナーを活用している	ロス費用の発生状況を人事評価に反映させている	その他	無回答
第7回(平成23年度)	44.0	4.7	44.3	5.7	12.7	14.0	14.3
第6回(平成22年度)	39.2	4.1	44.2	9.4	11.3	9.7	17.2

## (4) 万引犯を捕捉した際にかかった費用の損害賠償請求 【問16～問16-2】

1. 万引犯を捕捉した際の費用(人件費)を請求しているかを尋ねた結果は、「損害賠償請求はしていない」82.0%、「損害賠償請求をしている」10.0%、「無回答」8.0%であった。

業態別には、「損害賠償請求をしている」は、「スポーツ用品」25.0%、「カジュアル衣料」20.0%、「総合ディスカウント」20.0%、「書籍・文具」18.2%、「紳士服」16.7%、「服飾・服飾雑貨」14.3%、「百貨店」12.5%、「宝飾品」12.5%、「スーパー」11.0%、「ドラッグストア」10.0%、「ホームセンター・カー用品」7.1%、「コンビニ・ミニスーパー」6.9%、「生活協同組合」5.3%の順となっている。  
〔図22・表22参照〕

〔図22〕 問16. 万引犯人に対して損害賠償請求をしていますか



〔表22〕 問16. 万引犯人に対して損害賠償請求をしていますか

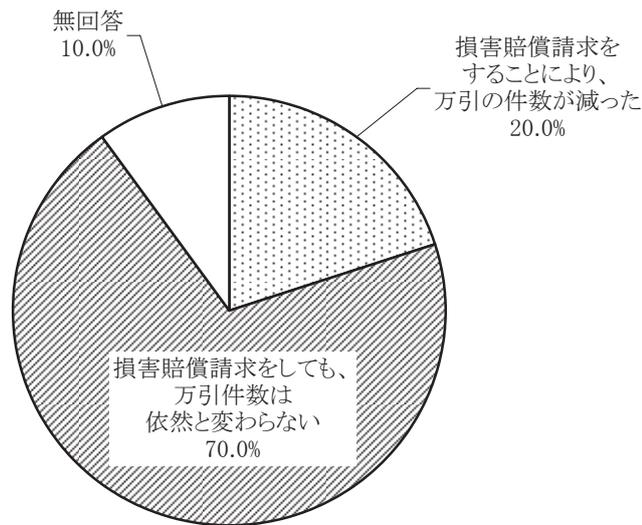
回数(年度)	損害賠償請求をしている	損害賠償請求はしていない	無回答
第7回(平成23年度)	10.0	82.0	8.0
第6回(平成22年度)	5.5	90.1	4.3

2. 前記の質問で「損害賠償請求を行っている」と回答した30社にその後の万引の増減を聞いたところ、「損害賠償請求をしても、万引件数は依然と変わらない」70.0%、「損害賠償請求をすることにより、万引の件数が減った」20.0%、「無回答」10.0%となった。

業態別には、「万引の件数が減った」は、「コンビニ・ミニスーパー」100.0%、「服飾・服飾雑貨」100.0%、「総合ディスカウント」100.0%、「百貨店」20.0%、「スーパー」12.5%となっている。

[図23・表23参照]

〔図23〕 問16－1. 損害賠償請求をすることによる万引件数の変化



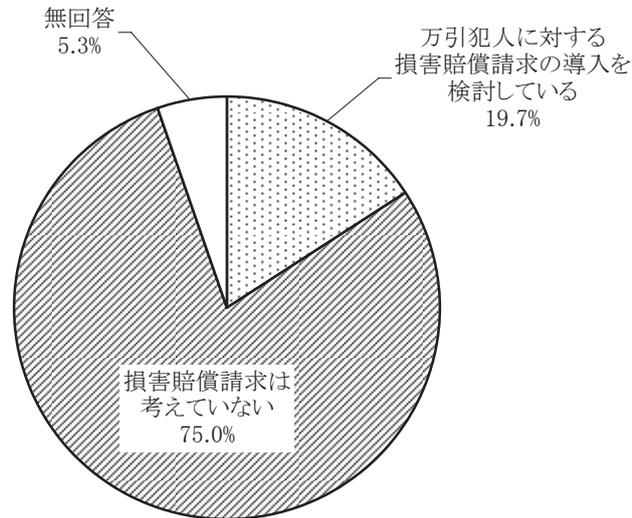
〔表23〕 問16－1. 損害賠償請求をすることによる万引件数の変化

回数(年度)	件ご損害と賠償減よ償つり請求た、万を引すのる	とも損害変わら万引償ない件請求はを依して然て	無回答
第7回(平成23年度)	20.0	70.0	10.0
第6回(平成22年度)	42.9	42.9	14.3

3. 万引犯への「損害賠償請求を行っていない」246社に今後、損害賠償請求の導入意思を尋ねた結果は、「損害賠償請求は考えていない」78.9%、「万引犯人に対する損害賠償請求の導入を検討している」15.9%、「無回答」5.3%となった。

[図24・表24参照]

〔図24〕 問16-2. 損害賠償請求の導入検討



〔表24〕 問16-2. 損害賠償請求の導入検討

回数(年度)	検害万 討賠引 し償犯 て請人 い求に るの対 導す 入る を損	て損 い害 な賠 い償 請 求 は 考 え	無 回 答
第7回(平成23年度)	15.9	78.9	5.3
第6回(平成22年度)	19.7	75.0	5.3

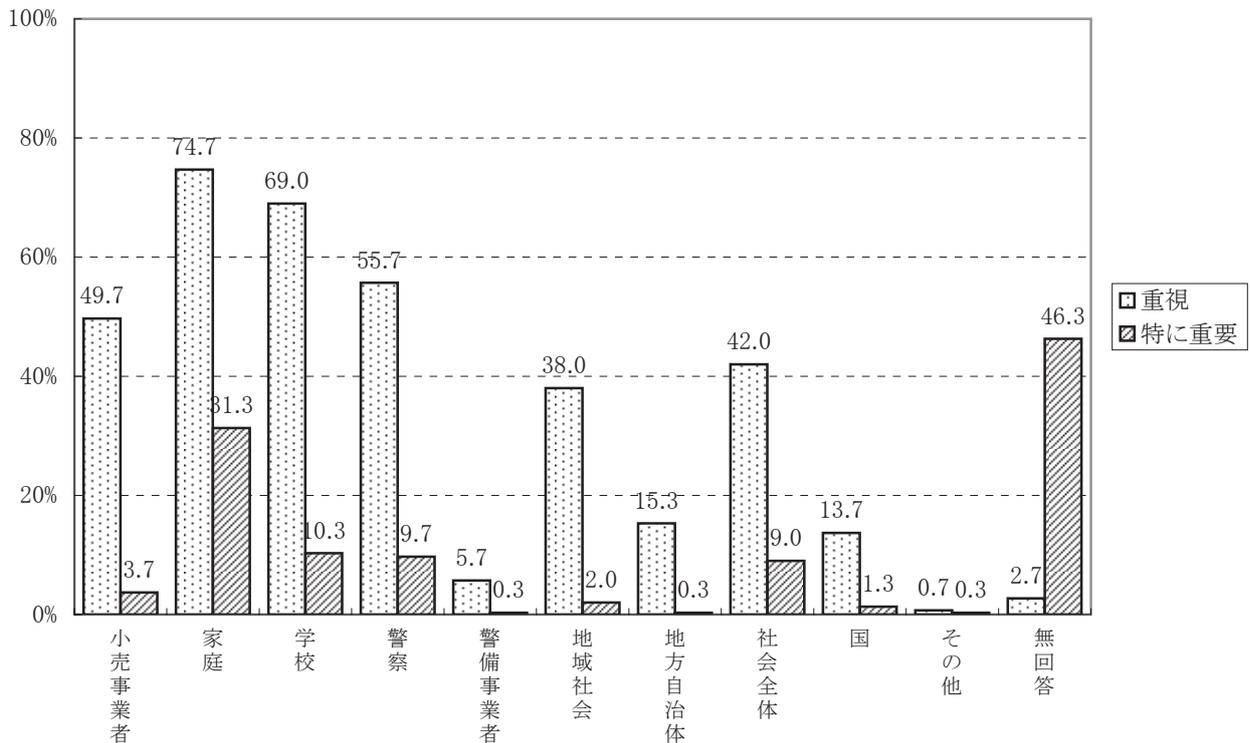
(5) 少年の万引き犯罪防止はどこが主体となるべきか 【問17-A】

1. 少年の万引犯罪の防止に関して、回答各社はどこが主体で行うべきであると考えてるかについて尋ねた結果は(複数回答)、「家庭」74.7%、「学校」69.0%、「警察」55.7%、「小売事業者」49.7%、「社会全体」42.0%、「地域社会」38.0%、「地方自治体」15.3%、「国」13.7%、「警備事業者」5.7%、「その他」0.7%、「無回答」2.7%の順となっている。

2. 「◎特に重要」では、「家庭」31.3%、「学校」10.3%、「警察」9.7%、「社会全体」9.0%、「小売事業者」3.7%、「地域社会」2.0%、「国」1.3%、「警備事業者」0.3%、「地方自治体」0.3%、「その他」0.3%、「無回答」46.3%の順となっている。

[図25・表25参照]

〔図25〕 問17-A. 青少年の万引防止を行うべき組織



〔表25〕 問17-A. 青少年の万引防止を行うべき組織

選択項目	第7回 (平成23年度)		第6回 (平成22年度)		第5回 (平成21年度)	
	重視	特に重要	重視	特に重要	重視	特に重要
小売事業者	49.7	3.7	59.7	3.2	49.2	3.4
家庭	74.7	31.3	84.6	26.1	86.5	22.3
学校	69.0	10.3	73.1	12.3	74.3	7.8
警察	55.7	9.7	53.0	4.3	53.0	6.3
警備事業者	5.7	0.3	5.9	-	7.2	0.6
地域社会	38.0	2.0	41.9	0.8	39.2	1.6
地方自治体	15.3	0.3	13.8	-	15.7	0.3
社会全体	42.0	9.0	47.4	4.0	43.9	2.8
国	13.7	1.3	15.0	1.2	12.5	0.9
その他	0.7	0.3	1.2	-	1.6	-
無回答	2.7	46.3	0.8	60.1	0.9	65.5

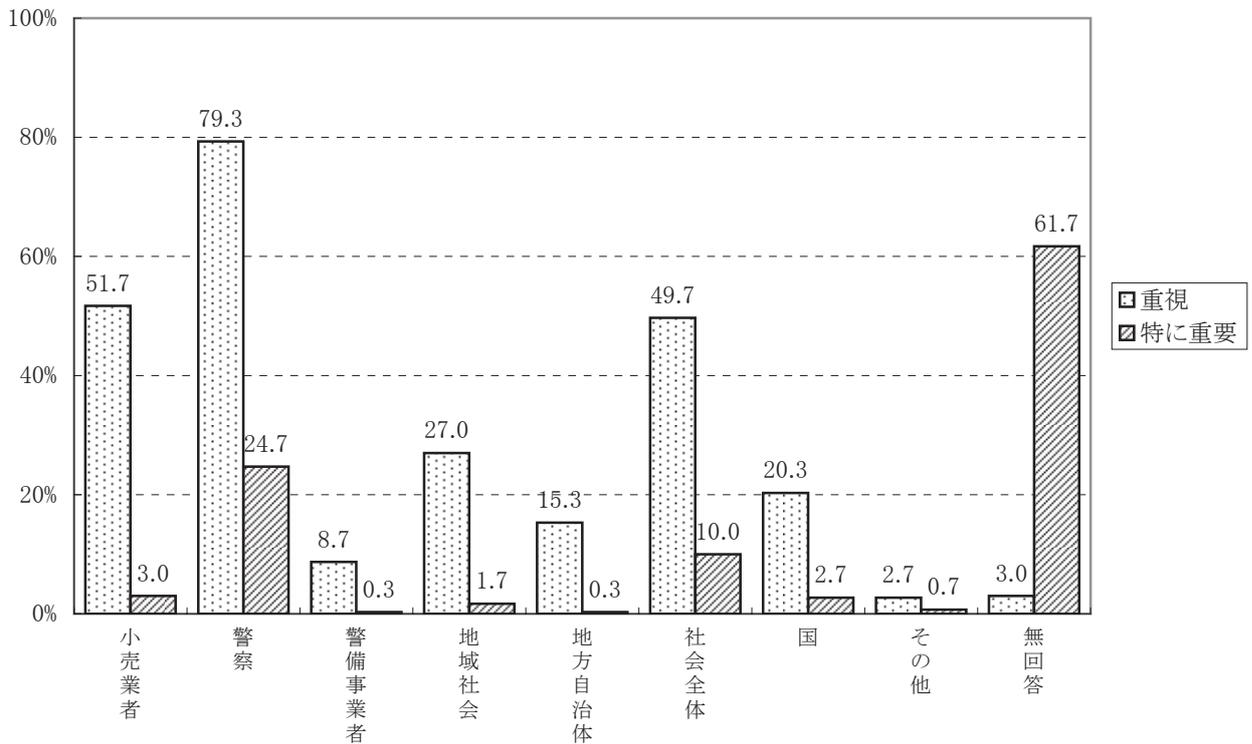
(6) 成人の万引き犯罪防止はどこが主体となるべきか 【問17-B】

1. 同様に、成人の場合の万引犯罪防止はどこが主体となるべきかについては(複数回答)、「警察」79.3%、「小売業者」51.7%、「社会全体」49.7%、「地域社会」27.0%、「国」20.3%、「地方自治体」15.3%、「警備事業者」8.7%、「その他」2.7%、「無回答」3.0%の順となっている。

2. 「◎特に重要」では、「警察」24.7%、「社会全体」10.0%、「小売業者」3.0%、「国」2.7%、「地域社会」1.7%、「その他」0.7%、「警備事業者」0.3%、「地方自治体」0.3%、「無回答」61.7%の順となっている。

[図26・表26参照]

〔図26〕 問17-B. 成人の万引防止を行うべき組織



〔図26〕 問17-B. 成人の万引防止を行うべき組織

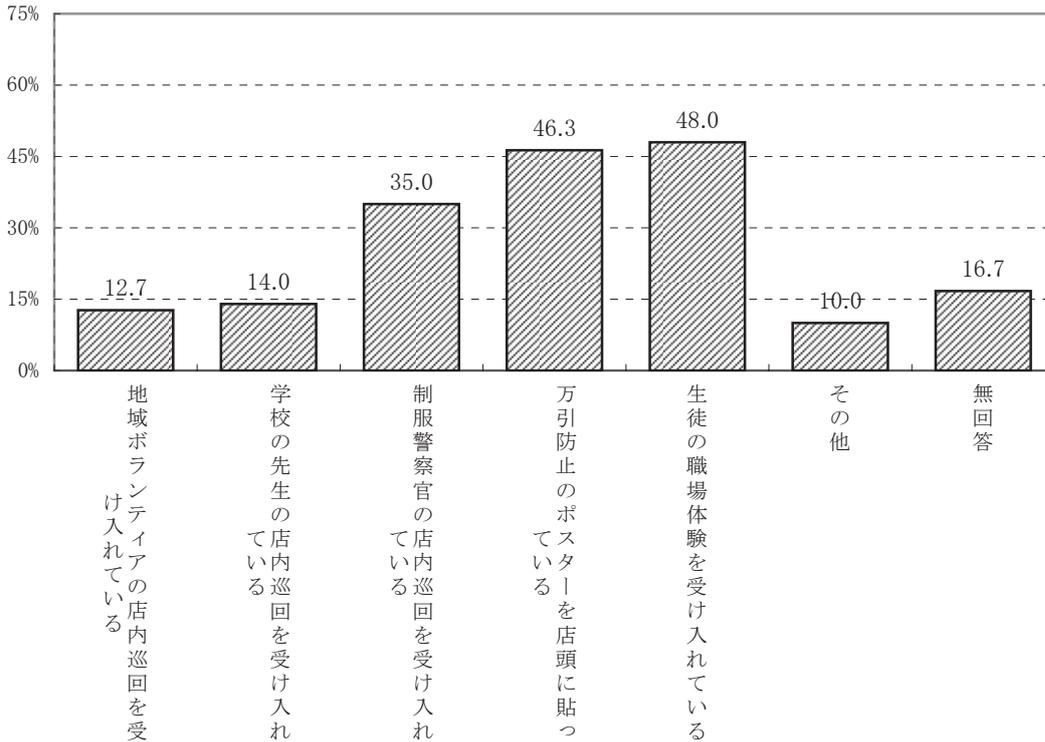
選択項目	第7回 (平成23年度)		第6回 (平成22年度)		第5回 (平成21年度)	
	重視	特に重要	重視	特に重要	重視	特に重要
小売業者	51.7	3.0	61.3	3.2	50.2	3.8
警察	79.3	24.7	77.5	17.0	77.1	13.5
警備事業者	8.7	0.3	9.1	0.8	11.6	0.9
地域社会	27.0	1.7	34.4	2.0	28.8	1.3
地方自治体	15.3	0.3	17.4	1.2	15.0	0.3
社会全体	49.7	10.0	47.4	5.1	53.0	3.4
国	20.3	2.7	25.7	2.8	24.1	2.8
その他	2.7	0.7	4.0	0.8	2.2	-
無回答	3.0	61.7	2.0	71.5	1.3	76.8

(7) 地域社会との付き合い 【問18】

回答各社において地域社会とはどのようなお付き合いをされているかを尋ねた結果(複数回答)、「生徒の職場体験を受け入れている」48.0%、「万引防止のポスターを店頭に掲げている」46.3%、「制服警察官の店内巡回を受け入れている」35.0%、「学校の先生の店内巡回を受け入れている」14.0%、「地域ボランティアの店内巡回を受け入れている」12.7%、「その他」10.0%、「無回答」16.7%の順となっている。

[図27・表27参照]

〔図27〕 問18. 万引きに関して地域社会と行っているタイアップ



〔表27〕 問18. 万引きに関して地域社会と行っているタイアップ

回数(年度)	地域ボランティアの店内巡回を受け入れている	学校の先生の店内巡回を受け入れている	制服警察官の店内巡回を受け入れている	万引防止のポスターを店頭に掲げている	生徒の職場体験を受け入れている	その他	無回答
第7回(平成23年度)	12.7	14.0	35.0	46.3	48.0	10.0	16.7
第6回(平成22年度)	12.6	15.0	35.2	54.2	52.2	7.9	14.6

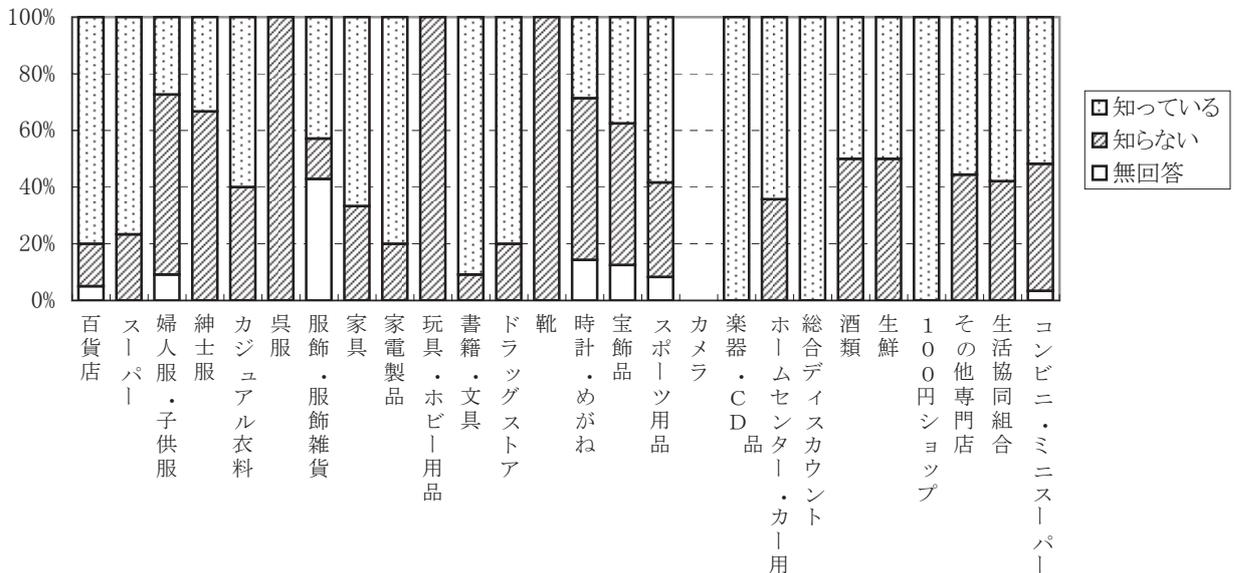
(8) 法改正された刑法235条の認知と適用 【問19～問19-1】

1. 平成18年5月法改正された「刑法235条」について尋ねた結果、「この法律改正を知っている」64.3%、「この法律改正を知らない」32.3%、「無回答」3.3%となった。

業種別では、「知っている」比率の高い業種は、「総合ディスカウント」100.0%、「書籍・文具」90.9%、「百貨店」80.0%、「ドラッグストア」80.0%、「家電製品」80.0%、「スーパー」76.7%、「ホームセンター・カー用品」64.3%、「カジュアル衣料」60.0%、「スポーツ用品」58.3%、「生活協同組合」57.9%、「その他専門店」55.6%、「コンビニ・ミニスーパー」51.7%、「服飾・服飾雑貨」42.9%、「宝飾品」37.5%、「紳士服」33.3%、「時計・めがね」28.6%、「婦人服・子供服」27.3%の順となっている。

(回答企業5社以上の業態に限定) [図28・表28参照]

〔図28〕 問19. 平成18年5月に法改正した刑法235条



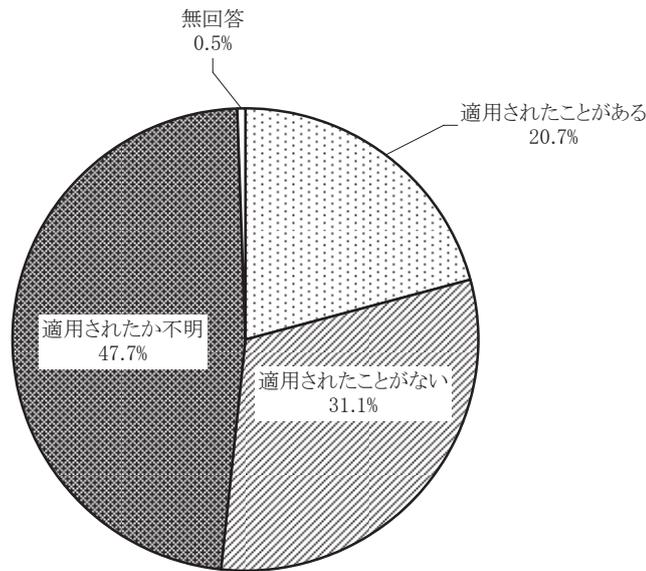
〔表28〕 問19. 平成18年5月に法改正した刑法235条

業態		知っている	知らない	無回答
第7回 (平成23年度)	全体	64.3	32.3	3.3
	百貨店	80.0	15.0	5.0
	スーパー	76.7	23.3	-
	婦人服・子供服	27.3	63.6	9.1
	紳士服	33.3	66.7	-
	カジュアル衣料	60.0	40.0	-
	呉服	-	100.0	-
	服飾・服飾雑貨	42.9	14.3	42.9
	家具	66.7	33.3	-
	家電製品	80.0	20.0	-
	玩具・ホビー用品	-	100.0	-
	書籍・文具	90.9	9.1	-
	ドラッグストア	80.0	20.0	-
	靴	-	100.0	-
	時計・めがね	28.6	57.1	14.3
	宝飾品	37.5	50.0	12.5
	スポーツ用品	58.3	33.3	8.3
	カメラ	-	-	-
	楽器・CD	100.0	-	-
	ホームセンター・カー用品	64.3	35.7	-
	総合ディスカウント	100.0	-	-
酒類	50.0	50.0	-	
生鮮	50.0	50.0	-	
100円ショップ	100.0	-	-	
その他専門店	55.6	44.4	-	
生活協同組合	57.9	42.1	-	
コンビニ・ミニスーパー	51.7	44.8	3.4	
第6回 (平成22年度)	全体	63.2	35.6	1.2
第5回 (平成21年度)	全体	61.8	37.0	1.3

2. また、上記法改正を知っていると回答した193社に、この法律の適用状況を尋ねた結果、「御社での万引犯に対して、適用されたか不明」47.7%、「御社での万引犯に対して、適用されることがない」31.1%、「御社での万引犯に対して、適用されたことがある」20.7%、「無回答」0.5%となっている。

業種別では、適用された業種のなかでは、「百貨店」34.4%、「ドラッグストア」31.3%、「書籍・文具」30.0%、「コンビニ・ミニスーパー」26.7%、「スーパー」23.2%、「総合ディスカウント」20.0%、「その他専門店」20.0%、「生活協同組合」9.1%となっている。  
(回答企業5社以上の業態に限定) [図29・表29参照]

〔図29〕 問19-1. 万引犯に対する刑法235条の適用



〔表29〕 問19-1. 万引犯に対する刑法235条の適用

回数(年度)	適用されたことがある	適用されたことがない	適用されたか不明	無回答
第7回(平成23年度)	20.7	31.1	47.7	0.5
第6回(平成22年度)	13.1	36.3	50.0	0.6
第5回(平成21年度)	11.2	38.1	49.7	1.0

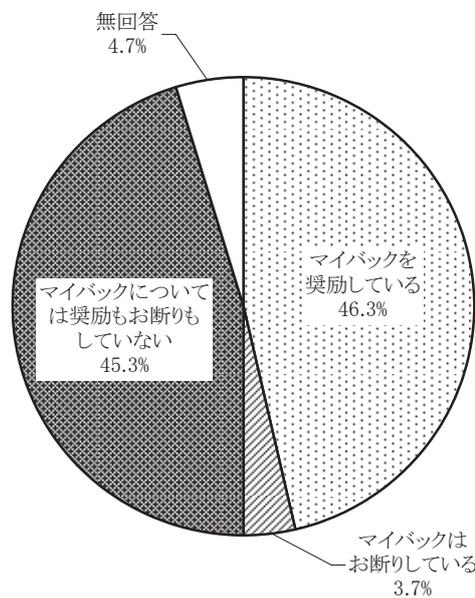
(9) マイバックの使用 【問20-1～問20-2】

1. マイバックの使用について尋ねた結果は、「マイバックを奨励している」46.3%、「マイバックについては奨励も、お断りもしていない」45.3%、「マイバックはお断りしている」3.7%、「無回答」4.7%となっている。

業態別に見てみると、「奨励している」業態では、「生活協同組合」100%、「スーパー」86.3%、「百貨店」62.5%、「コンビニ・ミニスーパー」51.7%、「ドラッグストア」40.0%、「総合ディスカウント」40.0%、「ホームセンター・カー用品」28.6%、「その他専門店」22.2%、「スポーツ用品」8.3%の順となっている。

(回答企業5社以上の業態に限定)〔図30・表30参照〕

〔図30〕 問20-1. マイバックの奨励



〔表30〕 問20-1. マイバックの奨励

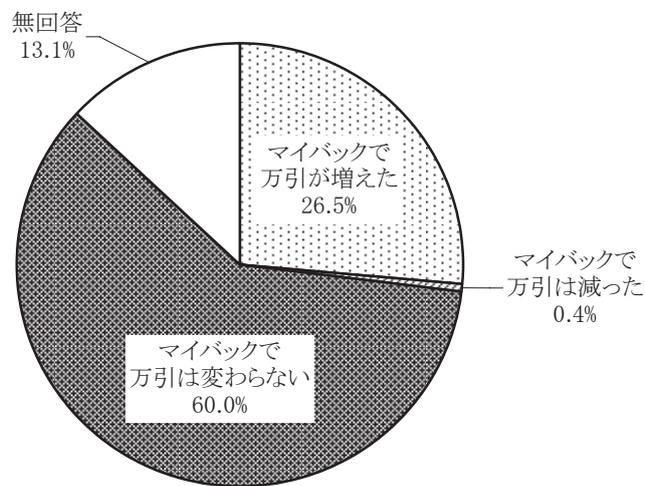
回数(年度)	マイバックを奨励している	マイバックはお断りしている	マイバックについては奨励もお断りもしていない	無回答
第7回(平成23年度)	46.3	3.7	45.3	4.7
第6回(平成22年度)	51.0	2.8	43.9	2.4
第5回(平成21年度)	54.9	1.9	41.7	1.6

2. 前記の質問で「マイバックを奨励している」又は「マイバックについて奨励も、お断りしていない」と回答した企業に、万引の増減をお尋ねした結果は、「マイバックで万引は変わらない」60.0%、「マイバックで万引が増えた」26.5%、「マイバックで万引は減った」0.4%、「無回答」13.1%となった。

業態別に見てみると「マイバックで万引が増えた」としている業態では、「スーパー」55.6%、「ドラッグストア」42.1%、「ホームセンター・カー用品」33.3%、「生活協同組合」31.6%、「百貨店」18.4%、「コンビニ・ミニスーパー」14.8%、「書籍・文具」10.0%、「スポーツ用品」9.1%の順となっている。

(回答企業5社以上の業態に限定)〔図31・表31参照〕

〔図31〕 問20-2. マイバックによる万引の増減



〔図31〕 問20-2. マイバックによる万引の増減

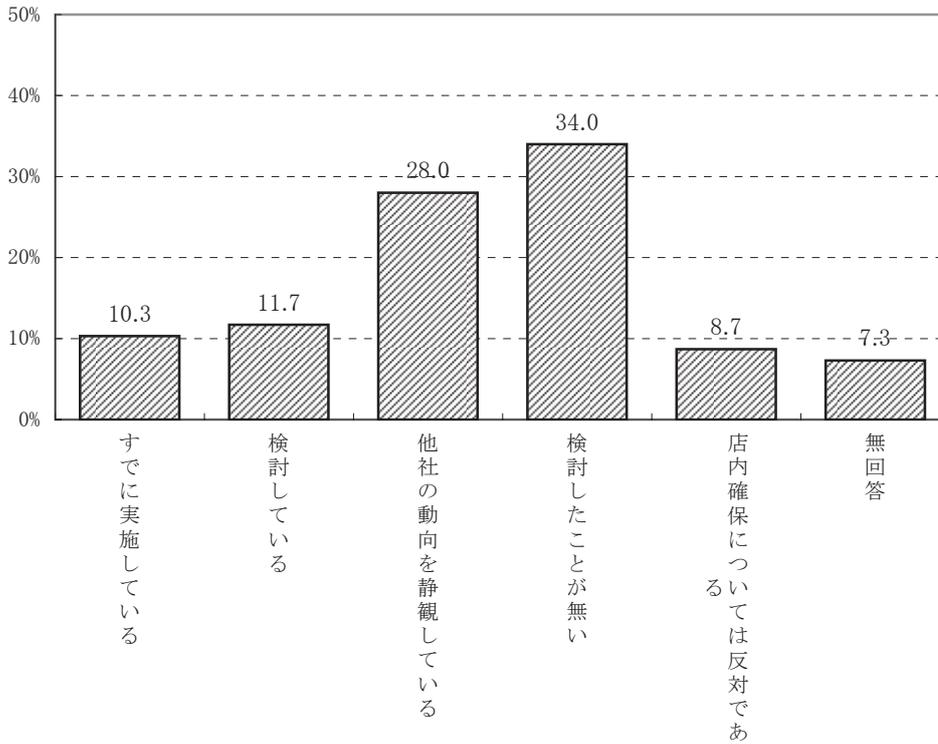
回数(年度)	マイバックで万引が増えた	マイバックで万引が減った	マイバックで万引は変わらない	無回答
第7回(平成23年度)	26.5	0.4	60.0	13.1
第6回(平成22年度)	36.7	0.4	52.9	10.0
第5回(平成21年度)	38.0	-	48.1	14.0

(10) 店内確保についての考え方 【問21】

店内確保についての考え方を尋ねた結果は、「検討したことが無い」34.0%、「他社の動向を静観している」28.0%、「検討している」11.7%、「すでに実施している」10.3%、「店内確保については反対である」8.7%、「無回答」7.3%となった。

〔図32・表32参照〕

〔図32〕 問21. 店内確保の実施状況



〔表32〕 問21. 店内確保の実施状況

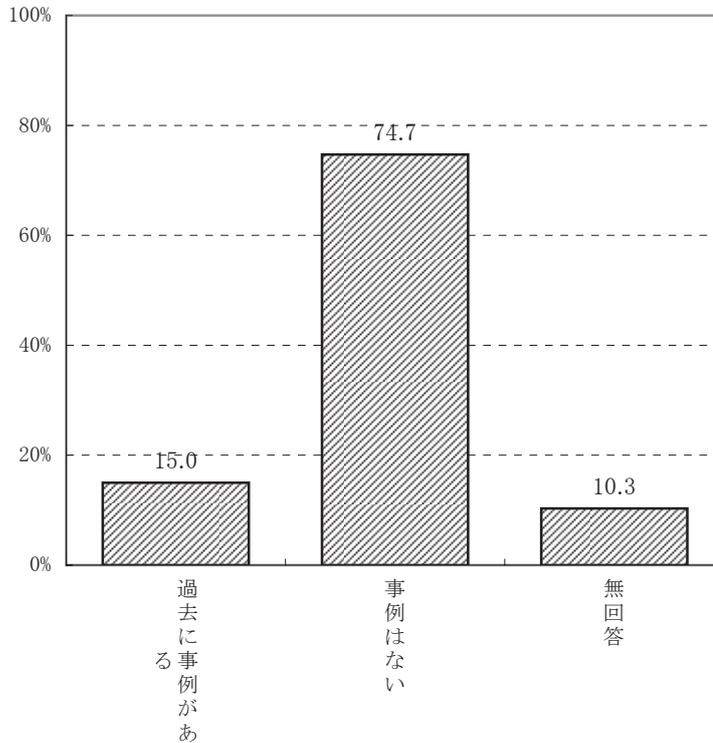
回数(年度)	すでに実施している	検討している	他社の動向を静観している	検討したことが無い	店内確保については反対である	無回答
第7回(平成23年度)	10.3	11.7	28.0	34.0	8.7	7.3
第6回(平成22年度)	19.4	10.7	19.4	24.9	17.4	9.1

## (11)万引品のネット転売等について 【問22】

万引品のネット転売等についてを尋ねた結果、「事例はない」74.7%、「過去に事例がある」15.0%、「無回答」10.3%となった。また「過去に事例がある」と回答した45社の年間事例数は、平均で3.8回である。

〔図33・表33参照〕

〔図33〕 問22. 万引品のネット転売等について



〔表33〕 問22. 万引品のネット転売等について

回数(年度)	過去に事例がある	事例はない	無回答
第7回(平成23年度)	15.0	74.7	10.3



## I. 万引犯罪被害の状況及び傾向について

問1. 現在、御社で万引対策を全社的担当されている部門をお答えください。

1. 店舗業務      2. 本部または管理部門      3. 警備部門      4. その他  
具体的な部門名は\_\_\_\_\_

問2-1. 御社では、直近の決算年度期間中に、全社でおおよそ何件の万引犯罪被害がありましたか。万引犯を確保した（捕まえた）人数を基にお答えください。

\_\_\_\_\_人 \_\_\_\_\_件

問2-2. 問2-1で、確保した万引犯の性別をお聞かせください。

1. 男性（      人）      2. 女性（      人）      3. 性別不明（      人）

問3-1. 問2-1で、確保した人数の内訳について、全体を100とした時の構成比をご記入ください。

合計人数 ①未就学    ②小学生    ③中学生    ④高校生    ⑤大学生    ⑥専門学校生

100%    %    %    %    %    %    %

⑦社会人    ⑧主婦    ⑨無職    ⑩その他    ⑪不明

%    %    %    %    %

問3-2. 問2-1で、確保した人数の内訳について、全体を100とした時の構成比をご記入ください。

合計人数      ①単独      ②2人組      ③3人組      ④4人組以上      ⑤不明

100%      %    %    %    %    %

問4. 問2-1で、誰が万引犯を確保したかの内訳を項目別にそれぞれご記入ください。

1. 御社の従業員（      人）      2. 保安警備員（      人）  
3. お客様（      人）      4. その他（      人）      5. 不明（      人）

問5. 御社の決算年度における年間の不明ロス金額（万引以外も含む不明ロス総額）とその年間総売上げに対する構成比について、分かる範囲で記入ください。

直近年度ロス金額 億  (万円)

構成比      .  (%)

※年度については、各社の決算年度単位で結構です。

問6. 御社の不明ロス金額の算出方法について〔1つだけ○〕

1. 商品の単品管理を行い、ロス金額を算出する
2. 決算上の粗利益からロス金額を推定する
3. その他の方法による

具体的に：  
\_\_\_\_\_

問7-1. 御社では、直近の年間不明ロス金額のうち、どの程度が万引被害によるものと推定されておられますか。〔1つだけ○〕

1. 10%未満
2. 10%～30%未満
3. 30%～50%未満
4. 50%～75%未満
5. 75%以上
6. わからない

問7-2. 直近の年間不明ロス金額の原因別（万引き・従業員不正・業者不正・管理誤り・不明）推定割合をご記入ください。

①万引き   %、②従業員窃盗   %、③業者不正   %、

④管理誤り   %、⑤不明   % (合計 100%)

問8. 問5でお答えいただいた万引被害金額は、1年前と比較して、どのような傾向にありますか。〔1つだけ○〕

1. 大変増えた
2. やや増えた
3. 変わらない
4. やや減った
5. 大変減った
6. わからない

問9. 問2-1でお答えいただいた万引被害について、被害件数の多い順に商品の種類をご記入ください。〔最大5つまで〕

- 1 番多い商品 \_\_\_\_\_
- 2 番目に多い商品 \_\_\_\_\_
- 3 番目に多い商品 \_\_\_\_\_
- 4 番目に多い商品 \_\_\_\_\_
- 5 番目に多い商品 \_\_\_\_\_

問10. 最近の万引犯罪の原因と御社が考えられるものは、何ですか。〔いくつでも○〕

1. 店舗の大型化による従業員1人当たりの守備範囲の拡大
2. 従業員の防犯意識の低下（パート比率の増加等による）
3. 失業者の増加など長引く経済不況
4. 遊興費欲しさ（パチンコ・ゲームセンターなど）
5. 万引に対する犯罪意識の欠落
6. インターネットオークションの出現
7. 中古ショップの増加
8. 中古品の買取時のルールが徹底されていない
9. 将来への不安
10. その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )

問 11. 御社において、直近で万引被害が減少しているとしたら、その理由と考えられるものは、何ですか。〔いくつでも○〕

1. 店内レイアウトを改めた
2. 社内の責任体制を明確にした（防犯責任者の設置等）
3. 保安警備員を増やした
4. 防犯カメラを増やした
5. 万引防止装置を導入した
6. 平成 23 年 4 月 1 日の古物営業法施行規則の改正が寄与した
7. その他（具体的に： \_\_\_\_\_）
8. 減少していない

## Ⅱ. 万引犯罪発見後の処理について

問 12. 御社において万引犯罪を発見した後の基本的な処理方針について 〔1つだけ○〕

1. 全件警察に通報する、未就学児、学生の場合は全件家族および学校にも連絡する
2. 全件警察に通報する、家族や学校に連絡するかどうかはケースバイケース
3. 一部警察に通報する
4. その他（具体的に： \_\_\_\_\_）
5. 通報しない

問 12-1. 問 12 で 1. 2. 3. 「警察に通報する」を選択いただいた方に伺います。万引被害を警察に通報した後に、書類作成などで警察の対応時間は平均どれくらいですか。〔1つだけ○〕

- |           |              |              |
|-----------|--------------|--------------|
| 1. 30 分以下 | 2. 30 分～1 時間 | 3. 1～2 時間    |
| 4. 2～3 時間 | 5. 3 時間以上    | 6. 2 日以上出頭した |

問 12-2. 上記問に対して、警察の書類作成に要する時間は昨年と比べ変化しましたか。〔1つだけ○〕

1. 警察の対応時間は短くなった
2. 警察の対応時間は長くなった
3. 警察の対応時間は変わらない
4. わからない

問 12-3. 上記問に対して、警察の対応時間で、どれ具合の時間が「負担」と感じますか。〔1つだけ○〕

- |           |              |           |
|-----------|--------------|-----------|
| 1. 30 分以下 | 2. 30 分～1 時間 | 3. 1～2 時間 |
| 4. 2～3 時間 | 5. 3 時間以上    |           |

問 12-4. 上記警察の対応時間の中でどのような手続きを手間と感じますか。〔いくつでも○〕

- |            |                     |          |         |
|------------|---------------------|----------|---------|
| 1. 警察に行くこと | 2. 被害届              | 3. 参考人調書 | 4. 証拠関係 |
| 5. 実況見分    | 6. その他（具体的に： _____） |          |         |



問 16. 御社では、万引犯を確保した際、万引犯人（もしくはその保護者）に対して、捕  
捉にかかった費用(人件費等)を損害賠償請求していますか。〔1つだけ○〕

1. 損害賠償請求をしている
2. 損害賠償請求はしていない

問 16-1. 問 16 で「1. 損害賠償請求をしている」と回答された方にお聞きします。  
損害賠償請求により万引件数に影響はありましたか。〔1つだけ○〕

1. 損害賠償請求をすることにより、万引の件数が減った
2. 損害賠償請求をしても、万引件数は依然と変わらない

問 16-2. 問 16 で「2. 損害賠償請求はしていない」と回答された方にお聞きします。  
今後、損害賠償請求することをお考えですか。〔1つだけ○〕

1. 万引犯人に対する損害賠償請求の導入を検討している
2. 損害賠償請求は考えていない

問 17. 御社では万引犯罪はどこが主体で行うべきであるとお考えでしょうか。

〔各いくつでも○、特に重要なものに◎〕

A. 青少年の万引犯罪の防止について

- |          |                       |          |         |
|----------|-----------------------|----------|---------|
| 1. 小売事業者 | 2. 家庭                 | 3. 学校    | 4. 警察   |
| 5. 警備事業者 | 6. 地域社会               | 7. 地方自治体 | 8. 社会全体 |
| 9. 国     | 10. その他（具体的に： _____ ) |          |         |

B. 成人の万引犯罪防止について

- |                      |         |          |         |
|----------------------|---------|----------|---------|
| 1. 小売業者              | 2. 警察   | 3. 警備事業者 | 4. 地域社会 |
| 5. 地方自治体             | 6. 社会全体 | 7. 国     |         |
| 8. その他（具体的に： _____ ) |         |          |         |

問 18. 御社では、万引きに関して地域社会とどのようなタイアップをされていますか。

〔いくつでも○〕

1. 地域ボランティアの店内巡回を受け入れている
2. 学校の先生の店内巡回を受け入れている
3. 制服警察官の店内巡回を受け入れている
4. 万引防止のポスターを店頭に掲げている
5. 生徒の職場体験を受け入れている
6. その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )

問 19. 平成18年5月に法改正されました刑法235条について、ご存知ですか。

〔1つだけ○〕

刑法235条の改正点：窃盗罪には従来10年以下の懲役に加え50万円以下の罰金刑が加わりました。

1. この法律改正を知っている
2. この法律改正を知らない

問 19-1. 問 19 で「1. この法律改正を知っている」と回答された方にお聞きします。

万引犯に対して刑法235条が適用されたことがありますか。〔1つだけ○〕

1. 御社での万引犯に対して、適用されたことがある
2. 御社での万引犯に対して、適用されたことがない
3. 御社での万引犯に対して、適用されたか不明

問 20-1. マイバックについてお伺いします。〔1つだけ○〕

1. マイバックを奨励している
2. マイバックはお断りしている
3. マイバックについては奨励も、お断りもしていない

問 20-2. 問 20-1 で、「1. マイバックを奨励している」「3. マイバックについては奨励も、お断りもしていない」と回答された方にお聞きします。

マイバック使用により万引件数に影響はありましたか。〔1つだけ○〕

1. マイバックで万引が増えた・・・(   %ぐらい増えた。)
2. マイバックで万引は減った
3. マイバックで万引は変わらない

問 21. 万引を撲滅するためには万引窃盗犯の「店内確保」が必須、という意見あり、先日2月7日万防機構から「店内確保」に関する提言を行いました。店内確保についてどのようにお考えですか。〔1つだけ○〕

1. すでに実施している
2. 検討している
3. 他社の動向を静観している
4. 検討したことが無い
5. 店内確保については反対である

問 22. 万防機構から、万引品処分市場対策に関する提言をしました。万引品がネットを通じて販売されたり、ネットオークションに出品されて処分されたりしているのではないかと云われています。御社ではいかがですか。〔1つだけ○〕

1. 過去に事例がある・・・何 (  ) を、年間   回ぐらい
2. 事例はない

IV. 万引犯罪で過去に「こんなことがあった」と特筆するような事例がありましたら、ご記入ください。

V. 万引犯罪を減らすためにはどのようなことが有効であると思われますか。具体的な  
お考え等（実際に行って効果が上がったと思われる取組も含む）があればご記入  
ください。

VI. 万引犯罪被害を減らすために、警察・行政・学校・家族等に対してご要望があればご  
記入ください。（例．警察—通報ルール・処理ルールの標準化、学校—地域社会との  
防犯連携等）

～ご協力ありがとうございました～

## 第7回

### 全国小売業万引被害実態調査報告書

平成24年9月発行

**特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構**

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2-8 中村ビル

TEL : 03-3355-2322 FAX : 03-3355-2344

URL : <http://www.manboukikou.jp/>

■転載、引用を希望される場合は、当機構の承諾が必要となりますので事務局に事前連絡をお願いします。